

資料編

目次

1	被害想定関係	1
資料1-1	気象庁震度階級	1
資料1-2	津波高と被害の程度	6
2	都市基盤施設・土地利用関係	7
資料2-1	公園等一覧表	7
資料2-2	道路一覧表	7
資料2-3	河川一覧表	7
資料2-4	重要水防箇所	8
資料2-5	水位観測所一覧表（土木）	8
資料2-6	雨量観測所一覧表（土木）	8
資料2-7	ため池一覧表	9
資料2-8	民有保安林一覧表	12
資料2-9	公営住宅管理戸数	13
3	災害危険箇所関係	14
資料3-1	砂防指定河川（砂防指定地）一覧表	14
資料3-2	海岸保全区域一覧表（国土交通省水管理・国土保全局所管）	15
資料3-3	海岸保全区域一覧表（農林水産省農村振興局所管）	15
資料3-4	漁港海岸保全区域一覧表（水産庁所管）	15
資料3-5	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	16
資料3-6	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	18
資料3-7	なだれ危険箇所一覧表	23
資料3-8	山腹崩壊危険地区一覧表	25
資料3-9	土石流危険渓流一覧	27
資料3-10	崩壊土砂流出危険地区一覧表	30
資料3-11	地すべり危険地区	31
資料3-12	地すべり防止区域（国土交通省管轄分）	31
資料3-13	地すべり等崩壊危険地（農林水産省農村振興局管轄分）	32
資料3-14	地すべり防止区域（農林水産省農村振興局管轄分）	32
資料3-15	土砂災害（特別）警戒区域一覧	33
4	危険物関係	70
資料4-1	危険物施設数一覧	70
資料4-2	毒物劇物関係登録届出施設数	70
資料4-3	高圧ガス第一種製造所、貯蔵所数	70
資料4-4	危険物の種別危険性	70
資料4-5	LPガス販売業者（取扱所）一覧表	71
資料4-6	石油類販売業者	72
5	消防・水防・警察関係	73
資料5-1	消防力の現況（鯖江・丹生消防組合）	73
資料5-2	消防水利の現況（鯖江・丹生消防組合）	73
資料5-3	資機材の保有現況	74
資料5-4	防災資機材の状況	78
資料5-5	水防資機材の状況	79
資料5-6	主要水閘門一覧表	80
資料5-7	水防信号	80
資料5-8	水防標識と身分証票	81
資料5-9	水防の費用負担と公用負担	82
資料5-10	自主防災組織の現況	83

6	上下水道関係	84
	資料6-1 水道事業の概要	84
	資料6-2 下水道事業の概要	84
7	情報収集・伝達関係	85
	資料7-1 防災関連機関連絡先一覧	85
	資料7-2 被害の認定基準	89
	資料7-3 地震・津波情報の広報文例	92
	資料7-4 水害・土砂災害情報の広報文例	94
8	応援要請関係	95
	資料8-1 県防災ヘリコプター応援要請書の様式	95
	資料8-2 福井県市町消防相互応援協定書	96
	資料8-3 福井県・市町村災害時相互応援協定	98
	資料8-4 災害協定一覧	102
9	緊急	104
	物資関係	104
	資料9-1 米穀備蓄倉庫一覧	104
	資料9-2 災害用備蓄物資の備蓄状況	105
	資料9-3 災害救助用米穀の引渡要請書	106
	様式9-4 政府所有主要米穀売買契約書	107
10	医療関係	110
	資料10-1 町内医療関係機関一覧表	110
	資料10-2 感染症指定医療機関一覧表	110
	資料10-3 医薬品等販売店一覧表	111
11	緊急輸送関係	112
	資料11-1 町車両保有台数一覧	112
	資料11-2 船舶借上先一覧表	114
	資料11-3 ヘリポート適地一覧表	114
	資料11-4 緊急交通路指定予定線[県指定交通規制道路]	114
	資料11-5 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示	115
12	保健衛生・遺体の処理等・廃棄物の処理関係	116
	資料12-1 火葬場一覧表	116
	資料12-2 廃棄物等処理施設一覧表	116
13	避難関係	117
	資料13-1 避難所一覧表	117
	資料13-2 越前町避難所開設・運営マニュアル	124
	資料13-3 越前町避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル	130
14	法律・条令等関係	149
	資料14-1 越前町防災会議条例	149
	資料14-2 越前町災害対策本部条例	151
	資料14-3 越前町災害弔慰金の支給等に関する条例	152
	資料14-4 越前町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	155
	資料14-5 り災証明関係様式	159
	資料14-6 災害救助法の適用基準	162
	資料14-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	163
15	災害報告関係	168
	資料15-1 県への報告	168
	資料15-2 災害関連速報用紙	176
16	要配慮者施設関係	190

資料 16-1	水防法第15条第1項第4号の該当施設	190
資料 16-2	土砂災害防止法第8条第1項第4号の該当施設	191
資料 16-3	その他関連施設	193
17	原子力災害関係	196
資料 17-1	原子力発電関連施設一覧	196
資料 17-2	備蓄物資の整備状況（原子力災害関係）	198
資料 17-3	原子力災害関連用語の解説	199

1 被害想定関係

資料 1 - 1 気象庁震度階級

1 気象庁震度階級関連解説

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料 1 - 2 津波高と被害の程度

津波高と被害程度

津波強度		0	1	2	3	4	5
津波高 (m)		1	2	4	8	16	32
津波の形態	緩斜面	岸で盛り上がる	沖でも水の壁 第二波砕波	先端に砕波を伴うものが増える		第一波でも巻き波砕波を起こす	
	急斜面	速い潮汐	速い潮汐				
音響				前面砕波による連続音 (海鳴り、暴風雨)			
					浜での巻き波砕波による大音響 (雷鳴、遠方では認識されない)		
						崖に衝突する大音響 (遠雷、突破、かなり遠くまで聞こえる)	
木造家屋	部分的破壊		全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			(資料なし)		全面破壊	
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる				(資料なし)		全面破壊
漁船			被害発生	被害率 50%		被害率 100%	
防潮林被害 防潮林効果	被害軽微 津波軽減 漂流物阻止			部分的被害 漂流物阻止		全面的被害 効果なし	
養殖筏	被害発生						
沿岸集落			被害発生	被害率 50%		被害率 100%	
津波高 (m)	1	2	4	8	16	32	

注：表中、津波高 (m) は船舶・養殖筏など海上にあるものに対しては汀線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっている。最下段は一集落全体を対象とした表現となっており、その集落の浸水域内で発生した最高遡上高 (最高打ち上げ高) (m) とその浸水域内全体としての家屋被害率の被害程度との関係になっている。

出典：津波工学研究報告 (1993 年)

2 都市基盤施設・土地利用関係

資料2-1 公園等一覧表

(平成31年3月31日現在)

NO	番 号	種別	公 園 名	所 在 地	供 用 開 始		適 用
					年 月 日	面 積	
1	2-2-54	街区	朝日中央公園	越前町西田中8字	S60. 4. 1	0.16 ha	全区域開設
2		街区	朝日東部1号公園	〃 東内郡四丁目	H13. 9. 28	0.85 ha	全区域開設
3		街区	朝日東部2号公園	〃 西田中二丁目	H13. 7. 1	0.30 ha	全区域開設
4		街区	朝日東部3号公園	〃 東内郡三丁目	H13. 7. 1	0.08 ha	全区域開設
5	5-4- 4	総合	古墳公園	〃 朝日21字	S52. 2. 17	5.50 ha	一部区域開設
6	2-2- 1	街区	檜津児童公園	〃 檜津4字	S56. 3. 5	0.25 ha	全区域開設
7	2-2- 2	街区	江波児童公園	〃 江波116字	S60. 6. 21	0.30 ha	全区域開設
8	3-3- 1	近隣	劔公園	〃 織田153字	S52. 1. 1	2.20 ha	全区域開設
9	4-3- 1	地区	織田中央公園	〃 下河原37字	H 3. 3. 31	3.40 ha	全区域開設
10	4-4- 2	地区	不老山公園	〃 織田154字	S52. 1. 1	4.00 ha	全区域開設
11	5-5- 1	総合	越前陶芸公園	〃 小曾原・江波	H 7.12. 1	11.80 ha	一部区域開設
12		街区	西田中第1公園	〃 西田中19字	H29. 5. 24	0.02 ha	全区域開設
13		街区	朝日第1公園	〃 朝日8字	H29.12. 27	0.01 ha	全区域開設
14		街区	新庄第1公園	〃 気比庄60字	H30. 1. 10	0.09 ha	全区域開設
15		街区	新庄第2公園	〃 気比庄60字	H30. 1. 10	0.04 ha	全区域開設

資料2-2 道路一覧表

(平成31年3月31日現在)

道 路 種 別	実 延 長 (m)	舗 装		橋 り よ う	
		延長(m)	率(%)	箇所数	延長(m)
国 道	45,130	45,130	100	48	1,015
主 要 地 方 道	34,992	34,992	100	33	607
一 般 県 道	38,145	37,228	98	38	386
町 道 (1 級)	69,112	69,013	99	48	681
町 道 (2 級)	49,944	45,964	92	31	309
町 道 そ の 他	239,333	188,177	79	147	1,677
計	476,656	420,504	88	345	4,675

資料2-3 河川一覧表

(平成31年3月31日現在)

種 別	河川名	区 間	延 長	指定年月日	備 考
1 級	天王川	越前町小曾原～日野川合流点	19,600 m		
〃	和田川	〃 宇須尾～天王川合流点	9,600 m		
〃	近田川	〃 上川去～和田川合流点	3,700 m		
〃	越知川	〃 上糸生～天王川合流点	6,700 m		
〃	織田川	〃 四ッ杉～天王川合流点	4,200 m		
2 級	玉川川	〃 玉川～日本海へ至る	500 m		

資料 2 - 4 重要水防箇所

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

河川名	延長	区域	重要度		級別	摘要
天王川	1,400	越前町乙坂～福井市清水山町	B	左 1,400	1	堤防高
和田川	10,300	越前町佐々生～越前町田中	B	右 5,300 左 5,300	2	堤防高
天王川	500	越前町江波	B	左 500	2	堤防高
天王川	7,600	越前町内郡～越前町乙坂	B	右 3,700 左 3,900	1	堤防高
織田川	2,400	越前町織田	B	右 1,200 左 1,200	1	堤防高

資料 2 - 5 水位観測所一覧表 (土木)

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

河川名	観測所名	設置場所	所在地	自記 レベルメータ 普通	通報水位 (水防団待 機水位)	警戒水位 (氾濫注意 水位)	特別警戒 水位(避難 判断水位)	危険水位 (氾濫危険 水位)	河口より の距離	流域 面積	基準高
天王川	宝泉寺	橋脚	宝泉寺 23-64-3	無線テレ	2.00 m	3.00 m	3.50 m	4.20 m	20.10 km	108.0 km ²	12.85
天王川	江波	右岸	江波	有線テレ	1.00 m	1.40 m	—	2.00 m	—	—	70.58
和田川	近田橋 (気比庄)	左岸	上川去 9-20	無線テレ	2.00 m	3.00 m	—	4.00 m	19.60 km	28.5 km ²	9.29

資料 2 - 6 雨量観測所一覧表 (土木)

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

No	観測所名	水系	河川名	所在地	観測 方法	設 置 場 所	
						緯 度	経 度
1	鯖江丹生分庁舎	九頭竜川	天王川	気比庄	有線テレ	N35° 58' 35"	E136° 08' 17"
2	上糸生	九頭竜川	越知川	上糸生川字 30	無線テレ	N36° 00' 20"	E136° 04' 05"
3	小曾原			小曾原 123 字 1-17	無線テレ	N35° 55' 02"	E136° 02' 00"
4	梅浦			梅浦 80 字龍ヶ蓋 32	無線テレ	N35° 57' 28"	E135° 59' 24"
5	高佐			高佐地区集会施設	無線テレ	N35° 53' 50"	E135° 59' 44"
6	織田	九頭竜川	日野川	織田 36-1	自記テレ	N35° 57' 39"	E136° 03' 21"
7	赤井谷	九頭竜川	織田川	赤井谷 15 字 47	無線テレ	N35° 58' 29"	E136° 03' 01"

資料 2-7 ため池一覧表

[その1]

(令和2年12月31日現在)

No	施設名	所在地	所有者	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	被害想定			
							戸数	人口	集落名	面積(ha)
1	蟹ヶ窪用水	越前町下糸生 49-2	集落	下糸生区長	36,500	11.9	17	68	下糸生	11.8
2	村溜	〃 金谷	集落	金谷区長	12,100	7.4	7	28	金谷	2.0
3	貝谷大溜	〃 境野	集落	境野区長	9,100	6.5	19	76	境野	15.4
4	大門堤	〃 小倉 27-7	組合	小倉農家組合	7,000	4.5	1	4	小倉	2.0
5	ズベリト	〃 小倉 42-9	組合	小倉農家組合	10,000	5.9	5	20	小倉	3.2
6	朝日溜池	〃 朝日	集落	朝日区長	1,600	3.4			朝日	0.4
7	鍛冶谷溜	〃 岩開	集落	岩開区長	8,000	9.9	9	36	岩開	3.1
8	鉾ヶ谷	〃 岩開	集落	岩開区長	25,500	9.4	25	100	岩開	2.7
9	白山谷	〃 岩開	集落	岩開区長	15,400	7.4	12	48	岩開	1.8
10	深田溜池	〃 佐々生	組合	佐々生農家組合	22,700	3.9			佐々生	11.3
11	小倉見	〃 佐々生	組合	佐々生農家組合	59,500	12.2	3	12	佐々生	13.1
12	大谷溜池	〃 小倉 58-6	組合	東小倉土地改良組合	4,000	7.0			小倉	1.1
13	蟹ヶ窪新溜池	〃 下糸生 49-1	集落	下糸生区長	3,000	5.8			下糸生	0.9
14	白山谷新溜	〃 岩開	集落	岩開区長	12,000	7.0	7	28	岩開	3.8
15	(仮) 佐々生 2	〃 佐々生	個人	山田政子	250	一			佐々生	0.1
16	(仮) 佐々生 3	〃 佐々生	個人	山田政子	650	4.5	5	20	佐々生	0.4
17	(仮) 佐々生 4	〃 佐々生	個人	田中範夫	400	1.4			佐々生	0.1
18	(仮) 佐々生 5	〃 佐々生	個人	久保昌義	1,800	2.7			佐々生	0.4
19	(仮) 横山 1	〃 横山	個人	五島義信	480	2.1			横山	0.1
20	牛越溜池 (下)	〃 牛越 21-8	組合	牛越土地改良組合	1,000	5.2			牛越	0.4
21	牛越溜池 (上)	〃 牛越 21-1	組合	牛越土地改良組合	1,900	7.3			牛越	1.6
22	細谷	〃 牛越 12-3	個人	永當治男	1,250	3.7			牛越	0.5
23	中尾	〃 牛越	個人	清水治	960	2.3			牛越	0.3
24	障子谷溜池	〃 小倉 16-10	個人	野村峰郎	570	2.1			小倉	0.2
25	念佛田溜池	〃 小倉 86-31	組合	小倉農家組合	400	3.5			小倉	0.2
26	枇杷ヶ谷溜池	〃 小倉	組合	小倉農家組合	250	1.6			小倉	0.1
27	タツガ谷	〃 小倉 69-8	組合	東小倉土地改良組合	600	2.7			小倉	0.3
28	カンジャンシキ	〃 小倉 51-14	組合	小倉農家組合	1,100	3.6			小倉	0.5
29	天池	〃 小倉 89-65	組合	小倉農家組合	5,000	6.0	18	72	小倉	1.3
30	(仮) 下糸生 1	〃 下糸生	集落	下糸生区長	250	1.2			下糸生	0.1
31	奥中山溜	〃 上糸生 97-5	集落	上糸生区長	1,500	2.0	5	20	上糸生	0.5
32	お寺山池	〃 下糸生 23-3	個人	和田一之	600	3.7			上糸生	1.1
33	向井山溜池	〃 下糸生	個人	戸田忠則	1,000	3.7			下糸生	0.7
34	鎌畦溜池	〃 金谷	集落	金谷区長	1,000	3.0	1	4	金谷	0.4
35	東山溜池	〃 中野	個人	中上東	440	4.0			中野	0.2
36	岩開 1	〃 岩開	集落または申し合わせ組合 (水利組合)	岩開区長	350	1.1			岩開	
37	(仮) 佐々生 6	〃 佐々生	個人	青井憲治	800	3.8			佐々生	0.3
38	(仮) 青野 1	〃 青野	集落または申し合わせ組合 (水利組合)	青野区長	5,000	5.4	14	56	青野	1.5
39	(仮) 菜原 1	〃 菜原	個人	為國藤治	1,400	3.5			菜原	0.3
40	(仮) 菜原 2	〃 菜原	個人	国兼儀雄	40	2.6			菜原	0.6

[その2]

No	施設名	所在地	所有者	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	被害想定			
							戸数	人口	集落名	面積(ha)
41	(仮) 茱原3	越前町茱原	個人	為国藤治	2,000	7.0			茱原	1.0
42	(仮) 小倉3	" 小倉	集落	四ッ合区長	450	8.0			小倉	0.6
43	(仮) 大谷寺1	" 大谷寺	集落	大谷寺区長	550	1.0			大谷寺	0.1
44	(仮) 茱原4	" 茱原	個人	為国勇次	1,200	4.5			茱原	0.3
45	(仮) 茱原5	" 茱原	個人	為国勇次	3,100	3.8			茱原	0.8
46	(仮) 佐々生7	" 佐々生	個人	久保福治	250	0.9			佐々生	0.1
47	(仮) 茱原6	" 茱原	個人	為国藤左エ門	3,600	3.0			茱原	
48	(仮) 茱原新	" 茱原	個人	茱原政敏	900	2.5			茱原	
49	(仮) 中野新	" 中野	個人	馬谷一郎	60	2.0			中野	
50	(仮) 天王新1	" 天王	個人	三田村美智子	490	2.5			天王	
51	(仮) 天王新2	" 天王	個人	内藤俊三	640	2.5			天王	
52	お寺山池新	" 下糸生	個人	小島良治	300	3.0			下糸生	
53	熊谷	" 熊谷	個人	西野良一	2,500	2.3			熊谷	0.5
54	古屋	" 古屋	集落	古屋区長	2,500	5.5			古屋	0.7
55	大溜	" 小曾原	組合	小曾原水利組合	100,000	4.5	41	164	小曾原	22.0
56	小曾原一	" 小曾原	組合	小曾原南部土地改良組合	3,500	2.3			小曾原	0.8
57	小曾原三	" 小曾原	組合	小曾原南部土地改良組合	3,500	6.0			小曾原	1.4
58	(仮) 小曾原新	" 小曾原	組合	小曾原南部土地改良組合	6,800	8.0			小曾原	
59	奥ノ谷	" 江波	集落	江波大区長	5,000	5.2	4	16	江波	1.5
60	広野	" 広野	個人	大西義孝	3,500	4.3	1	4	広野	1.0
61	八田新保	" 八田新保	集落	八田新保区長	25,000	7.4	21	84	八田新保	6.9
62	舟場	" 舟場	集落	舟場区長	11,500	5.5	5	20	舟場	2.3
63	八田	" 八田	個人	井上純一	3,500	5.2			八田	1.1
64	円満	" 円満	集落	円満区長	4,000	7.2			円満	2.2
65	宇須尾大溜	" 宇須尾	集落	宇須尾区長	41,300	6.7	5	20	宇須尾	8.1
66	蓮池	" 宇須尾	集落	宇須尾区長	6,000	3.8	7	28	宇須尾	1.5
67	後谷	" 寺	集落	寺区長	4,000	7.3	5	20	寺	1.9
68	檜津	" 檜津	集落	檜津大区長	800	2.7	6	24	檜津	1.2
69	円満第2	" 円満	集落	円満区長	550	0.6			円満	0.2
70	八田第2	" 八田	個人	斉藤正純	1,050	4.9	2	8	八田	0.4
71	(仮) 舟場2	" 舟場	個人	岡田誠司	350	—			舟場	0.1
72	檜津第2	" 檜津	集落	檜津大区長	850	3.1			檜津	0.3
73	檜津第3	" 檜津	集落	檜津大区長	3,400	5.0	4	16	檜津	0.9
74	江波1	" 江波	集落	江波大区長	1,550	8.0			江波	
75	新溜	" 小曾原	個人	相木七良右エ門	1,200	5.0	1	4	小曾原	0.4
76	小曾原第4	" 小曾原	個人	藪内市左エ門	4,600	4.2	3	12	小曾原	1.2
77	江波2	" 江波	集落	江波大区長	350	1.0	1	4	江波	0.1
78	八田新保第2	" 八田新保	個人	中西五左エ門	1,100	3.0			八田新保	0.3
79	(仮) 舟場4	" 舟場	個人	清水文和	550	3.3			舟場	0.3
80	小曾原第5	" 小曾原	組合	小曾原南部土地改良組合	250	2.8			小曾原	0.1

[その3]

No	施設名	所在地	所有者	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	被害想定			
							戸数	人口	集落名	面積(ha)
81	北長	〃 宇須尾	集落	宇須尾区長	400	1.7			宇須尾	
82	円満第3	〃 円満	集落	円満区長	3,250	2.8			円満	0.9
83	中溜	〃 円満	集落	円満区長	1,250	2.7			円満	0.5
84	小曽原第6	越前町小曽原	組合	小曽原水利組合	1,850	2.4	2	8	小曽原	0.5
85	檜津第7	〃 檜津	集落	檜津大区長	200	1.3			檜津	0.1
86	小曽原第7	〃 小曽原	個人	松野捨二	700	2.5	1	4	小曽原	0.2
87	宇呂坂の溜	〃 円満	集落	円満区長	750	2.0			円満	0.2
88	円満第4	〃 円満	集落	円満区長	4,150	7.0			円満	1.4
89	檜津第8	〃 檜津	集落	檜津大区長	12,650	5.3			檜津	4.3
90	檜津第9	〃 檜津	集落	江波大区長	1,900	2.9			檜津	0.5
91	小曽原第8	〃 下河原	個人	友廣啓二郎	1,500	10.4			下河原	1.3
92	小曽原第9	〃 小曽原	集落	小曽原区長	2,800	8.0			小曽原	0.9
93	宇須尾第2	〃 宇須尾	集落	宇須尾区長	250	1.0			宇須尾	0.1
94	(仮)血ヶ平1	〃 血ヶ平	個人	清水隆行	600	3.8			血ヶ平	0.2
95	玉川	〃 玉川	個人	高嶋寛正	1,000	5.4			玉川	0.8
96	(仮)梅浦1	〃 梅浦	個人	浜野たか子	1,000	3.5			梅浦	0.3
97	(仮)梅浦2	〃 梅浦	個人	江ノ畑一郎	200	6.0			梅浦	0.2
98	茂原	〃 茂原	個人	浜野末子	250	3.6			茂原	0.2
99	(仮)六呂師2	〃 六呂師	個人	山本通子	250	一			六呂師	0.1
100	(仮)梅浦3	〃 梅浦	個人	橋本衛	250	5.0			梅浦	0.5
101	鎌ヶ淵	〃 織田	組合	上野水路組合	24,000	3.4	5	20	織田	5.0
102	長の谷第1	〃 織田	組合	西野水利組合	12,000	7.5			織田	3.4
103	桜谷	〃 桜谷	集落	桜谷区長	3,100	4.7	6	24	桜谷	2.5
104	脇谷	〃 細野	集落	細野区長	18,000	2.5	2	8	脇谷	3.6
105	大久保	〃 細野	集落	細野区長	6,000	6.0	2	8	細野	2.3
106	三反木	〃 細野	集落	細野区長	6,000	4.7			細野	2.0
107	小頭	〃 細野	集落	細野区長	12,000	4.2			細野	2.6
108	京加	〃 細野	集落	細野区長	14,000	0.5			細野	2.8
109	泥溜	〃 織田	組合	西野水利組合	9,500	1.5			織田	1.9
110	鈴越	〃 織田	組合	上野水利組合	10,000	6.2			織田	5.2
111	新溜	〃 織田	町	越前町長	12,000	5.9	1	4	三崎	3.2
112	城ヶ谷	〃 織田	組合	西野水利組合	5,500	8.4			織田	3.2
113	船ヶ谷	〃 織田	個人	奥田芳文	6,000	6.9	3	12	織田	2.3
114	新溜	〃 平等	組合	野水利組合	2,000	3.6	6	24	平等	0.7
115	けん上	〃 平等	個人	吉田長兵衛	5,000	3.4			平等	1.4
116	長の谷第2	〃 織田	組合	西野水利組合	1,900	6.5			織田	1.3
117	(仮)上山中1	〃 上山中	個人	林博美	1,000	9.0			上山中	0.5
118	穴谷	〃 中	個人	宇野一夫	450	4.2			中	0.3
119	水穴	〃 中	組合	水穴地区組合	200	1.2			中	0.1
120	光音(下)	〃 中	個人	相馬浩基	120	1.6			中	0.1

[その4]

No	施設名	所在地	所有者	管理者	総貯水量 (m ³)	堤高 (m)	被害想定			
							戸数	人口	集落名	面積(ha)
121	光音(上)	〃 中	個人	相馬浩基	1,900	5.0			中	0.8
122	打越	〃 打越	集落	打越区長	1,150	0.6			打越	0.2
123	赤井谷	〃 赤井谷	組合	赤井谷耕地組合	29,000	8.2			赤井谷	7.6
124	赤井谷	越前町赤井谷	集落	赤井谷自治会	350	4.5			赤井谷	0.3
125	山田の溜	〃 山田	集落	山田区長	8,500	6.5	19	76	山田	3.3
126	こだん	〃 岩倉	個人	佐々木孝夫	900	2.2			岩倉	0.7
127	鈴越大溜	〃 下河原	組合	上野水利組合	9,100	8.4			下河原	2.9
128	(仮) 平等1	〃 平等	個人	室田亨	200	2.8			平等	0.1
129	向山の溜	〃 平等	個人	三田村宏一	1,400	3.3			平等	0.4
130	(仮) 平等2	〃 平等	集落	平等区長	1,150	4.5			平等	0.4
131	(仮) 下河原1	〃 下河原	個人	奥田守	1,300	8.2	12	48	下河原	1.4
132	鎌口の溜	〃 下河原	個人	奥田憲平	2,600	9.5			下河原	2.0
133	(仮) 織田1	〃 平等	個人	服部博勝	2,850	3.8	22	88	平等	2.4
134	(仮) 織田2	〃 織田	個人	水島一憲	300	5.3			織田	0.5
135	(仮) 下河原2	〃 下河原	個人	奥田憲平	1,000	5.5			下河原	0.4
136	(仮) 上戸1	〃 上戸	集落	上戸区長	1,600	2.9			上戸	1.7
137	(仮) 下山中2	〃 三崎	集落	下山中区長	800	1.9			三崎	0.0
138	桜谷新	〃 桜	集落	桜谷区長	1,400	4.0			桜谷	
139	(仮) 平等新	〃 平等	個人	室田亨	540	3.0			平等	
140	(仮) 鎌坂新	〃 織田	組合	織田鎌坂土地改良組合	17,100	7.7			織田	

資料2-8 民有保安林一覧表

(平成31年3月31日現在)

(単位: ha)

	水源 かん養	土砂流 出防備	土砂崩 壊防備	潮害 防備	干害 防備	なだれ 防止	落石 防止	魚つき	保健	風致	計
越前町	1,362	(2) 63	(0) 26	6	7	0	0	(2) 13	(290) 20	(355) 42	(359) 1,540

1. () 書は、上位保安林と兼種で外数。但し、計欄は、上位保安林と兼種で内数。
2. 0表示は、保安林が0.5ha未満の面積。
3. 土砂流出防備保安林には、保安施設地区転換の面積が含まれている。

資料 2-9 公営住宅管理戸数

(令和 2 年 12 月 31 日現在)

管 理 戸 数	公 営 住 宅	木造	72
		準耐火構造平屋建	20
		準耐火構造 2 階建	
		低層耐火構造	10
		中高層耐火構造	99
		小計	204
	改 良 住 宅	準耐火構造 2 階建	
		中層耐火構造	
		小計	
	特 定 公 共 賃 貸 住 宅	木造	5
		中層耐火構造	5
		小計	10
総数			211

3 災害危険箇所関係

資料 3-1 砂防指定河川（砂防指定地）一覧表

[その1]

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

水系名	河川名	溪流名	所在地		告示番号	告示年月日				面積 (ha)	
			町名	字名							
24										124.43	
九頭竜川	天王川	栃川川	越前町	栃川	建	3170	S	37	12	22	6.30
〃	〃	頭谷川	〃	頭谷	〃	3895	S	42	11	21	5.58
〃	〃	乙坂川	〃	乙坂	国	261	H	15	11	13	4.70
〃	越知川	越知川	〃	小川	建	2028	S	34	10	23	15.99
〃	〃	〃	〃	〃	〃	2387	H	12	12	18	1.88
〃	〃	笈松川	〃	〃	〃	3110	S	37	12	13	0.49
〃	〃	萩野川	〃	下系生	〃	3110	S	37	12	13	5.31
〃	〃	天谷川	〃	上系生	〃	3170	S	37	12	22	10.36
〃	〃	湯ノ谷川	〃	〃	〃	3170	S	37	12	22	4.33
〃	〃	〃	〃	〃	国	233	H	13	3	16	8.12
〃	〃	中野川	〃	大谷寺	建	3121	S	41	9	9	5.25
〃	〃	中野川・支川	〃	〃	〃	183	S	43	2	14	3.30
〃	〃	野末川	〃	大畑	〃	3121	S	41	9	9	7.38
〃	〃	野末川・支川	〃	小倉	〃	183	S	43	2	14	7.98
〃	〃	〃	〃	野末小倉	〃	303	H	2	2	25	0.25
〃	〃	下系生川	〃	下系生	〃	63	S	53	1	28	4.73
〃	〃	中畑川	〃	宝泉寺	〃	691	S	55	3	29	8.77
〃	〃	越知川支川	〃	小川	〃	95	S	60	1	24	1.10
〃	〃	鞍骨谷川	〃	〃	〃	1774	H	1	10	21	0.59
〃	〃	釈迦堂川	〃	大谷川	〃	2064	H	4	12	25	1.55
〃	〃	東雨宮谷川	〃	〃	〃	272	H	6	2	14	0.72
〃	〃	湯屋ヶ谷川	〃	上系生	〃	2387	H	12	12	18	3.57
〃	〃	〃	〃	大玉	国	117	H	14	3	1	0.32
〃	〃	慶円寺川	〃	小川	〃	41	H	16	1	28	15.86
12										145.36	
九頭竜川	天王川	熊谷川	越前町	熊谷	建	1411	S	37	6	19	14.55
〃	〃	奥谷川	〃	〃	〃	1411	S	37	6	19	5.03
〃	〃	〃	〃	〃	〃	664	S	32	3	16	7.83
〃	〃	〃	〃	〃	〃	663	H	11	3	17	62.63
〃	〃	国成川	〃	江波	〃	3110	S	37	12	13	13.70
〃	〃	蚊谷川	〃	蚊谷寺	〃	3170	S	37	12	22	6.74
〃	〃	増谷川	〃	増谷	〃	3170	S	37	12	22	8.04
〃	〃	霞ヶ谷川	〃	江波	〃	754	S	59	3	29	3.05
〃	〃	樫津川	〃	樫津	〃	241	H	1	2	15	0.42
〃	国成川	上者川	〃	熊谷	〃	1055	H	3	4	16	6.35
〃	天王川	谷川及び支川	〃	小曾原	〃	272	H	6	2	14	1.72
〃	和田川	開谷川	〃	八田	〃	1411	S	37	6	19	15.30
21										133.29	
玉川川		玉川川	越前町	血ヶ平	〃	3170	S	37	12	22	10.63
〃		〃	〃	〃	国	366	H	14	5	8	27.40
その他		梅浦川	〃	梅浦	建	2028	S	34	10	23	31.93
〃		〃	〃	〃	〃	303	H	2	2	25	12.65
〃		米ノ川	〃	米ノ	〃	2540	S	36	11	7	7.87
〃		梅浦川支川	〃	梅浦	〃	2098	S	40	7	30	2.55
〃		〃	〃	〃	〃	98	S	60	1	24	1.09
〃		六呂師川	〃	六呂師	〃	2098	S	40	7	30	3.77
〃		大樟川	〃	大樟	〃	2098	S	40	7	30	4.36
〃		〃	〃	〃	〃	1570	S	61	9	26	0.23
〃		道口川支川	〃	道口	〃	3895	S	42	11	21	7.43
〃		別司川	〃	厨	〃	3895	S	42	11	21	7.32
〃		〃	〃	道口	〃	406	H	9	3	7	0.22
〃		鈴間川支川	〃	厨	〃	3895	S	42	11	21	6.10
〃		梨子ヶ平川	〃	梨子ヶ平川	〃	2050	S	46	12	17	2.94
〃		滝の川支川	〃	茂原	〃	336	S	52	3	16	3.05
〃		宿川	〃	宿	〃	1570	S	61	9	26	0.49
〃		〃	〃	〃	〃	303	H	2	2	25	0.91
九頭竜川	天王川	奥谷川	〃	厨	〃	663	H	11	3	17	2.35
〃	〃	八坂川	〃	天王	国	710	H	26	7	1	4.45
〃	和田川	寺山川	〃	寺	〃	1369	H	18	11	13	6.79

[その2]

河川名			所在地		告示番号	告示年月日				面積 (ha)
水系名	河川名	溪流名	町名	字名		年	月	日	日	
13										122.63
九頭竜川	天王川	平等川	越前町	平等	建 3110	S	37	12	13	10.33
〃	越知川	萩野川	〃	赤井谷	〃 3110	S	37	12	13	18.85
〃	萩野川	赤井谷川	〃	〃	〃 3110	S	37	12	13	5.16
〃	越知川	千田川	〃	織田	〃 3110	S	37	12	13	2.03
〃	〃	笈松川	〃	笈松	〃 3110	S	37	12	13	17.13
〃	〃	千田川	〃	赤井谷	〃 808	S	44	3	31	41.80
〃	〃	〃	〃	〃	〃 1979	H	10	11	18	0.72
〃	〃	笈松川	〃	笈松	〃 2239	H	6	11	22	0.64
〃	天王川	織田川	〃	下山中	〃 3170	S	37	12	22	8.82
〃	織田川	山中川	〃	上山中	〃 3170	S	37	12	22	4.83
〃	〃	惣分谷川	〃	三崎	〃 2188	S	47	12	27	5.35
〃	〃	禪興寺川	〃	織田	〃 691	S	55	3	29	6.82
〃	〃	山中川	〃	四ツ杉	〃 2111	H	5	11	8	0.15

資料3-2 海岸保全区域一覧表（国土交通省水管理・国土保全局所管）

（平成31年3月31日現在）

番号	沿岸名 海岸名	地区 海岸名	保全区域	指定年月日	公示番号	指定延長 (m)	面積 (m ²)
1	若狭湾 越前	厨	越前町厨	S40.12.17	822	1,822	158,598.0
2	〃	茂原	越前町茂原	S43.9.24	638	360	24,500.0
3	〃	高佐	越前町米ノ	S49.2.5	98	290	17,507.5

資料3-3 海岸保全区域一覧表（農林水産省農村振興局所管）

（平成31年3月31日現在）

沿岸名 海岸名 地区海岸名	指定年月日	番号	海岸管 理者名	海岸保全区域	指定 延長
若狭湾 越前 高佐茂原	S35.3.29 S51.11.24 S55.9.16 H11.12.21	218 1032 756 908	福井県	丹生郡越前町茂原11号字下滝浜21番地の1 ～高佐16号字黒石13番地の1	336 m

資料3-4 漁港海岸保全区域一覧表（水産庁所管）

（平成31年3月31日現在）

海岸名	海岸管理者	指定年月日	告示番号	指定延長(m)	面積(ha)	備考
玉川	越前町	H04.01.07	6	255	26,600	
越前	福井県	H18.02.07	1713	1,527	120,101	
白浜(城崎)	越前町	H04.01.07	5	230	19,900	
米ノ浦	越前町	H09.01.21	46	1,485	194,800	

資料 3-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

[その1]

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

区 域	所 在 地		公 示					面積 (ha)
	町名	字名	告示番号	公示年月日				
天谷	越前町	天谷	221	S	55	3	28	10.00
栃川	〃	栃川	292	S	57	4	1	1.02
栃川第2	〃	〃	112	H	7	2	7	2.25
乙坂第1	〃	乙坂	292	S	57	4	1	0.71
乙坂第2	〃	〃	292	S	57	4	1	0.65
下出	〃	小川	243	S	60	3	26	2.20
清水	〃	上糸生	173	S	61	3	18	0.64
大玉	〃	大玉	112	H	7	2	7	2.96
上糸生	〃	上糸生	112	H	7	2	7	1.73
朝日ヶ丘	〃	朝日	800	H	12	11	21	1.10
七尾山	〃	天王 宝泉寺	633	H	15	10	17	1.88
朝日地区 計	11ヶ所							25.14
江波	越前町	江波	190	H	9	3	21	1.37
蟬口	〃	蟬口	174	H	17	3	1	7.18
宮崎地区 計	2ヶ所							8.55
城ヶ谷	越前町	新保・宿・梅浦	777	S	44	10	31	9.80
梅浦第1	〃	梅浦	93	S	46	2	2	1.51
梅浦第3	〃	〃	295	S	57	4	1	1.57
梅浦第4	〃	〃	118	S	47	2	12	0.09
梅浦第5	〃	〃	127	S	52	2	25	6.40
梅浦第6	〃	〃	222	S	55	3	28	4.30
米ノ第1	〃	米ノ	157	S	56	3	6	3.99
米ノ第2	〃	〃	93	S	46	2	2	2.09
米ノ第3	〃	〃	258	S	48	3	30	1.60
米ノ第4	〃	〃	302	H	14	3	29	2.15
米ノ第6	〃	〃	127	S	52	2	25	0.90
小樟第1	〃	小樟	225	S	45	3	31	0.49
小樟第2	〃	〃	802	S	47	9	1	1.20
小樟第3	〃	〃	294	S	57	5	1	1.20
大樟第2	〃	大樟	482	S	58	5	13	1.86
大樟第3	〃	〃	69	S	50	1	28	3.89
大樟第4	〃	〃	182	S	51	2	27	6.40
厨第1	〃	厨	93	S	46	2	2	1.27
厨第3	〃	〃	225	S	45	3	31	0.63
厨第5	〃	〃	222-1	S	55	3	28	1.69
厨第6	〃	〃	337	S	54	4	24	1.80
血ヶ平	〃	血ヶ平	93	S	46	2	2	2.83
血ヶ平第2	〃	〃	10	H	16	1	13	3.65
道口第2	〃	道口	118	S	47	2	12	3.70
高佐第1	〃	高佐	222-2	S	55	3	28	2.00
高佐第2	〃	〃	182	S	51	2	27	1.03
白浜	〃	白浜	378-3	S	54	4	24	3.00
玉川第1	〃	玉川	227	H	12	3	17	5.21
茂原	〃	茂原	378	S	54	4	24	4.60
梨子ヶ平	〃	梨子ヶ平	222	S	55	3	28	1.40
左右	〃	左右	222	S	55	3	28	2.40
午房ヶ平	〃	午房ヶ平	156	S	56	3	6	1.29
越前地区 計	32ヶ所							85.94

[その2]

区 域	所 在 地		公 示					面積 (ha)
	町名	字名	告示番号	公示年月日				
下山中	越前町	下山中	292	S	57	4	1	2.07
下山中第2	〃	〃	254	H	1	3	22	3.13
入尾	〃	入尾	802	S	63	9	22	1.61
下河原	〃	下河原	157	H	2	3	13	1.88
東	〃	織田	222	H	3	3	26	2.08
岡坂	〃	笈松	351	H	4	5	1	2.00
笈松	〃	織田(笈松)	199	H	5	3	23	1.12
笹川	〃	笹川	250	H	8	3	29	0.73
赤井谷	〃	赤井谷	250	H	8	3	29	2.35
赤井谷第2	〃	〃	404	H	16	6	18	1.66
赤井谷第3	〃	〃	404	H	16	6	18	1.17
織田地区 計	11ヶ所							19.80

資料 3-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

[その1]

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

箇所番号	箇所名	郡・市	町名	大字	小字	急傾斜地崩壊 箇所の延長 m	傾斜度 度	高さ m	人家戸数 戸
	I (自然斜面)								
452	下出	丹生郡	越前町	小川	-	650	70	30	11
453	向川 1	丹生郡	越前町	小川	-	350	60	30	4
454	天谷 1	丹生郡	越前町	天谷	-	200	60	10	14
458	清水	丹生郡	越前町	上糸生	-	200	75	35	6
459	大玉	丹生郡	越前町	上糸生	-	400	40	38	8
464	栃川 1	丹生郡	越前町	栃川	-	450	60	15	26
465	宇田	丹生郡	越前町	佐々生	-	600	70	50	5
466	乙坂(1)	丹生郡	越前町	乙坂	-	210	55	33	12
467	乙坂(2)	丹生郡	越前町	乙坂	-	250	50	24	14
743	栃川 2	丹生郡	越前町	栃川	-	250	77	25	19
7000	天谷 2	丹生郡	越前町	天谷	-	155	35	45	-
7001	天谷 3	丹生郡	越前町	天谷	-	155	50	60	-
7002	真木 1	丹生郡	越前町	真木	-	40	30	15	-
7003	小川(1)	丹生郡	越前町	小川	-	55	35	80	5
7004	小川(2)	丹生郡	越前町	小川	-	50	35	75	-
7005	旧朝日町飛地 1	丹生郡	越前町	旧朝日町飛地	-	15	40	25	-
7006	旧朝日町飛地 2	丹生郡	越前町	旧朝日町飛地	-	15	40	25	-
7007	旧朝日町飛地 3	丹生郡	越前町	旧朝日町飛地	-	25	50	55	-
7008	旧朝日町飛地 4	丹生郡	越前町	旧朝日町飛地	-	20	45	60	-
7009	旧朝日町飛地 5	丹生郡	越前町	旧朝日町飛地	-	15	50	35	-
7010	上糸生 2	丹生郡	越前町	上糸生	-	25	35	20	-
7011	大谷寺 1	丹生郡	越前町	大谷寺	-	150	50	5	2
7012	大谷寺 2	丹生郡	越前町	大谷寺	-	150	50	10	2
7013	上糸生 3	丹生郡	越前町	上糸生	-	20	40	40	1
7014	上糸生 4	丹生郡	越前町	上糸生	-	78	38	62	1
7015	下糸生 1	丹生郡	越前町	下糸生	-	13	37	10	-
7016	下糸生 2	丹生郡	越前町	下糸生	-	27	30	16	-
7017	栃川 3	丹生郡	越前町	栃川	-	14	38	11	6
7018	栃川 4	丹生郡	越前町	栃川	-	12	36	9	-
7019	天王 1	丹生郡	越前町	天王	-	60	35	42	17
7020	天王 2	丹生郡	越前町	天王	-	60	39	50	5
7021	佐々生 1	丹生郡	越前町	佐々生	-	120	40	35	1
7022	横山	丹生郡	越前町	横山	-	24	41	21	7
7023	内郡 1	丹生郡	越前町	内郡	-	110	45	45	-
7024	朝日 1	丹生郡	越前町	朝日	-	50	45	15	-
7025	金谷 1	丹生郡	越前町	金谷	-	120	35	60	12
7026	青野 1	丹生郡	越前町	青野	-	30	30	40	1
7027	青野 2	丹生郡	越前町	青野	-	50	40	15	1
7028	内郡 2	丹生郡	越前町	内郡	-	65	34	45	1
7029	上糸生 1	丹生郡	越前町	上糸生	-	260	50	30	21
7030	朝日ヶ丘	丹生郡	越前町	朝日ヶ丘	-	260	50	7	10
7031	小川 3	丹生郡	越前町	小川	-	90	35	70	1

[その2]

箇所番号	箇所名	郡・市	町名	大字	小字	急傾斜地崩壊 箇所の延長	傾斜度	高さ	人家戸数
						m	度	m	戸
	I (人口斜面)								
43	石名山	丹生郡	越前町	朝日	-	75	75	10	26
7000	天谷 4	丹生郡	越前町	天谷	-	50	50	15	5
7001	朝日 2	丹生郡	越前町	朝日	-	50	50	10	-
7002	朝日 3	丹生郡	越前町	朝日	-	55	55	20	-
7003	岩開 1	丹生郡	越前町	岩開	-	30	30	15	-
	II (自然斜面)								
7000	田岡	丹生郡	越前町	田岡	-	160	60	35	4
7001	天谷 5	丹生郡	越前町	天谷	-	65	30	45	4
7002	東二ツ屋	丹生郡	越前町	東二ツ屋	-	20	40	30	1
7003	天谷 6	丹生郡	越前町	天谷	-	20	30	50	1
7004	天谷 7	丹生郡	越前町	天谷	-	105	35	20	1
7005	真木 2	丹生郡	越前町	真木	-	15	45	50	1
7006	杖立 1	丹生郡	越前町	杖立	-	80	60	35	3
7007	杖立 2	丹生郡	越前町	杖立	-	30	50	60	1
7008	真木 3	丹生郡	越前町	真木(2)	-	40	35	50	1
7009	向川 2	丹生郡	越前町	小川	-	60	30	30	2
7010	上糸生 5	丹生郡	越前町	上糸生	-	70	35	50	1
7011	上糸生 6	丹生郡	越前町	上糸生	-	90	40	35	2
7012	小川 4	丹生郡	越前町	小川	-	30	40	45	1
7013	峰長 1	丹生郡	越前町	頭谷	-	70	60	9	2
7014	小川 5	丹生郡	越前町	小川	-	25	35	130	1
7015	小川 6	丹生郡	越前町	小川	-	50	40	80	1
7016	上糸生 7	丹生郡	越前町	上糸生	-	25	30	20	2
7017	上糸生 8	丹生郡	越前町	上糸生	-	120	35	60	2
7018	上糸生 9	丹生郡	越前町	上糸生	-	20	35	35	1
7019	上糸生 10	丹生郡	越前町	上糸生	-	30	35	45	1
7020	上糸生 11	丹生郡	越前町	上糸生	-	35	40	55	1
7021	上糸生 12	丹生郡	越前町	上糸生	-	40	30	20	2
7022	東山	丹生郡	越前町	東山	-	200	50	30	2
7023	上糸生 13	丹生郡	越前町	上糸生	-	35	35	15	2
7024	上鉢 1	丹生郡	越前町	上鉢	-	40	60	20	2
7025	上鉢 2	丹生郡	越前町	上鉢	-	60	70	18	3
7026	大谷寺 3	丹生郡	越前町	大谷寺	-	75	45	15	4
7027	大谷寺 4	丹生郡	越前町	大谷寺	-	15	40	6	1
7028	大谷寺 5	丹生郡	越前町	大谷寺	-	85	50	10	2
7029	大谷寺 6	丹生郡	越前町	大谷寺	-	110	35	15	2
7030	中野 1	丹生郡	越前町	中野	-	21	37	16	1
7031	中野 2	丹生郡	越前町	中野	-	35	32	25	1
7032	上糸生 14	丹生郡	越前町	上糸生	-	15	56	8	3
7033	上糸生 15	丹生郡	越前町	上糸生	-	9	41	8	2
7034	上糸生 16	丹生郡	越前町	上糸生	-	10	60	10	4
7035	上糸生 17	丹生郡	越前町	上糸生	-	13	42	12	1

[その3]

箇所番号	箇所名	郡・市	町名	大字	小字	急傾斜地崩壊 箇所の延長	傾斜度	高さ	人家戸数
						m	度	m	戸
7036	小倉 1	丹生郡	越前町	小倉	-	50	30	30	1
7037	小倉 2	丹生郡	越前町	小倉	-	25	30	18	1
7038	前田 1	丹生郡	越前町	前田(1)	-	100	50	25	2
7039	前田 2	丹生郡	越前町	前田(2)	-	70	30	30	1
7040	野田 1	丹生郡	越前町	野田	-	10	42	9	1
7041	牛越 1	丹生郡	越前町	牛越	-	17	43	16	3
7042	乙坂 3	丹生郡	越前町	乙坂	-	260	35	110	4
7043	栃川 5	丹生郡	越前町	栃川	-	35	40	20	1
7044	栃川 6	丹生郡	越前町	栃川	-	13	37	10	1
7045	天王 3	丹生郡	越前町	天王	-	120	30	70	3
7046	朝日 4	丹生郡	越前町	朝日	-	30	35	15	1
7047	朝日 5	丹生郡	越前町	朝日	-	20	45	9	1
7048	金谷 2	丹生郡	越前町	金谷	-	65	40	15	4
7049	朝日 6	丹生郡	越前町	朝日	-	20	45	10	1
7050	金谷 3	丹生郡	越前町	金谷	-	70	30	55	2
7051	金谷 4	丹生郡	越前町	金谷	-	110	30	30	2
7052	菜原 1	丹生郡	越前町	菜原	-	25	35	15	1
7053	菜原 2	丹生郡	越前町	菜原	-	40	40	5	1
7054	青野 3	丹生郡	越前町	青野	-	50	35	25	1
7055	青野 4	丹生郡	越前町	青野	-	20	40	25	1
7056	峰長 2	丹生郡	越前町	頭谷	-	210	65	7	1
7057	頭谷 1	丹生郡	越前町	頭谷	-	20	40	20	1
7058	岩開 2	丹生郡	越前町	岩開	-	105	35	50	2
7059	佐々生 2	丹生郡	越前町	佐々生 2	-	55	30	35	4
7060	佐々生 3	丹生郡	越前町	佐々生 3	-	45	35	20	3
7061	佐々生 4	丹生郡	越前町	佐々生 4	-	405	35	35	3
	II(人口斜面)								
7000	天谷 8	丹生郡	越前町	天谷	-	35	45	15	1
7001	上糸生 18	丹生郡	越前町	上糸生	-	45	55	12	2
7002	上糸生 19	丹生郡	越前町	上糸生	-	35	35	50	1
7003	朝日 7	丹生郡	越前町	朝日	-	90	35	15	4
	III(自然斜面)								
7000	天谷 9	丹生郡	越前町	天谷	-	110	30	60	-
7001	天谷 10	丹生郡	越前町	天谷	-	100	35	40	-
7002	真木	丹生郡	越前町	真木	-	100	30	30	-
7003	上糸生 20	丹生郡	越前町	上糸生	-	260	35	90	-
7004	上糸生 21	丹生郡	越前町	上糸生	-	150	40	50	-
7005	上糸生 22	丹生郡	越前町	上糸生	-	100	30	60	-
7006	上糸生 23	丹生郡	越前町	上糸生	-	145	30	50	-
7007	上糸生 24	丹生郡	越前町	上糸生	-	180	35	60	-
7008	上糸生 25	丹生郡	越前町	上糸生	-	140	40	50	-
7009	大谷寺 7	丹生郡	越前町	大谷寺	-	115	30	10	-
7010	牛越 2	丹生郡	越前町	牛越	-	130	37	42	-
7011	牛越 3	丹生郡	越前町	牛越	-	380	36	48	-
7012	牛越 4	丹生郡	越前町	牛越	-	390	31	30	-

[その4]

箇所番号	箇所名	郡・市	町名	大字	小字	急傾斜地崩壊 箇所の延長	傾斜度	高さ	人家戸数
						m	度	m	戸
7013	牛越 5	丹生郡	越前町	牛越	-	230	38	16	-
7014	菜原 3	丹生郡	越前町	菜原	-	110	45	30	-
7015	菜原 4	丹生郡	越前町	菜原	-	105	40	25	-
7016	青野 5	丹生郡	越前町	青野	-	225	35	50	-
7017	頭谷 2	丹生郡	越前町	頭谷	-	175	35	50	-
7018	境野 1	丹生郡	越前町	境野	-	125	40	65	-
7019	境野 2	丹生郡	越前町	境野	-	230	35	60	-
7020	栃川 7	丹生郡	越前町	栃川	-	130	33	60	-
7021	栃川 8	丹生郡	越前町	栃川	-	140	33	50	-
7022	乙坂 4	丹生郡	越前町	乙坂	-	120	35	70	-
7023	朝日 8	丹生郡	越前町	朝日	-	195	35	60	-
7024	金谷 5	丹生郡	越前町	金谷	-	130	30	50	-
7025	金谷 6	丹生郡	越前町	金谷	-	140	30	40	-
7026	金谷 7	丹生郡	越前町	金谷	-	110	35	60	-
7027	岩開 3	丹生郡	越前町	岩開	-	130	35	40	-
7028	佐々生 5	丹生郡	越前町	佐々生	-	100	35	40	-
7029	佐々生 6	丹生郡	越前町	佐々生	-	180	40	45	-
7030	佐々生 7	丹生郡	越前町	佐々生	-	270	30	60	-
7031	佐々生 8	丹生郡	越前町	佐々生	-	140	30	70	-
7032	佐々生 9	丹生郡	越前町	佐々生	-	215	35	150	-
7033	佐々生 10	丹生郡	越前町	佐々生	-	350	40	70	-
7034	小川 3	丹生郡	越前町	小川	-	100	30	70	-
7035	上糸生 26	丹生郡	越前町	上糸生	-	140	30	30	-
7036	境野 3	丹生郡	越前町	境野	-	130	60	20	-
7037	野田 2	丹生郡	越前町	野田	-	180	35	18	-
	左右	丹生郡	越前町	左右	-	250	50	40	39
	梨子ヶ平	丹生郡	越前町	梨子ヶ平	-	250	50	50	20
	玉川(1)	丹生郡	越前町	玉川	-	400	60	50	40
	玉川(2)	丹生郡	越前町	玉川	-	300	60	50	37
	玉川(3)	丹生郡	越前町	玉川	-	120	40	20	1
	血ヶ平(1)	丹生郡	越前町	血ヶ平	-	350	65	30	58
	血ヶ平(2)	丹生郡	越前町	血ヶ平	-	380	50	50	30
	梅浦(1)	丹生郡	越前町	梅浦	-	200	60	40	81
	梅浦(2)	丹生郡	越前町	梅浦	-	180	60	40	15
	梅浦(3)	丹生郡	越前町	梅浦	-	300	60	30	80
	梅浦(4)	丹生郡	越前町	梅浦	-	45	65	65	13
	梅浦(5)	丹生郡	越前町	梅浦	-	600	60	50	78
	梅浦(6)	丹生郡	越前町	梅浦	-	340	45	40	34
	城ヶ谷(1)	丹生郡	越前町	城ヶ谷	-	930	45	80	372
	城ヶ谷(2)	丹生郡	越前町	城ヶ谷	-	250	65	30	46
	小樟(1)	丹生郡	越前町	小樟	-	280	65	45	66
	小樟(2)	丹生郡	越前町	小樟	-	300	70	40	74
	小樟(3)	丹生郡	越前町	小樟	-	220	70	40	43
	大樟(2)	丹生郡	越前町	大樟	-	350	60	30	48
	大樟(3)	丹生郡	越前町	大樟	-	350	60	80	45

[その5]

箇所番号	箇所名	郡・市	町名	大字	小字	急傾斜地崩壊 箇所の延長	傾斜度	高さ	人家戸数
						m	度	m	戸
	大樟(4)	丹生郡	越前町	大樟	-	400	60	60	87
	道口(2)	丹生郡	越前町	道口	-	435	40	40	76
	厨(1)	丹生郡	越前町	厨	-	600	60	60	82
	厨(2)	丹生郡	越前町	厨	-	130	60	30	11
	厨(3)	丹生郡	越前町	厨	-	280	60	40	40
	厨(5)	丹生郡	越前町	厨	-	400	45	50	20
	厨(6)	丹生郡	越前町	厨	-	190	50	50	52
	厨(7)	丹生郡	越前町	厨	-	250	60	20	6
	茂原	丹生郡	越前町	茂原	-	800	70	60	62
	白浜	丹生郡	越前町	白浜	-	600	50	40	62
	高佐(1)	丹生郡	越前町	高佐	-	510	50	60	71
	高佐(2)	丹生郡	越前町	高佐	-	250	60	50	52
	米ノ(1)	丹生郡	越前町	米ノ	-	420	50	30	60
	米ノ(2)	丹生郡	越前町	米ノ	-	400	60	30	75
	米ノ(3)	丹生郡	越前町	米ノ	-	400	60	40	51
	米ノ(4)	丹生郡	越前町	米ノ	-	300	50	30	21
	米ノ(5)	丹生郡	越前町	米ノ	-	150	50	40	9
	米ノ(6)	丹生郡	越前町	米ノ	-	200	60	40	41
	米ノ(7)	丹生郡	越前町	米ノ	-	100	60	50	3
	六呂師	丹生郡	越前町	六呂師	-	120	45	60	7
	午房ヶ平	丹生郡	越前町	午房ヶ平	-	280	35	45	13
	梨子ヶ平(2)	丹生郡	越前町	梨子ヶ平	-	200	60	50	1
	血ヶ平(3)	丹生郡	越前町	血ヶ平	-	150	45	50	1
	玉川(4)	丹生郡	越前町	玉川	-	200	60	50	1
	玉川(5)	丹生郡	越前町	玉川	-	150	45	50	1
	岡坂	丹生郡	越前町	笈松	-	290	35	30	14
	大田	丹生郡	越前町	笈松	-	150	30	20	5
	入尾	丹生郡	越前町	入尾	-	220	35	30	10
	笹川	丹生郡	越前町	笹川	-	140	30	35	5
	岩倉	丹生郡	越前町	岩倉	-	380	35	50	11
	赤井谷	丹生郡	越前町	赤井谷	-	200	30	30	10
	東	丹生郡	越前町	東	-	150	30	30	14
	下山中(1)	丹生郡	越前町	下山中	-	300	30	30	17
	下山中(2)	丹生郡	越前町	下山中	-	550	35	50	21
	平等	丹生郡	越前町	平等	-	200	45	20	8
	下河原	丹生郡	越前町	下河原	-	280	30	15	8

資料3-7 なだれ危険箇所一覧表

雪崩危険箇所 (I)

(令和2年12月31日現在)

市町村名	(旧市区町村名)	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所番号	
1	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カワ 小川	カワ(1) 小川(1)	559
2	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カワ 小川	カワ(2) 小川(2)	560
3	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	アマダニ 天谷	アマダニ(1) 天谷(1)	561
4	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	アマダニ 天谷	アマダニ(2) 天谷(2)	562
5	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カミトウツエテ 上糸生杖立	ツエテ 杖立	564
6	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カミトウモリ 上糸生森	モリ 森	565
7	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カミトウシヨウス 上糸生清水	カミトウシヨウス(1) 上糸生清水(1)	566
8	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カミトウシヨウス 上糸生清水	カミトウシヨウス(2) 上糸生清水(2)	567
9	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カミトウ 上糸生	カミトウ(1) 上糸生(1)	568
10	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	シモトウ 下糸生	シモトウ(1) 下糸生(1)	571
11	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	オオタニジ 大谷寺	オオタニジ 大谷寺	572
12	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カミトウ 上糸生	カミトウ(2) 上糸生(2)	573
13	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	オクラ 小倉	オクラ(2) 小倉(2)	576
14	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	ウシコエ 牛越	ウシコエ 牛越	578
15	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	サソウタ 佐々生宇田	サソウタ 佐々生宇田	582
16	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	サソウタシモト 佐々生漆本	サソウタシモト(1) 漆本(1)	583
17	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	アサヒ 朝日	アサヒ 朝日	584
18	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	ウチコ 内郡	ウチコ 内郡	585
19	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	テンノウ 天王	テンノウ(1) 天王(1)	586
20	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	トチカワ 栃川	トチカワ(1) 栃川(1)	587
21	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	トチカワ 栃川	トチカワ(2) 栃川(2)	588
22	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	オツサカ 乙坂	オツサカ(1) 乙坂(1)	589
23	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	オツサカ 乙坂	オツサカ(2) 乙坂(2)	590
24	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	サソウ 佐々生	サソウ(1) 佐々生(1)	591
25	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	アオノ 青野	アオノ 青野	1111
26	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	カワ 小川	カワ(3) 小川(3)	1112
27	越前町	(アサヒチョウ) 朝日町	テンノウ 天王	テンノウ(2) 天王(2)	1113
28	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	フルヤ 古屋	フルヤ 古屋	592
29	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	カシズ 樫津	カシズ(1) 樫津(1)	594
30	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	ハッタウロ 八田宇呂	ハッタウロ(1) 八田宇呂(1)	595

市町村名	(旧市区町村名)	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所番号	
31	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	セミダチ 蟬口	セミダチ 蟬口	596
32	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	エハミ 江波	エハミ(2) 江波(2)	1114
33	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	エハミ 江波	エハミ(3) 江波(3)	1115
34	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	カシズ 樫津	カシズ(2) 樫津(2)	1116
35	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	ヒロノ 広野	ヒロノ 広野	1117
36	越前町	(ミヤサキムラ) 宮崎村	ハツカイトニ 八田開谷	ハツカイトニ 八田開谷	1118
37	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ソウ 左右	ソウ 左右	607
38	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ナシダイト 梨子ヶ平	ナシダイト 梨子ヶ平	608
39	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	カケハ 血ヶ平	カケハ(1) 血ヶ平(1)	609
40	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	カケハ 血ヶ平	カケハ(2) 血ヶ平(2)	610
41	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	タマガワ 玉川	タマガワ(1) 玉川(1)	611
42	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	タマガワ 玉川	タマガワ(2) 玉川(2)	612
43	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ウメウラ 梅浦	ウメウラ(1) 梅浦(1)	613
44	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ウメウラ 梅浦	ウメウラ(2) 梅浦(2)	614
45	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ウメウラ 梅浦	ウメウラ(3) 梅浦(3)	615
46	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	シユク 宿	シユク 宿	616
47	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ココノキ 小樟	ココノキ(1) 小樟(1)	617
48	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ココノキ 小樟	ココノキ(2) 小樟(2)	618
49	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ワノキ 大樟	ワノキ(1) 大樟(1)	619
50	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ミダチ 道口	ミダチ(1) 道口(1)	620
51	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ワノキ 大樟	ワノキ(2) 大樟(2)	621
52	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	ミダチ 道口	ミダチ(2) 道口(2)	622
53	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	クリヤ 厨	クリヤ(1) 厨(1)	623
54	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	クリヤ 厨	クリヤ(2) 厨(2)	624
55	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	モハラ 茂原	モハラ 茂原	625
56	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	タカサ 高佐	タカサ(1) 高佐(1)	626
57	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	タカサ 高佐	タカサ(2) 高佐(2)	627
58	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	コメノ 米ノ	コメノ(1) 米ノ(1)	628
59	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	コメノ 米ノ	コメノ(2) 米ノ(2)	629
60	越前町	(エチゼンチョウ) 越前町	コメノ 米ノ	コメノ(3) 米ノ(3)	630

雪崩危険箇所（I）

	市町村名	(旧市区町村名)	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所番号
61	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	コノ 米ノ	コノ(4) 米ノ(4)	631
62	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	コノ 米ノ	コノ(5) 米ノ(5)	632
63	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	コノ 米ノ	コノ(6) 米ノ(6)	633
64	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	コノ 米ノ	コノ(7) 米ノ(7)	634
65	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	ロクロシ 六呂師	エチゼンロクロシ 越前六呂師	635
66	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	シホ 新保	エチゼンシホ(1) 越前新保(1)	1122
67	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	シホ 新保	エチゼンシホ(2) 越前新保(2)	1123
68	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	ウメウラ 梅浦	ウメウラ(4) 梅浦(4)	1124
69	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	ウメウラ 梅浦	ウメウラ(5) 梅浦(5)	1125
70	越前町	(エチゼンチョウ) (越前町)	オノキ 大樟	オノキ(2) 大樟(2)	1126
71	越前町	(オチョウ) (織田町)	オイマツ 笄松	オイマツ(1) 笄松(1)	637
72	越前町	(オチョウ) (織田町)	オイマツ 笄松	オイマツ(2) 笄松(2)	638
73	越前町	(オチョウ) (織田町)	イオ 入尾	イオ 入尾	639
74	越前町	(オチョウ) (織田町)	サガワ 笹川	サガワ 笹川	640
75	越前町	(オチョウ) (織田町)	イクラ 岩倉	イクラ 岩倉	641
76	越前町	(オチョウ) (織田町)	アカイニ 赤井谷	アカイニ 赤井谷	642
77	越前町	(オチョウ) (織田町)	オチカシ 織田東	オチカシ 織田東	643
78	越前町	(オチョウ) (織田町)	シモヤマカ 下山中	シモヤマカ 下山中	644
79	越前町	(オチョウ) (織田町)	ウツ 上戸	ウツ 上戸	645
80	越前町	(オチョウ) (織田町)	シモカワ 下河原	シモカワ 下河原	646

資料3-8 山腹崩壊危険地区一覧表

[その1]

(平成31年3月31日現在)

行 番 号	危険地区 番 号		保 安 林 等	他 の 法 令	荒 廢 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面 積 (ha)		進 捗 状 況	治 山 事 業	位 置			公 共 施 設 等						
	市 町 村	地 区					調 査 地	85 以 上			危 険 地	市 町 村	大 字	字	50 以 上	49 10	9 5	4 0	公 施 設	道 路
1	421	1	無	有	無	C	3	3	無		越前町	天谷109	水上	0	0	0	2	0	県	
2	421	2	無	有	無	A	4	4	無		越前町	小川91	脇谷	0	26	0	0	0	県	
3	421	3	無	有	無	A	9	9	無		越前町	小川93	鞍骨	0	19	0	0	0	県	
4	421	4	無	有	無	A	5	5	無		越前町	大谷寺55	堂山	0	14	0	0	0	町	
5	421	5	無	無	無	C	5	3	無		越前町	大谷寺53	光神峰	0	0	0	2	0	町	
6	421	6	無	無	無	A	9	6	無		越前町	大畑31	北上山	0	20	0	0	1	町	
7	421	7	無	無	無	A	5	3	無		越前町	牛越51	上ノ山	0	26	0	0	0	県	
8	421	8	無	無	無	A	6	5	無		越前町	栲川72	善光寺谷	0	33	0	0	0	町	
9	421	9	無	無	無	B	2	2	無		越前町	内郡41	前山	0	20	0	0	1	国	
10	421	10	有	有	有	C	1	1	一部		越前町	上糸生117	東山	0	0	0	0	0	県	
11	421	11	有	無	無	A	2	2	一部		越前町	小川	河内	0	0	0	0	0	林	
12	422	1	無	無	有	A	7	7	無		越前町	蟬口16	村ノ上	71	0	0	0	0	県	
13	422	2	無	無	無	B	2	1	無		越前町	蚊谷寺89	堂山	0	24	0	0	0	県	
14	422	3	無	有	無	C	4	4	無		越前町	広野37	東北山	0	0	0	0	0	県	
15	422	4	無	有	無	A	6	5	無		越前町	江波117	下野	0	29	0	0	1	県	
16	422	5	無	無	無	A	2	2	無		越前町	江波116	上野山	0	39	0	0	1	県	
17	422	6																		
18	422	7	無	無	無	C	3	3	無		越前町	小曾原109	上長佐	0	0	0	2	0	県	
19	422	8	無	無	無	B	3	3	無		越前町	八田71	上城ヶ谷	0	0	5	0	0	県	
20	422	9	無	無	有	A	7	7	無		越前町	八田	奥宮谷	0	28	0	0	0	県	
21	422	10	無	無	有	C	4	4	無		越前町	八田67	石坂	0	0	0	0	0	県	
22	422	11	無	無	有	A	1	1	一部		越前町	八田65	奥上出	0	21	0	0	1	国	
23	422	12	有	無	有	B	1	0	一部		越前町	江波122	正元平	0	0	0	0	1	県	
24	423	1	有	有	有	A	3	3	一部		越前町	左右34	新屋舗	0	21	0	0	0	国	
25	423	2	有	有	有	A	4	4	一部		越前町	玉川73	長持	0	15	0	0	0	県	
26	423	3	有	有	有	A	5	5	一部		越前町	梅浦129	尻鷲	80	0	0	0	2	国	
27	423	4	有	有	有	A	2	2	一部		越前町	新保21	傳平山	95	0	0	0	1	国	
28	423	5	無	有	有	A	2	2	無		越前町	新保20	奥豊作穂	0	26	0	0	0	町	
29	423	6	有	無	有	A	2	2	一部		越前町	小樟42	黒崎	0	42	0	0	0	国	
30	423	7	有	有	有	A	2	2	一部		越前町	大樟15	東円山	0	27	0	0	2	国	
31	423	8	無	無	有	A	5	3	無		越前町	厨72	古谷	102	0	0	0	1	国	
32	423	9	有	有	有	A	2	2	一部		越前町	厨71	北布山	0	12	0	0	0	国	
33	423	10	有	有	有	B	2	2	一部		越前町	厨71	北布山2	0	0	0	0	1	国	
34	423	11	有	有	有	A	6	6	一部		越前町	茂原21	下前山	0	45	0	0	1	国	
35	423	12	有	有	有	A	2	2	一部		越前町	高佐49	大焼山	0	25	0	0	2	国	
36	423	13	有	有	有	B	1	1	一部		越前町	高佐45	赤坂	0	23	0	0	1	国	
37	423	14	有	有	有	A	7	7	一部		越前町	米ノ25	上陰山	0	20	0	0	2	県	
38	423	15	無	無	有	B	1	1	一部		越前町	米ノ	成後山	0	0	0	0	0	農	
39	423	16	有	有	有	A	2	2	一部		越前町	玉川70	房山	0	20	0	0	1	国	
40	423	17	有	無	有	C	2	2	一部		越前町	梨子ヶ平53	岩野	0	0	0	2	0	国	
41	423	18	無	無	有	A	7	7	無		越前町	梨子ヶ平54	壁ノ上	0	0	0	1	1	国	
42	423	19	有	無	有	A	3	3	一部		越前町	米ノ66	下大長谷	0	0	0	2	2	国	
43	423	20	有	無	有	A	8	8	未成		越前町	午房ヶ平19	鎌岩	0	0	0	1	1	国	
44	423	21	無	無	有	C	1	1	無		越前町	梨子ヶ平53	岩野2	0	0	0	0	0	国	
45	423	22	無	無	有	C	1	1	無		越前町	左右32	平多	0	0	0	0	0	国	
46	423	23	有	無	有	B	3	3	一部		越前町	血ヶ平138	新阿尻	0	0	0	0	0	国	
47	423	24	無	無	有	A	2	2	無		越前町	血ヶ平37	彼浦	0	0	0	0	0	国	
48	423	25	無	有	有	C	2	2	無		越前町	玉川74	後二十日	0	0	5	0	0	国	
49	423	26	有	無	有	C	2	2	無		越前町	玉川68	一本松	0	0	0	2	0	国	
50	423	27	無	無	有	C	2	2	無		越前町	梅浦114	奥森ノ腰	0	0	0	0	0	国	

[その2]

行番号	危険地区番号		保安林等	他の法令	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置			公共施設等					
	市町村	地区					調査地	5以上危険地		市町村	大字	字	50以上	49 10	9 5	4 0	公施設	道路
51	423	28	無	無	有	C	2	2	無	越前町	梅浦114	奥森ノ腰2	0	0	0	0	0	国
52	423	29	有	有	有	A	4	4	無	越前町	梅浦128	大壁	56	0	0	0	0	国
53	423	30	有	有	有	A	2	2	無	越前町	梅浦126	上白滝	0	28	0	0	0	県
54	423	31	有	有	有	C	2	2	無	越前町	梅浦123	上伏山	0	0	0	0	0	県
55	423	32	有	有	有	B	2	2	無	越前町	小樟42	黒崎2	0	0	7	0	0	国
56	423	33	無	有	有	A	3	3	無	越前町	大樟17	上河南	0	32	0	0	0	国
57	423	34	無	有	有	A	2	2	無	越前町	道口18	前山	60	0	0	0	0	国
58	423	35	有	有	有	A	3	3	無	越前町	厨72	古谷2	79	0	0	0	0	国
59	423	36	有	無	有	C	2	2	無	越前町	厨70	南布山	0	0	0	0	0	国
60	423	37	有	有	有	C	3	3	一部	越前町	厨70	南布山2	0	0	0	0	0	国
61	423	38	有	無	有	B	2	2	未成	越前町	高佐50	大丸山	0	0	5	0	0	国
62	423	39	有	無	有	A	4	4	一部	越前町	米ノ71	下上野	0	0	0	0	2	国
63	423	40	有	有	有	A	4	4	無	越前町	米ノ71	下上野2	0	10	0	0	3	町
64	423	41	有	有	有	A	2	2	無	越前町	米ノ72	向山	0	12	0	0	0	町
65	423	42	無	有	有	A	2	2	無	越前町	米ノ70	門ノ上	0	22	0	0	0	国
66	423	43	無	無	有	B	4	3	無	越前町	米ノ77	唐蟹山	0	0	0	0	0	町
67	423	44	無	有	有	A	2	2	無	越前町	米ノ70	門ノ上2	0	16	0	0	0	国
68	423	45	無	無	有	A	4	4	無	越前町	午房ヶ平18	大滝	0	0	0	0	0	国
69	423	46	有	無	無	A	2	2	一部	越前町	六呂師14	宮谷	0	13	0	0	0	町
70	423	47	無	無	無	B	1	1	無	越前町	梅浦121	上倉	0	0	0	0	0	林
94	425	1	無	無	無	A	3	2	無	越前町	笹川38	上ノ山	0	10	0	0	0	県
95	425	2	無	無	無	A	6	5	無	越前町	赤井谷65	大谷山	0	15	0	0	0	町
96	425	3																
97	425	4																
98	425	5																
99	425	6	無	無	無	A	3	3	無	越前町	織田154	上小谷	54	0	0	0	1	町
100	425	7	無	無	無	A	1	1	無	越前町	上山中50	銭亀山	0	11	0	0	0	県

資料 3 - 9 土石流危険溪流一覧

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

1. 土石流危険溪流 I

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流面積 (km ²)	川幅 (m)	人家数 (戸)	公共施設等 (戸)
1-1-001	九頭竜川	和田川	—	佐々生	0.18	0.09	5.5	19	寺 1
1-1-003	〃	〃	—	岩開	0.33	0.13	20.0	13	寺 1、 県道 0.14km
1-1-004	〃	天王川	—	朝日	0.45	0.07	2.5	14	
1-1-005	〃	〃	—	金谷	0.23	0.06	10.5	6	
1-1-006	〃	〃	—	青野	0.28	0.12	7.5	11	
1-1-007	〃	〃	—	菜原	0.43	0.09	10.5	5	
1-1-013	〃	越知川	鞍骨谷川	〃	0.28	0.10	5.5	8	
1-1-014	〃	〃	天谷川	天谷	0.30	0.08	7.5	5	県道 0.06km
1-1-017	〃	〃	—	〃	0.58	0.20	5.5	7	集会施設 1 県道 0.09km
1-1-018	〃	〃	—	〃	0.33	0.20	5.7	9	集会施設 1 県道 0.09km
1-1-019	〃	〃	中野川	大谷寺	0.10	0.03	5.5	2	寺 1
1-1-021	〃	〃	野末川	小倉	0.10	0.03	9.5	6	寺 1、 県道 0.12km
1-1-022	〃	〃	〃	〃	0.10	0.02	9.0	3	寺 1、 県道 0.12km
1-1-023	〃	〃	〃	〃	0.13	0.04	6.5	10	県道 0.15km
1-1-024	〃	〃	〃	大畑	0.10	0.03	6.0	5	集会施設 1
1-1-025	〃	天王川	—	大王	0.10	0.02	8.5	5	県道 0.06km
1-1-026	〃	〃	—	〃	0.03	0.03	12.0	7	
1-1-027	〃	〃	—	宝泉寺	0.05	0.01	6.0	5	
1-1-028	〃	〃	栃川川	栃川	0.05	0.04	5.5	10	
1-1-029	〃	〃	〃	〃	0.10	0.05	6.5	11	集会施設 1
1-1-030	〃	〃	〃	〃	0.13	0.06	4.0	12	
1-1-031	〃	〃	〃	〃	0.23	0.05	4.5	7	
1-1-032	〃	〃	〃	〃	0.13	0.04	13.0	6	
1-1-033	〃	〃	〃	〃	0.03	0.02	12.0	14	
1-1-034	〃	〃	—	乙坂	0.68	0.21	6.5	24	その他の建物 1
1-1-036	〃	〃	—	岩開	0.25	0.06	6.5	5	県道 0.06km
1-1-045	〃	和田川	中野川 支川	大谷寺	0.28	0.10	7.5	6	寺 1、 県道 0.51km
1-1-051	〃	越知川	—	〃	0.08	0.01	1.0	6	県道 0.11km
1-1-059	〃	天王川	—	乙坂	0.08	0.03	5.0	8	

2. 土石流危険溪流Ⅱ

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流面積 (km ²)	川幅 (m)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)
1-1-002	九頭竜川	和田川	—	佐々生	0.58	0.11	8.5	1	県道0.15km
1-1-008	〃	天王川	—	〃	0.08	0.01	11.0	1	
1-1-009	〃	〃	—	〃	0.13	0.02	6.5	1	
1-1-010	〃	越知川	—	下糸生	0.13	0.08	4.5	1	
1-1-011	〃	〃	—	小川	0.25	0.09	9.5	3	
1-1-012	〃	〃	—	〃	0.58	0.17	7.5	3	
1-1-015	〃	〃	天谷川	〃	0.40	0.07	12.5	1	県道0.02km
1-1-016	〃	〃	—	上糸生	0.15	0.02	3.5	1	県道0.06km
1-1-020	〃	〃	中野川 釈迦堂川	〃	0.10	0.02	7.0	1	
1-1-035	〃	和田川	—	佐々生	0.03	0.02	8.0	3	県道0.09km
1-1-037	〃	天王川	頭谷川	頭谷	0.03	0.02	6.0	3	
1-1-038	〃	〃	—	茶原	0.08	0.01	6.0	4	
1-1-039	〃	越知川	天谷川	真木	0.28	0.06	2.0	2	
1-1-040	〃	〃	〃	天谷	0.03	0.03	4.0	1	県道0.09km
1-1-041	〃	〃	—	上糸生	1.03	0.04	2.0	1	県道0.10km
1-1-042	〃	〃	—	〃	0.33	0.08	3.0	2	県道0.08km
1-1-043	〃	〃	—	〃	0.10	0.03	4.0	2	県道0.09km
1-1-044	〃	〃	中野川	中野	0.03	0.01	4.0	3	
1-1-046	〃	天王川	—	天王	0.08	0.01	1.5	2	
1-1-047	〃	〃	栃川川	栃川	0.20	0.04	3.0	2	
1-1-048	〃	〃	—	〃	0.03	0.02	7.5	2	
1-1-050	〃	〃	—	青野	0.20	0.09	3.5	1	県道0.05km
1-1-058	〃	〃	—	〃	0.15	0.09	13.0	1	
	九頭竜川	越知川		岩倉	0.22	0.02	4.0	5	
	〃	〃		山田	0.11	0.02	2.2	5	
	〃	織田川		織田	0.25	0.00	2.8	6	
	〃	〃		織田	0.22	0.01	8.5	5	
	〃	〃		下河原	0.32	0.03	2.6	10	
	〃	〃		下河原	0.25	0.01	3.8	5	
	〃	〃		大王丸	0.25	0.01	8.6	11	
	〃	〃		下山中	0.20	0.01	9.6	3	
	〃	越知川	萩野川	赤井谷	0.25	0.02	4.5	18	
	〃	〃	赤井谷川	赤井谷	0.63	0.06	4.2	18	
	〃	〃		赤井谷	0.63	0.09	5.7	21	
	〃	〃		山田	0.25	0.02	6.5	6	
	〃	〃		山田	0.33	0.04	3.5	6	
	〃	〃		山田	0.95	0.05	5.2	7	
	〃	〃		笹川	0.10	0.01	2.8	5	
	〃	〃		笈松	0.25	0.04	6.5	5	
	九頭竜川	越知川		笈松	0.45	0.07	1.0	5	
	〃	〃		入尾	0.18	0.07	8.8	5	
	〃	〃		入尾	0.15	0.02	3.5	5	

3. 土石流危険溪流に準ずる溪流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流状況			保全対象	
					溪流長 (km)	溪流面積 (km ²)	川幅 (m)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)
1-1-49S	九頭竜川	天王川	栃川川	内郡	0.25	0.05	7.5	0	
1-1-52S	〃	〃	—	〃	0.25	0.09	10.0	0	
1-1-53S	〃	〃	—	茱原	0.13	0.02	9.5	0	
1-1-54S	〃	〃	栃川川	栃川	0.23	0.13	7.0	0	
1-1-55S	〃	〃	〃	〃	0.45	0.18	8.5	0	
1-1-56S	〃	〃	〃	〃	0.18	0.04	8.0	0	
1-1-57S	〃	〃	〃	〃	0.35	0.12	6.0	0	

資料 3-10 崩壊土砂流出危険地区一覧表

[その 1]

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

行番号	危険地区番号		保安林等	地滑指定	他の法令	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等							
	市町村	地区								市町村	大字	字	50以上	49 10	9 5	4 0	公施設	道路		
1	421	1																		
2	421	2	無	無	有	無	A	0.48	無	越前町	小川 93	鞍骨	0	20	0	0	0	0	県	
3	421	3	有	無	有	無	C	0.60	一部	越前町	乙坂 47	仙石谷	0	0	0	0	0	0	町	
4	421	4	有	無	無	無	A	0.48	一部	越前町	乙坂 48	上ノ山	90	0	0	0	0	1	町	
5	422	1	無	無	有	無	A	1.71	一部	越前町	八田 79	河内	0	12	0	0	0	1	林	
6	422	2	無	無	有	無	A	1.62	無	越前町	八田 80	柳谷	0	12	0	0	0	1	林	
7	422	3																		
8	422	4																		
9	422	5	無	無	有	無	C	0.42	一部	越前町	熊谷 88	真平	0	0	0	0	0	0	県	
10	422	6	有	無	有	無	C	0.18	一部	越前町	小曾原 122	中ヶ谷	0	0	0	0	0	0	県	
11	422	7																		
12	422	8	無	無	有	有	C	0.36	無	越前町	熊谷 95	高畑	0	0	0	0	0	0	林	
13	422	9	無	無	有	無	C	0.72	無	越前町	古屋 52	下ヶ谷	0	0	0	0	0	0	林	
14	422	10	有	無	有	有	C	1.00	一部	越前町	増谷 32	蛇谷	0	0	0	0	0	0	林	
15	422	11	無	無	無	無	A	0.50	無	越前町	上野 26	寺山	0	0	0	0	0	1	町	
16	422	12	無	無	無	無	A	3.00	無	越前町	大谷 21	岩崎	0	0	0	0	0	1	0	
17	422	13	無	無	無	有	C	0.30	一部	越前町	古屋 47	漆谷	0	0	0	2	0	0	県	
18	422	14	無	無	無	無	A	0.12	無	越前町	八田 78	一ノ谷	0	0	0	0	0	1	林	
19	422	15	無	無	無	有	C	0.23	無	越前町	熊谷	高畑 2	0	0	0	0	0	0	町	
20	423	1	有	有	有	有	C	1.53	一部	越前町	梨子ヶ平 43	老本松	0	0	0	0	0	0	国	
21	423	2	有	無	有	無	A	0.60	一部	越前町	左右 37	姥ヶ平	0	25	0	0	0	0	0	国
22	423	3	無	無	無	有	C	0.45	無	越前町	血ヶ平 14	西丸山	0	0	0	0	0	0	0	国
23	423	4	有	無	有	有	A	1.71	一部	越前町	血ヶ平 148	新奥ヶ谷	82	0	0	0	0	0	0	国
24	423	5	有	無	有	有	C	0.36	一部	越前町	梅浦 146	北大登	0	0	0	0	0	0	0	林
25	423	6	無	無	有	有	C	0.54	無	越前町	梅浦 147	緑生	0	0	0	0	0	0	0	国
26	423	7	無	無	無	有	C	0.81	無	越前町	梅浦 143	北中ノ滝	0	0	0	0	0	0	0	林
27	423	8	無	無	有	無	C	1.17	無	越前町	梅浦 140	南保山	0	0	0	0	0	0	0	県
28	423	9	有	無	無	無	C	1.53	無	越前町	梅浦 118	上大山片	0	0	0	0	4	0	0	国
29	423	10	無	無	無	有	A	1.56	無	越前町	梅浦 126	上白滝	63	0	0	0	0	0	0	国
30	423	11	無	無	無	無	A	0.75	無	越前町	宿 27	数ヶ谷	65	0	0	0	0	1	0	国
31	423	12	無	無	無	無	C	0.45	一部	越前町	小樟 48	西奥谷	0	0	0	0	0	0	0	県
32	423	13	無	無	無	無	A	0.96	無	越前町	新保 16	大山	0	15	0	0	0	1	0	国
33	423	14	無	無	無	無	A	0.63	無	越前町	小樟 44	今城	0	35	0	0	0	2	0	国
34	423	15	無	無	無	有	A	2.70	無	越前町	道口 21	北谷	64	0	0	0	0	0	0	国
35	423	16	有	無	有	有	A	3.60	一部	越前町	道口 21	大谷	120	0	0	0	0	1	0	国
36	423	17	有	無	有	無	C	1.95	一部	越前町	厨 79	峠	0	0	0	0	0	0	0	県
37	423	18	有	無	有	有	A	3.00	一部	越前町	厨 76	鳥毛	80	0	0	0	0	1	0	国
38	423	19	有	無	無	有	A	0.24	一部	越前町	厨 70	南布山	0	13	0	0	0	1	0	国
39	423	20	有	無	無	無	C	0.42	一部	越前町	厨 70	南布山 2	0	0	0	0	2	0	0	国
40	423	21	有	無	有	有	A	1.32	無	越前町	茂原 28	二ツヶ谷	0	0	0	0	2	1	0	国
41	423	22	有	無	無	無	A	0.81	一部	越前町	高佐 48	間谷	54	0	0	0	0	0	0	国
42	423	23	有	無	有	有	A	0.45	一部	越前町	高佐 45	赤坂	90	0	0	0	0	0	0	国
43	423	24	有	無	有	有	B	1.53	無	越前町	米ノ 81	瓶谷	0	45	0	0	0	1	0	国
44	423	25	有	無	有	有	A	1.17	一部	越前町	六呂師 16	石畑	0	25	0	0	0	0	0	県
45	423	26	有	無	有	有	A	0.24	一部	越前町	米ノ 69	座谷	0	25	0	0	0	1	0	国
46	423	27	有	無	無	有	C	0.24	一部	越前町	午房ヶ平 23	上大谷	0	0	0	0	0	0	0	国
47	423	28	無	無	有	有	C	0.90	一部	越前町	血ヶ平 142	大平	0	0	0	0	0	0	0	町
48	423	29	有	無	無	有	A	0.22	一部	越前町	血ヶ平 154	赤壁	82	0	0	0	0	0	0	林
49	423	30	無	無	無	有	C	0.09	一部	越前町	梅浦 134	梅谷	0	0	0	0	0	0	0	県
50	423	31	無	無	無	有	A	0.20	一部	越前町	玉川 72	宮谷	0	10	0	0	0	0	0	町
51	423	32	無	無	無	有	C	0.60	一部	越前町	高佐 50	大丸山	0	0	0	0	0	0	0	国

[その2]

行 番 号	危険地区 番 号		保 安 林 等	地 滑 指 定	他 の 法 令	荒 廢 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面 積 (ha)	進 捗 状 況	治 山 事 業	位 置			公 共 施 設 等					
	市 町 村	地 区									市 町 村	大 字	字	50 以 上	49 10	9 5	4 0	公 施 設	道 路
52	425	1	有	無	有	有	C	1.17	一部	越前町	茗荷37	東六所山	0	0	0	0	0	0	県
53	425	2	有	無	無	無	B	0.48	無	越前町	茗荷43	東谷	0	0	8	0	0	0	県
54	425	3	有	無	有	有	C	1.08	一部	越前町	笈松59	二ノ谷	0	0	0	0	0	0	町
55	425	4	有	無	有	有	C	0.30	一部	越前町	笈松62	芦ヶ谷	0	0	0	0	0	0	町
56	425	5	有	無	無	有	C	0.36	無	越前町	笈松61	上ノ山	0	0	0	0	0	0	町
57	425	6	無	無	無	無	A	0.24	無	越前町	笈松55	栃谷	0	0	5	0	1	0	
58	425	7	無	無	無	無	B	0.18	無	越前町	入尾54	北菅谷	0	13	0	0	0	0	県
59	425	8	無	無	無	無	C	0.30	無	越前町	赤井谷57	猪ヶ谷	0	0	8	0	0	0	町
60	425	9	無	無	有	無	C	1.26	無	越前町	赤井谷73	千田荒地東亦	0	0	0	0	0	0	町
61	425	10	無	無	有	無	B	1.62	無	越前町	中36	惣分谷	75	0	0	0	0	0	国
62	425	11	有	無	有	有	B	0.72	一部	越前町	三崎88	林河内	0	20	0	0	0	0	国
63	425	12	有	無	有	有	A	0.84	一部	越前町	三崎88	林河内2	0	20	0	0	0	0	国
64	425	13	無	無	無	有	C	0.36	無	越前町	上戸964	小坂ノ二	0	0	0	0	0	0	国
65	425	14	無	無	無	無	C	0.60	無	越前町	上戸967	西ヶ谷ノ二	0	0	0	0	0	0	国
66	425	15	無	無	有	無	B	0.54	無	越前町	上山中77	海口	0	30	0	0	0	0	町
67	425	16	無	無	有	無	B	0.54	一部	越前町	上山中74	奥湯屋ヶ谷	0	30	0	0	0	0	農
68	425	17	無	無	無	無	C	0.99	無	越前町	平等131	上稔木	0	0	0	0	0	0	町
69	425	18	有	無	無	無	C	0.99	無	越前町	平等130	小足谷	0	0	0	0	0	0	町
70	425	19	有	無	有	無	C	0.90	無	越前町	平等134	上松郎	0	0	0	0	0	0	町
71	425	20	有	無	無	有	C	0.42	一部	越前町	入尾20	小屋ヶ谷	0	0	0	0	0	0	町
72	425	21	有	無	有	有	B	0.96	一部	越前町	三崎88	林河内3	0	20	0	0	0	0	国
73	425	22	無	無	無	無	B	1.00	無	越前町	四ツ杉32	北水上	0	0	0	0	1	0	県
74	425	23	無	無	無	有	C	1.20	一部	越前町	上山中77	海口	0	0	0	0	0	0	国

資料3-11 地すべり危険地区

(平成31年3月31日現在)

行 番 号	危険地区 番 号		保 安 林 等	地 滑 指 定	他 の 法 令	荒 廢 状 況	危 険 地 区 の 危 険 度	面 積 (ha)	進 捗 状 況	治 山 事 業	位 置			公 共 施 設 等						
	市 町 村	地 区									市 町 村	大 字	字	50 以 上	49 10	9 5	4 0	公 施 設	道 路	
18	423	1	有	無	有	有	A	3.50	未成	越前町	血ヶ平14	西丸山	0	0	0	2	3	0	国	
19	423	2	有	無	有	有	A	2.00	一部	越前町	米ノ70	門ノ上	0	30	0	0	0	0	0	町
20	423	3	有	無	有	有	C	4.00	無	越前町	午房ヶ平23	上大谷	0	0	0	0	0	0	0	国
21	423	4	有	無	無	有	A	4.00	一部	越前町	左右35	鮎窪	0	21	0	0	0	0	0	国

資料3-12 地すべり防止区域（国土交通省管轄分）

(平成31年3月31日現在)

指 定 区 域		所 在 地		告 示	
区 域	面積(ha)	町村名	字 名	指定年月日	告示番号
熊 谷	13.00	越前町	熊 谷	H11.03.23	783

資料 3-13 地すべり等崩壊危険地（農林水産省農村振興局管轄分）

（平成 31 年 3 月現在）

地区名	所在地	崩壊危険地の概況			被害の対象			
		地積 (ha)	耕地 (ha)	その他 (ha)	農用地 (ha)	農業用 施設	人家 (戸)	その他 重要施設
梅浦	梅浦	67	10	57	16			
笹川	笹川	52	4	48	15			

資料 3-14 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局管轄分）

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

指定地	農林水産省	崩壊危険地の概況 (ha)					
	告示番号	全体	田	畑	山林	宅地	その他
越前町	S57.03.26	57.00	8.00	6.00	42.70	0.30	
梨子ヶ平	575						

資料 3-15 土砂災害（特別）警戒区域一覧

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
1	天王・宝泉寺	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町天王・宝泉寺(23-Ⅱ-7045)	越前町天王・宝泉寺(23-Ⅱ-7045)	急傾斜地の崩壊
2	天王・宝泉寺	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-25)	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-25)	土石流
3	天王・宝泉寺	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-26-1)	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-26-1)	土石流
4	天王・宝泉寺	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-26-2)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
5	天王・宝泉寺	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-27)	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-27)	土石流
6	天王・宝泉寺	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-46)	越前町天王・宝泉寺(23-1-1-46)	土石流
7	上糸生	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町上糸生(23-I-7013)	越前町上糸生(23-I-7013)	急傾斜地の崩壊
8	上糸生	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町上糸生(23-I-7014)	越前町上糸生(23-I-7014)	急傾斜地の崩壊
9	上糸生	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町上糸生(23-Ⅱ-7032)	越前町上糸生(23-Ⅱ-7032)	急傾斜地の崩壊
10	上糸生	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町上糸生(23-Ⅱ-7033)	越前町上糸生(23-Ⅱ-7033)	急傾斜地の崩壊
11	上糸生	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町上糸生(23-Ⅱ-7034)	越前町上糸生(23-Ⅱ-7034)	急傾斜地の崩壊
12	上糸生	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町上糸生(23-Ⅱ-7035)	越前町上糸生(23-Ⅱ-7035)	急傾斜地の崩壊
13	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-I-7017)	越前町栃川(23-I-7017)	急傾斜地の崩壊
14	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-I-7018)	越前町栃川(23-I-7018)	急傾斜地の崩壊
15	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-Ⅱ-7043)	越前町栃川(23-Ⅱ-7043)	急傾斜地の崩壊
16	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-Ⅱ-7044)	越前町栃川(23-Ⅱ-7044)	急傾斜地の崩壊
17	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-Ⅲ-7020)	越前町栃川(23-Ⅲ-7020)	急傾斜地の崩壊
18	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-Ⅲ-7021)	越前町栃川(23-Ⅲ-7021)	急傾斜地の崩壊
19	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-1-1-28)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
20	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-1-1-29)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
21	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-1-1-30)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
22	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-1-1-31)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
23	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-1-1-32)	越前町栃川(23-1-1-32)	土石流
24	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-1-1-33-1)	越前町栃川(23-1-1-33-1)	土石流
25	栃川	H17.12.27	福井県告示第 1020 号	越前町栃川(23-1-1-47)	越前町栃川(23-1-1-47)	土石流

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
26	栃川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町栃川(23-1-1-54S-1)	越前町栃川(23-1-1-54S-1)	土石流
27	栃川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町栃川(23-1-1-55S)	越前町栃川(23-1-1-55S)	土石流
28	栃川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町栃川(23-1-1-56S)	越前町栃川(23-1-1-56S)	土石流
29	栃川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町栃川(23-1-1-57S)	越前町栃川(23-1-1-57S)	土石流
30	栃川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町栃川(23-1-1-58)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
31	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-I-453-1)	越前町小川(23-I-453-1)	急傾斜地の崩壊
32	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-I-453-2)	越前町小川(23-I-453-2)	急傾斜地の崩壊
33	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-I-7003)	越前町小川(23-I-7003)	急傾斜地の崩壊
34	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-I-7004-2)	越前町小川(23-I-7004-2)	急傾斜地の崩壊
35	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-I-7031)	越前町小川(23-I-7031)	急傾斜地の崩壊
36	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-II-7008)	越前町小川(23-II-7008)	急傾斜地の崩壊
37	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-II-7009)	越前町小川(23-II-7009)	急傾斜地の崩壊
38	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-II-7012)	越前町小川(23-II-7012)	急傾斜地の崩壊
39	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-II-7014)	越前町小川(23-II-7014)	急傾斜地の崩壊
40	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-III-7034-1)	越前町小川(23-III-7034-1)	急傾斜地の崩壊
41	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-III-7034-2)	越前町小川(23-III-7034-2)	急傾斜地の崩壊
42	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-1-1-11)	越前町小川(23-1-1-11)	土石流
43	小川	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町小川(23-1-1-13)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
44	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-I-7010)	越前町森(23-I-7010)	急傾斜地の崩壊
45	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-II-7016-1)	越前町森(23-II-7016-1)	急傾斜地の崩壊
46	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-II-7016-2)	越前町森(23-II-7016-2)	急傾斜地の崩壊
47	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-II-7017)	越前町森(23-II-7017)	急傾斜地の崩壊
48	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-II-7018)	越前町森(23-II-7018)	急傾斜地の崩壊
49	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-II-7019)	越前町森(23-II-7019)	急傾斜地の崩壊
50	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-II-7020)	越前町森(23-II-7020)	急傾斜地の崩壊
51	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-II-7001)	越前町森(23-II-7001)	急傾斜地の崩壊
52	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-III-7005)	越前町森(23-III-7005)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
53	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-Ⅲ-7006)	越前町森(23-Ⅲ-7006)	急傾斜地の崩壊
54	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-1-1-17)	越前町森(23-1-1-17)	土石流
55	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-1-1-18)	越前町森(23-1-1-18)	土石流
56	森	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町森(23-1-1-41-1)	越前町森(23-1-1-41-1)	土石流
57	佐々生	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町佐々生(23-Ⅱ-7060)	越前町佐々生(23-Ⅱ-7060)	急傾斜地の崩壊
58	佐々生	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町佐々生(23-Ⅱ-7061)	越前町佐々生(23-Ⅱ-7061)	急傾斜地の崩壊
59	佐々生	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町佐々生(23-Ⅲ-7029)	越前町佐々生(23-Ⅲ-7029)	急傾斜地の崩壊
60	佐々生	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町佐々生(23-Ⅲ-7030)	越前町佐々生(23-Ⅲ-7030)	急傾斜地の崩壊
61	佐々生	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町佐々生(23-Ⅲ-7031)	越前町佐々生(23-Ⅲ-7031)	急傾斜地の崩壊
62	佐々生	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町佐々生(23-Ⅲ-7032)	越前町佐々生(23-Ⅲ-7032)	急傾斜地の崩壊
63	佐々生	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町佐々生(23-Ⅲ-7033)	越前町佐々生(23-Ⅲ-7033)	急傾斜地の崩壊
64	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-I-7011)	越前町大谷寺(23-I-7011)	急傾斜地の崩壊
65	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-I-7012)	越前町大谷寺(23-I-7012)	急傾斜地の崩壊
66	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-II-7026)	越前町大谷寺(23-II-7026)	急傾斜地の崩壊
67	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-II-7027)	越前町大谷寺(23-II-7027)	急傾斜地の崩壊
68	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-II-7028)	越前町大谷寺(23-II-7028)	急傾斜地の崩壊
69	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-II-7029)	越前町大谷寺(23-II-7029)	急傾斜地の崩壊
70	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-Ⅲ-7009)	越前町大谷寺(23-Ⅲ-7009)	急傾斜地の崩壊
71	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-1-1-19)	越前町大谷寺(23-1-1-19)	土石流
72	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-1-1-20)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
73	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-1-1-45-1)	越前町大谷寺(23-1-1-45-1)	土石流
74	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-1-1-41-2)	越前町大谷寺(23-1-1-41-2)	土石流
75	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-1-1-41-3)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
76	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-1-1-41-4)	越前町大谷寺(23-1-1-41-4)	土石流
77	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-1-1-41-5)	越前町大谷寺(23-1-1-41-5)	土石流
78	大谷寺	H17.12.27	福井県告示第1020号	越前町大谷寺(23-1-1-41-6)	越前町大谷寺(23-1-1-41-6)	土石流
79	杖立	H18.12.26	福井県告示第999号	越前町杖立(23-I-7002)	越前町杖立(23-I-7002)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
80	杖立	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町杖立(23-Ⅱ-7005)	越前町杖立(23-Ⅱ-7005)	急傾斜地の崩壊
81	杖立	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町杖立(23-Ⅱ-7006-1)	越前町杖立(23-Ⅱ-7006-1)	急傾斜地の崩壊
82	杖立	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町杖立(23-Ⅱ-7006-2)	越前町杖立(23-Ⅱ-7006-2)	急傾斜地の崩壊
83	杖立	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町杖立(23-Ⅱ-7007)	越前町杖立(23-Ⅱ-7007)	急傾斜地の崩壊
84	杖立	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町杖立(23-Ⅱ-7010)	越前町杖立(23-Ⅱ-7010)	急傾斜地の崩壊
85	杖立	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町杖立(23-Ⅲ-7003)	越前町杖立(23-Ⅲ-7003)	急傾斜地の崩壊
86	清水	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町清水(23-1-1-42)	越前町清水(23-1-1-42)	土石流
87	清水	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町清水(23-Ⅱ-7021)	越前町清水(23-Ⅱ-7021)	急傾斜地の崩壊
88	清水	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町清水(23-Ⅱ-7022-1)	越前町清水(23-Ⅱ-7022-1)	急傾斜地の崩壊
89	清水	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町清水(23-Ⅱ-7022-2)	越前町清水(23-Ⅱ-7022-2)	急傾斜地の崩壊
90	清水	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町清水(23-Ⅱ-7023)	越前町清水(23-Ⅱ-7023)	急傾斜地の崩壊
91	清水	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町清水(23-Ⅲ-7007)	越前町清水(23-Ⅲ-7007)	急傾斜地の崩壊
92	清水	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町清水(23-Ⅲ-7008)	越前町清水(23-Ⅲ-7008)	急傾斜地の崩壊
93	小倉	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町小倉(23-1-1-21)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
94	小倉	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町小倉(23-1-1-22)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
95	小倉	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町小倉(23-1-1-23)	越前町小倉(23-1-1-23)	土石流
96	小倉	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町小倉(23-Ⅱ-7036)	越前町小倉(23-Ⅱ-7036)	急傾斜地の崩壊
97	小倉	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町小倉(23-Ⅱ-7037)	越前町小倉(23-Ⅱ-7037)	急傾斜地の崩壊
98	天谷	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町天谷(23-1-1-14)	越前町天谷(23-1-1-14)	土石流
99	天谷	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町天谷(23-1-1-15)	越前町天谷(23-1-1-15)	土石流
100	天谷	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町天谷(23-1-1-40)	越前町天谷(23-1-1-40)	土石流
101	天谷	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町天谷(23-I-454)	越前町天谷(23-I-454)	急傾斜地の崩壊
102	天谷	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町天谷(23-I-7001)	越前町天谷(23-I-7001)	急傾斜地の崩壊
103	天谷	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町天谷(23-Ⅱ-7000)	越前町天谷(23-Ⅱ-7000)	急傾斜地の崩壊
104	天谷	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町天谷(23-Ⅱ-7001)	越前町天谷(23-Ⅱ-7001)	急傾斜地の崩壊
105	天谷	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町天谷(23-Ⅲ-7000)	越前町天谷(23-Ⅲ-7000)	急傾斜地の崩壊
106	大玉	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町大玉(23-Ⅱ-7024)	越前町大玉(23-Ⅱ-7024)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
107	大畑	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町大畑(23-Ⅱ-7038)	越前町大畑(23-Ⅱ-7038)	急傾斜地の崩壊
108	大畑	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町大畑(23-Ⅱ-7039)	越前町大畑(23-Ⅱ-7039)	急傾斜地の崩壊
109	大畑	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町大畑(23-Ⅲ-7010)	越前町大畑(23-Ⅲ-7010)	急傾斜地の崩壊
110	大畑	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町大畑(23-Ⅲ-7011)	越前町大畑(23-Ⅲ-7011)	急傾斜地の崩壊
111	大畑	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町大畑(23-Ⅲ-7012)	越前町大畑(23-Ⅲ-7012)	急傾斜地の崩壊
112	大畑	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町大畑(23-Ⅲ-7013)	越前町大畑(23-Ⅲ-7013)	急傾斜地の崩壊
113	中野	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町中野(23-Ⅱ-7030)	越前町中野(23-Ⅱ-7030)	急傾斜地の崩壊
114	中野	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町中野(23-Ⅱ-7031)	越前町中野(23-Ⅱ-7031)	急傾斜地の崩壊
115	野田	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町野田(23-1-1-10)	越前町野田(23-1-1-10)	土石流
116	野田	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町野田(23-Ⅰ-7015)	越前町野田(23-Ⅰ-7015)	急傾斜地の崩壊
117	野田	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町野田(23-Ⅱ-7040)	越前町野田(23-Ⅱ-7040)	急傾斜地の崩壊
118	横山	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町横山(23-Ⅰ-7022)	越前町横山(23-Ⅰ-7022)	急傾斜地の崩壊
119	横山	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町横山(23-Ⅲ-7037)	越前町横山(23-Ⅲ-7037)	急傾斜地の崩壊
120	真木	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町真木(23-Ⅲ-7002)	越前町真木(23-Ⅲ-7002)	急傾斜地の崩壊
121	下糸生	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町下糸生(23-Ⅰ-7016)	越前町下糸生(23-Ⅰ-7016)	急傾斜地の崩壊
122	牛越	H18. 12. 26	福井県告示第 999 号	越前町牛越(23-Ⅱ-7041)	越前町牛越(23-Ⅱ-7041)	急傾斜地の崩壊
123	桜谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町桜谷(27-1-1-56)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
124	桜谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町桜谷(27-1-1-57)	越前町桜谷(27-1-1-57)	土石流
125	岩倉	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町岩倉(27-1-1-1)	越前町岩倉(27-1-1-1)	土石流
126	岩倉	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町岩倉(27-Ⅰ-491)	越前町岩倉(27-Ⅰ-491)	急傾斜地の崩壊
127	岩倉	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町岩倉(27-Ⅰ-7415)	越前町岩倉(27-Ⅰ-7415)	急傾斜地の崩壊
128	岩倉	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町岩倉(27-Ⅱ-7405)	越前町岩倉(27-Ⅱ-7405)	急傾斜地の崩壊
129	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-1-1-16)	越前町笈松(27-1-1-16)	土石流
130	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-1-1-17)	越前町笈松(27-1-1-17)	土石流
131	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-1-1-65)	越前町笈松(27-1-1-65)	土石流
132	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-1-1-66)	越前町笈松(27-1-1-66)	土石流
133	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-1-1-67)	越前町笈松(27-1-1-67)	土石流

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
134	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-1-1-68)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
135	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-I-487-2)	越前町笈松(27-I-487-2)	急傾斜地の崩壊
136	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-I-7402)	越前町笈松(27-I-7402)	急傾斜地の崩壊
137	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-I-7403)	越前町笈松(27-I-7403)	急傾斜地の崩壊
138	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-I-7405)	越前町笈松(27-I-7405)	急傾斜地の崩壊
139	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-I-7424)	越前町笈松(27-I-7424)	急傾斜地の崩壊
140	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-II-7400)	越前町笈松(27-II-7400)	急傾斜地の崩壊
141	笈松	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町笈松(27-III-7400)	越前町笈松(27-III-7400)	急傾斜地の崩壊
142	蟬口	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町蟬口(24-1-1-10)	越前町蟬口(24-1-1-10)	土石流
143	蟬口	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町蟬口(24-1-1-33)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
144	寺	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町寺(24-1-1-9)	越前町寺(24-1-1-9)	土石流
145	寺	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町寺(24-1-1-30)	越前町寺(24-1-1-30)	土石流
146	寺	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町寺(24-1-1-31)	越前町寺(24-1-1-31)	土石流
147	寺	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町寺(24-II-7607)	越前町寺(24-II-7607)	急傾斜地の崩壊
148	寺	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町寺(24-III-7625-1)	越前町寺(24-III-7625-1)	急傾斜地の崩壊
149	寺	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町寺(24-III-7625-2)	越前町寺(24-III-7625-2)	急傾斜地の崩壊
150	上野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町上野(24-III-7626)	越前町上野(24-III-7626)	急傾斜地の崩壊
151	円満	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町円満(24-1-1-3)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
152	円満	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町円満(24-1-1-4)	越前町円満(24-1-1-4)	土石流
153	熊谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町熊谷(24-1-1-22)	越前町熊谷(24-1-1-22)	土石流
154	熊谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町熊谷(24-1-1-23)	越前町熊谷(24-1-1-23)	土石流
155	熊谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町熊谷(24-1-1-73)	越前町熊谷(24-1-1-73)	土石流
156	熊谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町熊谷(24-I-7600)	越前町熊谷(24-I-7600)	急傾斜地の崩壊
157	熊谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町熊谷(24-I-7603-2)	越前町熊谷(24-I-7603-2)	急傾斜地の崩壊
158	熊谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町熊谷(24-II-7600-1)	越前町熊谷(24-II-7600-1)	急傾斜地の崩壊
159	古屋	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町古屋(24-I-499)	越前町古屋(24-I-499)	急傾斜地の崩壊
160	古屋	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町古屋(24-II-7601)	越前町古屋(24-II-7601)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
161	古屋	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町古屋(24-Ⅱ-7602-1)	越前町古屋(24-Ⅱ-7602-1)	急傾斜地の崩壊
162	古屋	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町古屋(24-Ⅱ-7602-2)	越前町古屋(24-Ⅱ-7602-2)	急傾斜地の崩壊
163	古屋	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町古屋(24-Ⅱ-7603)	越前町古屋(24-Ⅱ-7603)	急傾斜地の崩壊
164	古屋	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町古屋(24-Ⅲ-7602)	越前町古屋(24-Ⅲ-7602)	急傾斜地の崩壊
165	増谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町増谷(24-1-1-70)	越前町増谷(24-1-1-70)	土石流
166	増谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町増谷(24-Ⅱ-7605-1)	越前町増谷(24-Ⅱ-7605-1)	急傾斜地の崩壊
167	増谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町増谷(24-Ⅱ-7605-2)	越前町増谷(24-Ⅱ-7605-2)	急傾斜地の崩壊
168	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-1-1-7)	越前町八田(24-1-1-7)	土石流
169	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-1-1-25-1)	越前町八田(24-1-1-25-1)	土石流
170	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-1-1-25-2)	越前町八田(24-1-1-25-2)	土石流
171	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-1-1-26)	越前町八田(24-1-1-26)	土石流
172	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅰ-7612)	越前町八田(24-Ⅰ-7612)	急傾斜地の崩壊
173	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅰ-7618)	越前町八田(24-Ⅰ-7618)	急傾斜地の崩壊
174	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅰ-7619)	越前町八田(24-Ⅰ-7619)	急傾斜地の崩壊
175	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅱ-7639)	越前町八田(24-Ⅱ-7639)	急傾斜地の崩壊
176	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅱ-7640)	越前町八田(24-Ⅱ-7640)	急傾斜地の崩壊
177	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅱ-7641)	越前町八田(24-Ⅱ-7641)	急傾斜地の崩壊
178	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅱ-7642)	越前町八田(24-Ⅱ-7642)	急傾斜地の崩壊
179	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅱ-7645)	越前町八田(24-Ⅱ-7645)	急傾斜地の崩壊
180	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅱ-7646)	越前町八田(24-Ⅱ-7646)	急傾斜地の崩壊
181	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅱ-7647)	越前町八田(24-Ⅱ-7647)	急傾斜地の崩壊
182	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅱ-7648)	越前町八田(24-Ⅱ-7648)	急傾斜地の崩壊
183	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅲ-7627)	越前町八田(24-Ⅲ-7627)	急傾斜地の崩壊
184	八田	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町八田(24-Ⅲ-7628)	越前町八田(24-Ⅲ-7628)	急傾斜地の崩壊
185	茱原	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町茱原(23-1-1-8)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
186	茱原	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町茱原(23-1-1-9)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
187	茱原	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町茱原(23-Ⅱ-7052)	越前町茱原(23-Ⅱ-7052)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
188	茱原	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町茱原(23-Ⅱ-7053)	越前町茱原(23-Ⅱ-7053)	急傾斜地の崩壊
189	茱原	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町茱原(23-Ⅲ-7014)	越前町茱原(23-Ⅲ-7014)	急傾斜地の崩壊
190	茱原	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町茱原(23-Ⅲ-7015)	越前町茱原(23-Ⅲ-7015)	急傾斜地の崩壊
191	頭谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町頭谷(23-1-1-37)	越前町頭谷(23-1-1-37)	土石流
192	頭谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町頭谷(23-Ⅱ-7013)	越前町頭谷(23-Ⅱ-7013)	急傾斜地の崩壊
193	頭谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町頭谷(23-Ⅱ-7056)	越前町頭谷(23-Ⅱ-7056)	急傾斜地の崩壊
194	頭谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町頭谷(23-Ⅱ-7057)	越前町頭谷(23-Ⅱ-7057)	急傾斜地の崩壊
195	頭谷	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町頭谷(23-Ⅲ-7017)	越前町頭谷(23-Ⅲ-7017)	急傾斜地の崩壊
196	青野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町青野(23-1-1-6-1)	越前町青野(23-1-1-6-1)	土石流
197	青野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町青野(23-1-1-6-2)	越前町青野(23-1-1-6-2)	土石流
198	青野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町青野(23-1-1-51)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
199	青野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町青野(23-1-1-52S-1)	越前町青野(23-1-1-52S-1)	土石流
200	青野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町青野(23-1-1-52S-2)	越前町青野(23-1-1-52S-2)	土石流
201	青野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町青野(23-Ⅱ-7054)	越前町青野(23-Ⅱ-7054)	急傾斜地の崩壊
202	青野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町青野(23-Ⅱ-7055)	越前町青野(23-Ⅱ-7055)	急傾斜地の崩壊
203	青野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町青野(23-Ⅲ-7016-1)	越前町青野(23-Ⅲ-7016-1)	急傾斜地の崩壊
204	境野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町境野(23-Ⅲ-7018)	越前町境野(23-Ⅲ-7018)	急傾斜地の崩壊
205	境野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町境野(23-Ⅲ-7019)	越前町境野(23-Ⅲ-7019)	急傾斜地の崩壊
206	境野	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町境野(23-Ⅲ-7036)	越前町境野(23-Ⅲ-7036)	急傾斜地の崩壊
207	内郡	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町内郡(23-Ⅰ-7023)	越前町内郡(23-Ⅰ-7023)	急傾斜地の崩壊
208	内郡	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町内郡(23-Ⅰ-7028-1)	越前町内郡(23-Ⅰ-7028-1)	急傾斜地の崩壊
209	内郡	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町内郡(23-Ⅰ-7028-2)	越前町内郡(23-Ⅰ-7028-2)	急傾斜地の崩壊
210	内郡	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町内郡(23-Ⅰ-7028-3)	越前町内郡(23-Ⅰ-7028-3)	急傾斜地の崩壊
211	内郡	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町内郡(23-Ⅰ-7028-4)	越前町内郡(23-Ⅰ-7028-4)	急傾斜地の崩壊
212	岩開	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町岩開(23-Ⅱ-7058-1)	越前町岩開(23-Ⅱ-7058-1)	急傾斜地の崩壊
213	岩開	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町岩開(23-Ⅲ-7027)	越前町岩開(23-Ⅲ-7027)	急傾斜地の崩壊
214	朝日	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町朝日(23-Ⅰ-7002)	越前町朝日(23-Ⅰ-7002)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
215	朝日	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町朝日(23-I-7024)	越前町朝日(23-I-7024)	急傾斜地の崩壊
216	朝日	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町朝日(23-II-7003)	越前町朝日(23-II-7003)	急傾斜地の崩壊
217	朝日	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町朝日(23-II-7047)	越前町朝日(23-II-7047)	急傾斜地の崩壊
218	朝日	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町朝日(23-II-7049)	越前町朝日(23-II-7049)	急傾斜地の崩壊
219	朝日	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町朝日(23-III-7023)	越前町朝日(23-III-7023)	急傾斜地の崩壊
220	乙坂	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町乙坂(23-1-1-59)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
221	乙坂	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町乙坂(23-III-7022)	越前町乙坂(23-III-7022)	急傾斜地の崩壊
222	大畑	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町大畑(23-1-1-24)	越前町大畑(23-1-1-24)	土石流
223	東二ツ屋	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町東二ツ屋(23-II-7002-1)	越前町東二ツ屋(23-II-7002-1)	急傾斜地の崩壊
224	東二ツ屋	H19. 3. 23	福井県告示第 166 号	越前町東二ツ屋(23-II-7002-2)	越前町東二ツ屋(23-II-7002-2)	急傾斜地の崩壊
225	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-1-1-9)	越前町赤井谷(27-1-1-9)	土石流
226	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-1-1-10)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
227	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-1-1-12)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
228	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-1-1-13)	越前町赤井谷(27-1-1-13)	土石流
229	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-1-1-60)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
230	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-I-7406)	越前町赤井谷(27-I-7406)	急傾斜地の崩壊
231	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-I-7407)	越前町赤井谷(27-I-7407)	急傾斜地の崩壊
232	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-I-7420)	越前町赤井谷(27-I-7420)	急傾斜地の崩壊
233	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-II-7408)	越前町赤井谷(27-II-7408)	急傾斜地の崩壊
234	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-II-7409)	越前町赤井谷(27-II-7409)	急傾斜地の崩壊
235	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-II-7410)	越前町赤井谷(27-II-7410)	急傾斜地の崩壊
236	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-II-7411)	越前町赤井谷(27-II-7411)	急傾斜地の崩壊
237	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-II-7412)	越前町赤井谷(27-II-7412)	急傾斜地の崩壊
238	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-II-7413)	越前町赤井谷(27-II-7413)	急傾斜地の崩壊
239	赤井谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町赤井谷(27-III-7401)	越前町赤井谷(27-III-7401)	急傾斜地の崩壊
240	細野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町細野(27-1-1-62)	越前町細野(27-1-1-62)	土石流
241	細野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町細野(27-I-7417)	越前町細野(27-I-7417)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
242	細野・岩倉	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町細野・岩倉(27-I-7416)	越前町細野・岩倉(27-I-7416)	急傾斜地の崩壊
243	上戸	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町上戸(27-1-1-55)	越前町上戸(27-1-1-55)	土石流
244	上戸	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町上戸(27-I-7422)	越前町上戸(27-I-7422)	急傾斜地の崩壊
245	上戸	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町上戸(27-II-7423)	越前町上戸(27-II-7423)	急傾斜地の崩壊
246	上戸	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町上戸(27-II-7424)	越前町上戸(27-II-7424)	急傾斜地の崩壊
247	上戸	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町上戸(27-III-7416)	越前町上戸(27-III-7416)	急傾斜地の崩壊
248	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-1-1-20)	越前町平等(27-1-1-20)	土石流
249	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-I-497)	越前町平等(27-I-497)	急傾斜地の崩壊
250	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-I-7403-1)	越前町平等(27-I-7403-1)	急傾斜地の崩壊
251	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-I-7403-2)	越前町平等(27-I-7403-2)	急傾斜地の崩壊
252	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-I-7403-3)	越前町平等(27-I-7403-3)	急傾斜地の崩壊
253	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-I-7412)	越前町平等(27-I-7412)	急傾斜地の崩壊
254	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-I-7413)	越前町平等(27-I-7413)	急傾斜地の崩壊
255	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-II-7401)	越前町平等(27-II-7401)	急傾斜地の崩壊
256	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-II-7425)	越前町平等(27-II-7425)	急傾斜地の崩壊
257	平等	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町平等(27-II-7427)	越前町平等(27-II-7427)	急傾斜地の崩壊
258	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-I-498-2)	越前町下河原(27-I-498-2)	急傾斜地の崩壊
259	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-I-498-4)	越前町下河原(27-I-498-4)	急傾斜地の崩壊
260	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-III-7412-1)	越前町下河原(27-III-7412-1)	急傾斜地の崩壊
261	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-III-7413-1)	越前町下河原(27-III-7413-1)	急傾斜地の崩壊
262	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-III-7413-2)	越前町下河原(27-III-7413-2)	急傾斜地の崩壊
263	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-III-7414-1)	越前町下河原(27-III-7414-1)	急傾斜地の崩壊
264	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-III-7414-2)	越前町下河原(27-III-7414-2)	急傾斜地の崩壊
265	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-III-7415-1)	越前町下河原(27-III-7415-1)	急傾斜地の崩壊
266	下河原	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町下河原(27-III-7415-2)	越前町下河原(27-III-7415-2)	急傾斜地の崩壊
267	四ッ杉	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町四ッ杉(27-1-1-34-1)	越前町四ッ杉(27-1-1-34-1)	土石流
268	四ッ杉	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町四ッ杉(27-1-1-34-2)	越前町四ッ杉(27-1-1-34-2)	土石流

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
269	四ッ杉	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町四ッ杉(27-I-7402)	越前町四ッ杉(27-I-7402)	急傾斜地の崩壊
270	四ッ杉	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町四ッ杉(27-II-7420)	越前町四ッ杉(27-II-7420)	急傾斜地の崩壊
271	下山中・四ッ杉	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町下山中・四ッ杉(27-1-1-8)	越前町下山中・四ッ杉(27-1-1-8)	土石流
272	上山中	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上山中(27-1-1-31)	越前町上山中(27-1-1-31)	土石流
273	上山中	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上山中(27-I-7409)	越前町上山中(27-I-7409)	急傾斜地の崩壊
274	上山中	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上山中(27-I-7410)	越前町上山中(27-I-7410)	急傾斜地の崩壊
275	上山中	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上山中(27-I-7411)	越前町上山中(27-I-7411)	急傾斜地の崩壊
276	上山中・下山中	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上山中・下山中(27-1-1-32)	越前町上山中・下山中(27-1-1-32)	土石流
277	上山中・下山中	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上山中・下山中(27-II-7419)	越前町上山中・下山中(27-II-7419)	急傾斜地の崩壊
278	上山中・下山中	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上山中・下山中(27-III-7407)	越前町上山中・下山中(27-III-7407)	急傾斜地の崩壊
279	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-1-1-4)	越前町鎌坂(27-1-1-4)	土石流
280	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-1-1-50)	越前町鎌坂(27-1-1-50)	土石流
281	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-1-1-51-1)	越前町鎌坂(27-1-1-51-1)	土石流
282	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-1-1-51-2)	越前町鎌坂(27-1-1-51-2)	土石流
283	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-1-1-52)	越前町鎌坂(27-1-1-52)	土石流
284	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-1-1-53S)	越前町鎌坂(27-1-1-53S)	土石流
285	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-I-7425)	越前町鎌坂(27-I-7425)	急傾斜地の崩壊
286	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-II-7401)	越前町鎌坂(27-II-7401)	急傾斜地の崩壊
287	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-II-7402)	越前町鎌坂(27-II-7402)	急傾斜地の崩壊
288	鎌坂	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町鎌坂(27-II-7403)	越前町鎌坂(27-II-7403)	急傾斜地の崩壊
289	寺家	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町寺家(27-1-1-24S)	越前町寺家(27-1-1-24S)	土石流
290	寺家	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町寺家(27-1-1-25S)	越前町寺家(27-1-1-25S)	土石流
291	打越	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町打越(27-1-1-43)	越前町打越(27-1-1-43)	土石流
292	打越	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町打越(27-I-7401)	越前町打越(27-I-7401)	急傾斜地の崩壊
293	打越	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町打越(27-I-7421)	越前町打越(27-I-7421)	急傾斜地の崩壊
294	打越	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町打越(27-II-7415)	越前町打越(27-II-7415)	急傾斜地の崩壊
295	打越	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町打越(27-II-7416)	越前町打越(27-II-7416)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
296	打越	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町打越(27-Ⅲ-7405)	越前町打越(27-Ⅲ-7405)	急傾斜地の崩壊
297	三崎	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町三崎(27-1-1-7)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
298	三崎	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町三崎(27-1-1-35S-1)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
299	三崎	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町三崎(27-1-1-35S-2)	越前町三崎(27-1-1-35S-2)	土石流
300	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-1-1-45S)	越前町北(27-1-1-45S)	土石流
301	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-1-1-47S)	越前町北(27-1-1-47S)	土石流
302	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-1-1-48S)	越前町北(27-1-1-48S)	土石流
303	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-1-1-49S-1)	越前町北(27-1-1-49S-1)	土石流
304	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-1-1-49S-2)	越前町北(27-1-1-49S-2)	土石流
305	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-Ⅲ-7402-1)	越前町北(27-Ⅲ-7402-1)	急傾斜地の崩壊
306	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-Ⅲ-7402-2)	越前町北(27-Ⅲ-7402-2)	急傾斜地の崩壊
307	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-Ⅲ-7402-3)	越前町北(27-Ⅲ-7402-3)	急傾斜地の崩壊
308	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-Ⅲ-7402-4)	越前町北(27-Ⅲ-7402-4)	急傾斜地の崩壊
309	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-Ⅲ-7403)	越前町北(27-Ⅲ-7403)	急傾斜地の崩壊
310	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-Ⅲ-7404)	越前町北(27-Ⅲ-7404)	急傾斜地の崩壊
311	北	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町北(27-Ⅲ-7406)	越前町北(27-Ⅲ-7406)	急傾斜地の崩壊
312	上野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上野(27-Ⅱ-7426)	越前町上野(27-Ⅱ-7426)	急傾斜地の崩壊
313	上野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町上野(27-Ⅲ-7411)	越前町上野(27-Ⅲ-7411)	急傾斜地の崩壊
314	大王丸	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町大王丸(27-1-1-27S-1)	越前町大王丸(27-1-1-27S-1)	土石流
315	大王丸	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町大王丸(27-1-1-27S-6)	越前町大王丸(27-1-1-27S-6)	土石流
316	大王丸	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町大王丸(27-1-1-27S-9)	越前町大王丸(27-1-1-27S-9)	土石流
317	蚊谷寺	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町蚊谷寺(24-1-1-12-1)	越前町蚊谷寺(24-1-1-12-1)	土石流
318	蚊谷寺	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町蚊谷寺(24-Ⅱ-7633)	越前町蚊谷寺(24-Ⅱ-7633)	急傾斜地の崩壊
319	蚊谷寺	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町蚊谷寺(24-Ⅱ-7634)	越前町蚊谷寺(24-Ⅱ-7634)	急傾斜地の崩壊
320	蚊谷寺	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町蚊谷寺(24-Ⅱ-7635)	越前町蚊谷寺(24-Ⅱ-7635)	急傾斜地の崩壊
321	蚊谷寺	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町蚊谷寺(24-Ⅲ-7621-1)	越前町蚊谷寺(24-Ⅲ-7621-1)	急傾斜地の崩壊
322	蚊谷寺	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町蚊谷寺(24-Ⅲ-7621-2)	越前町蚊谷寺(24-Ⅲ-7621-2)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
323	蚊谷寺	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町蚊谷寺(24-Ⅲ-7621-3)	越前町蚊谷寺(24-Ⅲ-7621-3)	急傾斜地の崩壊
324	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-1-1-34)	越前町広野(24-1-1-34)	土石流
325	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-1-1-35)	越前町広野(24-1-1-35)	土石流
326	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-1-1-36-2)	越前町広野(24-1-1-36-2)	土石流
327	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-1-1-37)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
328	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-Ⅱ-7619)	越前町広野(24-Ⅱ-7619)	急傾斜地の崩壊
329	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-Ⅱ-7620)	越前町広野(24-Ⅱ-7620)	急傾斜地の崩壊
330	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-Ⅱ-7621)	越前町広野(24-Ⅱ-7621)	急傾斜地の崩壊
331	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-Ⅱ-7629)	越前町広野(24-Ⅱ-7629)	急傾斜地の崩壊
332	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-Ⅱ-7630)	越前町広野(24-Ⅱ-7630)	急傾斜地の崩壊
333	広野	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町広野(24-Ⅱ-7631)	越前町広野(24-Ⅱ-7631)	急傾斜地の崩壊
334	八田新保	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町八田新保(24-1-1-18)	越前町八田新保(24-1-1-18)	土石流
335	八田新保	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町八田新保(24-Ⅱ-7637)	越前町八田新保(24-Ⅱ-7637)	急傾斜地の崩壊
336	八田新保	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町八田新保(24-Ⅱ-7638)	越前町八田新保(24-Ⅱ-7638)	急傾斜地の崩壊
337	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-1-1-19)	越前町小曾原(24-1-1-19)	土石流
338	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-1-1-20-1)	越前町小曾原(24-1-1-20-1)	土石流
339	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-1-1-20-2)	越前町小曾原(24-1-1-20-2)	土石流
340	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-1-1-21)	越前町小曾原(24-1-1-21)	土石流
341	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-1-1-50)	越前町小曾原(24-1-1-50)	土石流
342	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-1-1-51S)	越前町小曾原(24-1-1-51S)	土石流
343	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-1-1-52S)	越前町小曾原(24-1-1-52S)	土石流
344	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-1-1-54)	越前町小曾原(24-1-1-54)	土石流
345	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7600-1)	越前町小曾原(24-I-7600-1)	急傾斜地の崩壊
346	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7600-2)	越前町小曾原(24-I-7600-2)	急傾斜地の崩壊
347	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7601)	越前町小曾原(24-I-7601)	急傾斜地の崩壊
348	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7604)	越前町小曾原(24-I-7604)	急傾斜地の崩壊
349	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7605)	越前町小曾原(24-I-7605)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
350	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7606)	越前町小曾原(24-I-7606)	急傾斜地の崩壊
351	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7615)	越前町小曾原(24-I-7615)	急傾斜地の崩壊
352	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7616)	越前町小曾原(24-I-7616)	急傾斜地の崩壊
353	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-I-7620)	越前町小曾原(24-I-7620)	急傾斜地の崩壊
354	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-II-7605)	越前町小曾原(24-II-7605)	急傾斜地の崩壊
355	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-II-7606)	越前町小曾原(24-II-7606)	急傾斜地の崩壊
356	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-II-7607)	越前町小曾原(24-II-7607)	急傾斜地の崩壊
357	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-II-7609)	越前町小曾原(24-II-7609)	急傾斜地の崩壊
358	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-II-7612)	越前町小曾原(24-II-7612)	急傾斜地の崩壊
359	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-II-7613)	越前町小曾原(24-II-7613)	急傾斜地の崩壊
360	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-III-7600)	越前町小曾原(24-III-7600)	急傾斜地の崩壊
361	小曾原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町小曾原(24-III-7601)	越前町小曾原(24-III-7601)	急傾斜地の崩壊
362	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-1-1-17)	越前町檜津(24-1-1-17)	土石流
363	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-1-1-40S)	越前町檜津(24-1-1-40S)	土石流
364	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-1-1-41S)	越前町檜津(24-1-1-41S)	土石流
365	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-1-1-42S)	越前町檜津(24-1-1-42S)	土石流
366	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-1-1-43S)	越前町檜津(24-1-1-43S)	土石流
367	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-1-1-45S)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
368	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-1-1-46S)	越前町檜津(24-1-1-46S)	土石流
369	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-I-7617)	越前町檜津(24-I-7617)	急傾斜地の崩壊
370	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-II-7623)	越前町檜津(24-II-7623)	急傾斜地の崩壊
371	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-II-7628)	越前町檜津(24-II-7628)	急傾斜地の崩壊
372	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-II-7636)	越前町檜津(24-II-7636)	急傾斜地の崩壊
373	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-III-7615)	越前町檜津(24-III-7615)	急傾斜地の崩壊
374	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-III-7616-1)	越前町檜津(24-III-7616-1)	急傾斜地の崩壊
375	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-III-7616-2)	越前町檜津(24-III-7616-2)	急傾斜地の崩壊
376	檜津	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町檜津(24-III-7617-1)	越前町檜津(24-III-7617-1)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
377	檜津	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町檜津(24-Ⅲ-7617-2)	越前町檜津(24-Ⅲ-7617-2)	急傾斜地の崩壊
378	檜津	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町檜津(24-Ⅲ-7618)	越前町檜津(24-Ⅲ-7618)	急傾斜地の崩壊
379	檜津	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町檜津(24-Ⅲ-7619)	越前町檜津(24-Ⅲ-7619)	急傾斜地の崩壊
380	檜津	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町檜津(24-Ⅲ-7620)	越前町檜津(24-Ⅲ-7620)	急傾斜地の崩壊
381	檜津	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町檜津(24-Ⅲ-7622)	越前町檜津(24-Ⅲ-7622)	急傾斜地の崩壊
382	檜津	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町檜津(24-Ⅲ-7623-1)	越前町檜津(24-Ⅲ-7623-1)	急傾斜地の崩壊
383	檜津	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町檜津(24-Ⅲ-7624-1)	越前町檜津(24-Ⅲ-7624-1)	急傾斜地の崩壊
384	檜津	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町檜津(24-Ⅲ-7624-2)	越前町檜津(24-Ⅲ-7624-2)	急傾斜地の崩壊
385	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-24-1)	越前町江波(24-1-1-24-1)	土石流
386	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-24-2)	越前町江波(24-1-1-24-2)	土石流
387	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-38)	越前町江波(24-1-1-38)	土石流
388	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-55S)	越前町江波(24-1-1-55S)	土石流
389	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-56S)	越前町江波(24-1-1-56S)	土石流
390	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-57)	越前町江波(24-1-1-57)	土石流
391	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-58S)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
392	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-61)	越前町江波(24-1-1-61)	土石流
393	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-62S)	越前町江波(24-1-1-62S)	土石流
394	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-63S-1)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
395	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-63S-2)	越前町江波(24-1-1-63S-2)	土石流
396	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-63S-3)	越前町江波(24-1-1-63S-3)	土石流
397	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-1-1-77S-1)	越前町江波(24-1-1-77S-1)	土石流
398	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-I-45)	越前町江波(24-I-45)	急傾斜地の崩壊
399	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-I-7608)	越前町江波(24-I-7608)	急傾斜地の崩壊
400	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-I-7609)	越前町江波(24-I-7609)	急傾斜地の崩壊
401	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-I-7611)	越前町江波(24-I-7611)	急傾斜地の崩壊
402	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-I-7613)	越前町江波(24-I-7613)	急傾斜地の崩壊
403	江波	H19.6.8	福井県告示第410号	越前町江波(24-I-7614)	越前町江波(24-I-7614)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
404	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7608)	越前町江波(24-Ⅱ-7608)	急傾斜地の崩壊
405	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7615)	越前町江波(24-Ⅱ-7615)	急傾斜地の崩壊
406	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7616)	越前町江波(24-Ⅱ-7616)	急傾斜地の崩壊
407	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7617)	越前町江波(24-Ⅱ-7617)	急傾斜地の崩壊
408	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7618)	越前町江波(24-Ⅱ-7618)	急傾斜地の崩壊
409	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7622)	越前町江波(24-Ⅱ-7622)	急傾斜地の崩壊
410	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7624)	越前町江波(24-Ⅱ-7624)	急傾斜地の崩壊
411	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7625)	越前町江波(24-Ⅱ-7625)	急傾斜地の崩壊
412	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7626)	越前町江波(24-Ⅱ-7626)	急傾斜地の崩壊
413	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅱ-7627)	越前町江波(24-Ⅱ-7627)	急傾斜地の崩壊
414	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7606)	越前町江波(24-Ⅲ-7606)	急傾斜地の崩壊
415	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7607)	越前町江波(24-Ⅲ-7607)	急傾斜地の崩壊
416	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7608-1)	越前町江波(24-Ⅲ-7608-1)	急傾斜地の崩壊
417	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7608-2)	越前町江波(24-Ⅲ-7608-2)	急傾斜地の崩壊
418	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7608-3)	越前町江波(24-Ⅲ-7608-3)	急傾斜地の崩壊
419	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7609)	越前町江波(24-Ⅲ-7609)	急傾斜地の崩壊
420	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7610)	越前町江波(24-Ⅲ-7610)	急傾斜地の崩壊
421	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7611)	越前町江波(24-Ⅲ-7611)	急傾斜地の崩壊
422	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7612)	越前町江波(24-Ⅲ-7612)	急傾斜地の崩壊
423	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7613)	越前町江波(24-Ⅲ-7613)	急傾斜地の崩壊
424	江波	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波(24-Ⅲ-7614)	越前町江波(24-Ⅲ-7614)	急傾斜地の崩壊
425	江波・下河原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波・下河原(24-Ⅱ-7614)	越前町江波・下河原(24-Ⅱ-7614)	急傾斜地の崩壊
426	江波・下河原	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波・下河原(24-Ⅲ-7605)	越前町江波・下河原(24-Ⅲ-7605)	急傾斜地の崩壊
427	江波・下河原・織田	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波・下河原・織田(24-Ⅲ-7603-1)	越前町江波・下河原・織田(24-Ⅲ-7603-1)	急傾斜地の崩壊
428	江波・下河原・織田	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町江波・下河原・織田(24-Ⅲ-7603-2)	越前町江波・下河原・織田(24-Ⅲ-7603-2)	急傾斜地の崩壊
429	金谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町金谷(23-I-7025)	越前町金谷(23-I-7025)	急傾斜地の崩壊
430	金谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町金谷(23-I-7026)	越前町金谷(23-I-7026)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
431	金谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町金谷(23-Ⅰ-7027)	越前町金谷(23-Ⅰ-7027)	急傾斜地の崩壊
432	金谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町金谷(23-Ⅱ-7048)	越前町金谷(23-Ⅱ-7048)	急傾斜地の崩壊
433	金谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町金谷(23-Ⅱ-7050)	越前町金谷(23-Ⅱ-7050)	急傾斜地の崩壊
434	金谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町金谷(23-Ⅲ-7024)	越前町金谷(23-Ⅲ-7024)	急傾斜地の崩壊
435	金谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町金谷(23-Ⅲ-7025)	越前町金谷(23-Ⅲ-7025)	急傾斜地の崩壊
436	金谷	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町金谷(23-Ⅲ-7026)	越前町金谷(23-Ⅲ-7026)	急傾斜地の崩壊
437	宇田	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町宇田(23-1-1-1)	越前町宇田(23-1-1-1)	土石流
438	宇田	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町宇田(23-1-1-35)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
439	宇田	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町宇田(23-Ⅰ-7021-1)	越前町宇田(23-Ⅰ-7021-1)	急傾斜地の崩壊
440	宇田	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町宇田(23-Ⅰ-7021-2)	越前町宇田(23-Ⅰ-7021-2)	急傾斜地の崩壊
441	乙坂・福井市在田町	H19. 6. 8	福井県告示第 410 号	越前町乙坂・福井市在田(23-Ⅱ-7042)	越前町乙坂・福井市在田(23-Ⅱ-7042)	急傾斜地の崩壊
442	笈松	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町笈松(27-Ⅰ-487-1)	越前町笈松(27-Ⅰ-487-1)	急傾斜地の崩壊
443	笈松	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町笈松(27-Ⅰ-487-3)	越前町笈松(27-Ⅰ-487-3)	急傾斜地の崩壊
444	笈松	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町笈松(27-Ⅰ-487-4)	越前町笈松(27-Ⅰ-487-4)	急傾斜地の崩壊
445	笈松	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町笈松(27-Ⅰ-488)	越前町笈松(27-Ⅰ-488)	急傾斜地の崩壊
446	入尾	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町入尾(27-1-1-18-1)	越前町入尾(27-1-1-18-1)	土石流
447	入尾	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町入尾(27-1-1-19)	越前町入尾(27-1-1-19)	土石流
448	入尾	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町入尾(27-1-1-64)	越前町入尾(27-1-1-64)	土石流
449	入尾	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町入尾(27-Ⅰ-489-1)	越前町入尾(27-Ⅰ-489-1)	急傾斜地の崩壊
450	入尾	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町入尾(27-Ⅰ-489-2)	越前町入尾(27-Ⅰ-489-2)	急傾斜地の崩壊
451	入尾	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町入尾(27-Ⅰ-489-3)	越前町入尾(27-Ⅰ-489-3)	急傾斜地の崩壊
452	萩野の里	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町萩野の里(27-1-1-2-2)	越前町萩野の里(27-1-1-2-2)	土石流
453	萩野の里	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町萩野の里(27-Ⅰ-7400)	越前町萩野の里(27-Ⅰ-7400)	急傾斜地の崩壊
454	萩野の里・西ヶ丘	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町萩野の里・西ヶ丘(27-1-1-2-1)	越前町萩野の里・西ヶ丘(27-1-1-2-1)	土石流
455	西ヶ丘	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町西ヶ丘(27-1-1-58-1)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
456	西ヶ丘	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町西ヶ丘(27-1-1-59-1)	越前町西ヶ丘(27-1-1-59-1)	土石流
457	山田	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町山田(27-1-1-14-1)	越前町山田(27-1-1-14-1)	土石流

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
458	山田	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町山田(27-1-1-14-2)	越前町山田(27-1-1-14-2)	土石流
459	山田	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町山田(27-II-7406)	越前町山田(27-II-7406)	急傾斜地の崩壊
460	山田	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町山田(27-II-7407)	越前町山田(27-II-7407)	急傾斜地の崩壊
461	笹川	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町笹川(27-1-1-15)	越前町笹川(27-1-1-15)	土石流
462	笹川	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町笹川(27-1-1-63)	越前町笹川(27-1-1-63)	土石流
463	笹川	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町笹川(27-1-490)	越前町笹川(27-1-490)	急傾斜地の崩壊
464	笹川	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町笹川(27-1-7414)	越前町笹川(27-1-7414)	急傾斜地の崩壊
465	笹川	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町笹川(27-II-7403)	越前町笹川(27-II-7403)	急傾斜地の崩壊
466	笹川	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町笹川(27-II-7404)	越前町笹川(27-II-7404)	急傾斜地の崩壊
467	大谷	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町大谷(24-II-7643)	越前町大谷(24-II-7643)	急傾斜地の崩壊
468	八田	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町大谷(24-I-502)	越前町大谷(24-I-502)	急傾斜地の崩壊
469	熊谷	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町熊谷(24-II-7600-2)	越前町熊谷(24-II-7600-2)	急傾斜地の崩壊
470	檜津	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町檜津(24-I-501)	越前町檜津(24-I-501)	急傾斜地の崩壊
471	檜津	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町檜津(24-I-7610)	越前町檜津(24-I-7610)	急傾斜地の崩壊
472	小曾原	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町小曾原(24-I-7607)	越前町小曾原(24-I-7607)	急傾斜地の崩壊
473	小曾原	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町小曾原(24-II-7606-2)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	急傾斜地の崩壊
474	江波	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町江波(24-I-742-1)	越前町江波(24-I-742-1)	急傾斜地の崩壊
475	江波	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町江波(24-I-742-2)	越前町江波(24-I-742-2)	急傾斜地の崩壊
476	江波	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町江波(24-I-742-3)	越前町江波(24-I-742-3)	急傾斜地の崩壊
477	江波	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町江波(24-I-742-4)	越前町江波(24-I-742-4)	急傾斜地の崩壊
478	江波	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町江波(24-I-742-5)	越前町江波(24-I-742-5)	急傾斜地の崩壊
479	江波	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町江波(24-I-742-6)	越前町江波(24-I-742-6)	急傾斜地の崩壊
480	江波	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町江波(24-I-7621-1)	越前町江波(24-I-7621-1)	急傾斜地の崩壊
481	江波	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町江波(24-I-7621-2)	越前町江波(24-I-7621-2)	急傾斜地の崩壊
482	天谷	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町天谷(23-I-7000-1)	越前町天谷(23-I-7000-1)	急傾斜地の崩壊
483	天谷	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町天谷(23-I-7000-2)	越前町天谷(23-I-7000-2)	急傾斜地の崩壊
484	天谷	H20.2.29	福井県告示第133号	越前町天谷(23-II-7000-2)	越前町天谷(23-II-7000-2)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
485	天谷	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町天谷(23-Ⅱ-7003)	越前町天谷(23-Ⅱ-7003)	急傾斜地の崩壊
486	天谷	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町天谷(23-Ⅱ-7004)	越前町天谷(23-Ⅱ-7004)	急傾斜地の崩壊
487	大玉	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町大玉(23-Ⅰ-459-1)	越前町大玉(23-Ⅰ-459-1)	急傾斜地の崩壊
488	大玉	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町大玉(23-Ⅰ-459-2)	越前町大玉(23-Ⅰ-459-2)	急傾斜地の崩壊
489	大玉	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町大玉(23-Ⅰ-459-3)	越前町大玉(23-Ⅰ-459-3)	急傾斜地の崩壊
490	大玉	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町大玉(23-Ⅱ-7025)	越前町大玉(23-Ⅱ-7025)	急傾斜地の崩壊
491	大玉	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町大玉(23-Ⅲ-7004-2)	越前町大玉(23-Ⅲ-7004-2)	急傾斜地の崩壊
492	上糸生	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町上糸生(23-Ⅰ-7029-1)	越前町上糸生(23-Ⅰ-7029-1)	急傾斜地の崩壊
493	上糸生	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町上糸生(23-Ⅰ-7029-2)	越前町上糸生(23-Ⅰ-7029-2)	急傾斜地の崩壊
494	清水	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町清水(23-Ⅰ-458)	越前町清水(23-Ⅰ-458)	急傾斜地の崩壊
495	小川	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町小川(23-Ⅰ-452-1)	越前町小川(23-Ⅰ-452-1)	急傾斜地の崩壊
496	小川	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町小川(23-Ⅰ-452-2)	越前町小川(23-Ⅰ-452-2)	急傾斜地の崩壊
497	小川	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町小川(23-Ⅰ-452-3)	越前町小川(23-Ⅰ-452-3)	急傾斜地の崩壊
498	小川	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町小川(23-Ⅰ-452-4)	越前町小川(23-Ⅰ-452-4)	急傾斜地の崩壊
499	小川	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町小川(23-Ⅱ-7011-1)	越前町小川(23-Ⅱ-7011-1)	急傾斜地の崩壊
500	小川	H20. 2. 29	福井県告示第 133 号	越前町小川(23-Ⅱ-7011-2)	越前町小川(23-Ⅱ-7011-2)	急傾斜地の崩壊
501	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-494-1)	越前町下山中(27-Ⅰ-494-1)	急傾斜地の崩壊
502	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-494-2)	越前町下山中(27-Ⅰ-494-2)	急傾斜地の崩壊
503	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-494-3)	越前町下山中(27-Ⅰ-494-3)	急傾斜地の崩壊
504	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-495-1)	越前町下山中(27-Ⅰ-495-1)	急傾斜地の崩壊
505	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-495-2)	越前町下山中(27-Ⅰ-495-2)	急傾斜地の崩壊
506	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-495-3)	越前町下山中(27-Ⅰ-495-3)	急傾斜地の崩壊
507	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-495-4)	越前町下山中(27-Ⅰ-495-4)	急傾斜地の崩壊
508	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-495-5)	越前町下山中(27-Ⅰ-495-5)	急傾斜地の崩壊
509	下山中	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町下山中(27-Ⅰ-495-6)	越前町下山中(27-Ⅰ-495-6)	急傾斜地の崩壊
510	東	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町東(27-Ⅰ-493-1)	越前町東(27-Ⅰ-493-1)	急傾斜地の崩壊
511	東	H20. 4. 4	福井県告示第 253 号	越前町東(27-Ⅰ-493-2)	越前町東(27-Ⅰ-493-2)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
512	東	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町東(27-I-493-3)	越前町東(27-I-493-3)	急傾斜地の崩壊
513	東	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町東(27-I-493-4)	越前町東(27-I-493-4)	急傾斜地の崩壊
514	東	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町東(27-I-7423)	越前町東(27-I-7423)	急傾斜地の崩壊
515	東	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町東(27-II-7405)	越前町東(27-II-7405)	急傾斜地の崩壊
516	平等	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町平等(27-II-7406)	越前町平等(27-II-7406)	急傾斜地の崩壊
517	三崎	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町三崎(27-I-7408)	越前町三崎(27-I-7408)	急傾斜地の崩壊
518	三崎	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町三崎(27-II-7418)	越前町三崎(27-II-7418)	急傾斜地の崩壊
519	三崎	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町三崎(27-II-7421)	越前町三崎(27-II-7421)	急傾斜地の崩壊
520	三崎	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町三崎(27-II-7422)	越前町三崎(27-II-7422)	急傾斜地の崩壊
521	三崎	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町三崎(27-III-7408)	越前町三崎(27-III-7408)	急傾斜地の崩壊
522	三崎	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町三崎(27-III-7409)	越前町三崎(27-III-7409)	急傾斜地の崩壊
523	中	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町中(27-II-7417)	越前町中(27-II-7417)	急傾斜地の崩壊
524	中	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町中(27-III-7410)	越前町中(27-III-7410)	急傾斜地の崩壊
525	上戸	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町上戸(27-II-7404-1)	越前町上戸(27-II-7404-1)	急傾斜地の崩壊
526	上戸	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町上戸(27-II-7404-2)	越前町上戸(27-II-7404-2)	急傾斜地の崩壊
527	下河原	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町下河原(27-I-498-1)	越前町下河原(27-I-498-1)	急傾斜地の崩壊
528	下河原	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町下河原(27-I-498-3)	越前町下河原(27-I-498-3)	急傾斜地の崩壊
529	鎌坂	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町鎌坂(27-II-01333)	越前町鎌坂(27-II-01333)	急傾斜地の崩壊
530	鎌坂	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町鎌坂(27-II-7400)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	急傾斜地の崩壊
531	栃川	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町栃川(23-I-464-1)	越前町栃川(23-I-464-1)	急傾斜地の崩壊
532	栃川	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町栃川(23-I-464-2)	越前町栃川(23-I-464-2)	急傾斜地の崩壊
533	栃川	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町栃川(23-I-464-3)	越前町栃川(23-I-464-3)	急傾斜地の崩壊
534	栃川	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町栃川(23-I-464-4)	越前町栃川(23-I-464-4)	急傾斜地の崩壊
535	栃川	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町栃川(23-I-743-1)	越前町栃川(23-I-743-1)	急傾斜地の崩壊
536	栃川	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町栃川(23-I-743-2)	越前町栃川(23-I-743-2)	急傾斜地の崩壊
537	左々生	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町佐々生(23-II-7059)	越前町佐々生(23-II-7059)	急傾斜地の崩壊
538	朝日	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町朝日(23-I-43)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
539	朝日	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町朝日(23-I-7001)	越前町朝日(23-I-7001)	急傾斜地の崩壊
540	朝日	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町朝日(23-I-7030-1)	越前町朝日(23-I-7030-1)	急傾斜地の崩壊
541	朝日	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町朝日(23-I-7030-2)	越前町朝日(23-I-7030-2)	急傾斜地の崩壊
542	青野・頭谷	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町青野・頭谷(23-III-7016-2)	越前町青野・頭谷(23-III-7016-2)	急傾斜地の崩壊
543	岩開	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町岩開(23-I-7003)	越前町岩開(23-I-7003)	急傾斜地の崩壊
544	岩開	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町岩開(23-II-7058-2)	越前町岩開(23-II-7058-2)	急傾斜地の崩壊
545	乙坂	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町岩開(23-1-1-34-3)	越前町岩開(23-1-1-34-3)	土石流
546	乙坂	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町岩開(23-I-466-1)	越前町岩開(23-I-466-1)	急傾斜地の崩壊
547	乙坂	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町岩開(23-I-466-2)	越前町岩開(23-I-466-2)	急傾斜地の崩壊
548	乙坂	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町岩開(23-I-467-1)	越前町岩開(23-I-467-1)	急傾斜地の崩壊
549	乙坂	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町岩開(23-I-467-2)	越前町岩開(23-I-467-2)	急傾斜地の崩壊
550	小川	H20.4.4	福井県告示第253号	越前町小川(23-1-1-5204-3)	越前町小川(23-1-1-05204-3)	土石流
551	横山	H21.2.20	福井県告示84号	越前町横山(23-1-1-03601)	越前町横山(23-1-1-03601)	土石流
552	横山	H21.2.20	福井県告示84号	越前町横山(23-1-1-03602)	越前町横山(23-1-1-03602)	土石流
553	横山	H21.2.20	福井県告示84号	越前町横山(23-II-03606)	越前町横山(23-II-03606)	急傾斜地の崩壊
554	横山	H21.2.20	福井県告示84号	越前町横山(23-II-03607)	越前町横山(23-II-03607)	急傾斜地の崩壊
555	横山	H21.2.20	福井県告示84号	越前町横山(23-II-03608)	越前町横山(23-II-03608)	急傾斜地の崩壊
556	横山	H21.2.20	福井県告示84号	越前町横山(23-II-03609)	越前町横山(23-II-03609)	急傾斜地の崩壊
557	横山・牛越	H21.2.20	福井県告示84号	越前町横山・牛越(23-I-03612)	越前町横山・牛越(23-I-03612)	急傾斜地の崩壊
558	牛越	H21.2.20	福井県告示84号	越前町牛越(23-II-00102)	越前町牛越(23-II-00102)	急傾斜地の崩壊
559	野末	H21.2.20	福井県告示84号	越前町野末(23-II-03703)	越前町野末(23-II-03703)	急傾斜地の崩壊
560	大畑	H21.2.20	福井県告示84号	越前町大畑(23-1-1-03903)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
561	野田	H21.2.20	福井県告示84号	越前町野田(23-II-03502)	越前町野田(23-II-03502)	急傾斜地の崩壊
562	野田	H21.2.20	福井県告示84号	越前町野田(23-II-03504)	越前町野田(23-II-03504)	急傾斜地の崩壊
563	下糸生	H21.2.20	福井県告示84号	越前町下糸生(23-II-02319)	越前町下糸生(23-II-02319)	急傾斜地の崩壊
564	下糸生	H21.2.20	福井県告示84号	越前町下糸生(23-II-02323)	越前町下糸生(23-II-02323)	急傾斜地の崩壊
565	大谷寺	H21.2.20	福井県告示84号	越前町大谷寺(23-II-02514)	越前町大谷寺(23-II-02514)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
566	中野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町中野(23-Ⅱ-03201)	越前町中野(23-Ⅱ-03201)	急傾斜地の崩壊
567	上糸生	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町上糸生(23-1-1-04701)	越前町上糸生(23-1-1-04701)	土石流
568	上糸生・中野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町上糸生・中野(23-1-1-04702)	越前町上糸生・中野(23-1-1-04702)	土石流
569	清水	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町清水(23-Ⅱ-03003)	越前町清水(23-Ⅱ-03003)	急傾斜地の崩壊
570	清水	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町清水(23-Ⅱ-03001)	越前町清水(23-Ⅱ-03001)	急傾斜地の崩壊
571	杖立	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町杖立(23-1-1-05101)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	急傾斜地の崩壊
572	杖立	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町杖立(23-Ⅲ-03903)	越前町杖立(23-Ⅲ-03903)	急傾斜地の崩壊
573	真木	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町真木(23-Ⅱ-02802)	越前町真木(23-Ⅱ-02802)	急傾斜地の崩壊
574	朝日・上川去	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町朝日・上川去(23-1-1-01301)	越前町朝日・上川去(23-1-1-01301)	土石流
575	朝日	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町朝日(23-Ⅰ-01810)	越前町朝日(23-Ⅰ-01810)	急傾斜地の崩壊
576	内郡	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町内郡(23-Ⅱ-01801)	越前町内郡(23-Ⅱ-01801)	急傾斜地の崩壊
577	岩開	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町岩開(23-Ⅱ-01701)	越前町岩開(23-Ⅱ-01701)	急傾斜地の崩壊
578	岩開	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町岩開(23-Ⅱ-01704)	越前町岩開(23-Ⅱ-01704)	急傾斜地の崩壊
579	佐々生	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町佐々生(23-Ⅱ-01611)	越前町佐々生(23-Ⅱ-01611)	急傾斜地の崩壊
580	佐々生	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町佐々生(23-Ⅱ-01612)	越前町佐々生(23-Ⅱ-01612)	急傾斜地の崩壊
581	宇田	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町宇田(23-Ⅱ-00502)	越前町宇田(23-Ⅱ-00502)	急傾斜地の崩壊
582	栃川	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町栃川(23-Ⅱ-01203)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	急傾斜地の崩壊
583	栃川	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町栃川(23-1-1-02701)	越前町栃川(23-1-1-02701)	土石流
584	金谷	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町金谷(23-1-1-03105)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
585	金谷	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町金谷(23-Ⅰ-02109)	越前町金谷(23-Ⅰ-02109)	急傾斜地の崩壊
586	青野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町青野(23-1-1-03202)	越前町青野(23-1-1-03202)	土石流
587	青野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町青野(23-1-1-03203)	越前町青野(23-1-1-03203)	土石流
588	青野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町青野(23-1-1-03204)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
589	青野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町青野(23-Ⅱ-02202)	越前町青野(23-Ⅱ-02202)	急傾斜地の崩壊
590	青野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町青野(23-Ⅱ-02204-2)	越前町青野(23-Ⅱ-02204-2)	急傾斜地の崩壊
591	青野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町青野(23-Ⅱ-02207)	越前町青野(23-Ⅱ-02207)	急傾斜地の崩壊
592	青野	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町青野(23-Ⅱ-02208)	越前町青野(23-Ⅱ-02208)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
593	頭谷	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町頭谷(23-1-1-03304)	越前町頭谷(23-1-1-03304)	土石流
594	頭谷	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町頭谷(23-1-1-03305)	越前町頭谷(23-1-1-03305)	土石流
595	頭谷	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町頭谷(23-1-1-03306)	越前町頭谷(23-1-1-03306)	土石流
596	頭谷	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町頭谷(23-II-02001)	越前町頭谷(23-II-02001)	急傾斜地の崩壊
597	桜谷	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町桜谷(27-II-00836)	越前町桜谷(27-II-00836)	急傾斜地の崩壊
598	山田	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町山田(27-II-00506)	越前町山田(27-II-00506)	急傾斜地の崩壊
599	山田	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町山田(27-III-00507)	越前町山田(27-III-00507)	急傾斜地の崩壊
600	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-1-1-03205)	越前町笈松(27-1-1-03205)	土石流
601	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-1-1-03208)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
602	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-1-1-03210)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
603	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-1-1-03213)	越前町笈松(27-1-1-03213)	土石流
604	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-1-1-03214)	越前町笈松(27-1-1-03214)	土石流
605	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-1-1-03215)	越前町笈松(27-1-1-03215)	土石流
606	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03205)	越前町笈松(27-II-03205)	急傾斜地の崩壊
607	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03206)	越前町笈松(27-II-03206)	急傾斜地の崩壊
608	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03207)	越前町笈松(27-II-03207)	急傾斜地の崩壊
609	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03208)	越前町笈松(27-II-03208)	急傾斜地の崩壊
610	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03233)	越前町笈松(27-II-03233)	急傾斜地の崩壊
611	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03235)	越前町笈松(27-II-03235)	急傾斜地の崩壊
612	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03240)	越前町笈松(27-II-03240)	急傾斜地の崩壊
613	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03241)	越前町笈松(27-II-03241)	急傾斜地の崩壊
614	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03242)	越前町笈松(27-II-03242)	急傾斜地の崩壊
615	笈松	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町笈松(27-II-03257)	越前町笈松(27-II-03257)	急傾斜地の崩壊
616	平等	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町平等(27-1-1-00601)	越前町平等(27-1-1-00601)	土石流
617	平等	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町平等(27-I-02841)	越前町平等(27-I-02841)	急傾斜地の崩壊
618	上山中	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町上山中(27-II-03136)	越前町上山中(27-II-03136)	急傾斜地の崩壊
619	上山中	H21.2.20	福井県告示 84 号	越前町上山中(27-II-03137)	越前町上山中(27-II-03137)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
620	中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町中(27-Ⅱ-01707)	越前町中(27-Ⅱ-01707)	急傾斜地の崩壊
621	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-1-1-03310)	越前町上戸(27-1-1-03310)	土石流
622	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-Ⅱ-01203)	越前町上戸(27-Ⅱ-01203)	急傾斜地の崩壊
623	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-Ⅱ-01204)	越前町上戸(27-Ⅱ-01204)	急傾斜地の崩壊
624	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-Ⅱ-01217)	越前町上戸(27-Ⅱ-01217)	急傾斜地の崩壊
625	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-Ⅱ-01218)	越前町上戸(27-Ⅱ-01218)	急傾斜地の崩壊
626	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-Ⅱ-01221)	越前町上戸(27-Ⅱ-01221)	急傾斜地の崩壊
627	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-Ⅱ-01224)	越前町上戸(27-Ⅱ-01224)	急傾斜地の崩壊
628	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-Ⅱ-01225)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	急傾斜地の崩壊
629	上戸	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町上戸(27-Ⅱ-01239)	越前町上戸(27-Ⅱ-01239)	急傾斜地の崩壊
630	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-1-1-01924)	越前町下山中(27-1-1-01924)	土石流
631	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-1-1-01925)	越前町下山中(27-1-1-01925)	土石流
632	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-Ⅱ-03074)	越前町下山中(27-Ⅱ-03074)	急傾斜地の崩壊
633	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-Ⅱ-03083)	越前町下山中(27-Ⅱ-03083)	急傾斜地の崩壊
634	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-Ⅱ-03084)	越前町下山中(27-Ⅱ-03084)	急傾斜地の崩壊
635	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-Ⅱ-03085)	越前町下山中(27-Ⅱ-03085)	急傾斜地の崩壊
636	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-Ⅱ-03091)	越前町下山中(27-Ⅱ-03091)	急傾斜地の崩壊
637	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-Ⅱ-03092)	越前町下山中(27-Ⅱ-03092)	急傾斜地の崩壊
638	下山中	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下山中(27-Ⅱ-03094)	越前町下山中(27-Ⅱ-03094)	急傾斜地の崩壊
639	下河原	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下河原(27-1-1-01301)	越前町下河原(27-1-1-01301)	土石流
640	下河原	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下河原(27-Ⅱ-02501)	越前町下河原(27-Ⅱ-02501)	急傾斜地の崩壊
641	下河原	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町下河原(27-Ⅱ-02505)	越前町下河原(27-Ⅱ-02505)	急傾斜地の崩壊
642	鎌坂	H21. 2. 20	福井県告示 84 号	越前町鎌坂(27-Ⅱ-01310)	越前町鎌坂(27-Ⅱ-01310)	急傾斜地の崩壊
643	檜津	H21. 3. 24	福井県告示第 153 号	越前町檜津(24-1-1-01203)	越前町檜津(24-1-1-01203)	土石流
644	檜津	H21. 3. 24	福井県告示第 153 号	越前町檜津(24-I-01201-2)	越前町檜津(24-I-01201-2)	急傾斜地の崩壊
645	檜津	H21. 3. 24	福井県告示第 153 号	越前町檜津(24-Ⅱ-01227)	越前町檜津(24-Ⅱ-01227)	急傾斜地の崩壊
646	八田新保	H21. 3. 24	福井県告示第 153 号	越前町八田新保(24-Ⅱ-02106)	越前町八田新保(24-Ⅱ-02106)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
647	八田	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町八田(24-1-1-01604)	越前町八田(24-1-1-01604)	土石流
648	八田	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町八田(24-1-1-01605)	越前町八田(24-1-1-01605)	土石流
649	八田	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町八田(24-1-1-01609)	越前町八田(24-1-1-01609)	土石流
650	八田	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町八田(24-II-00205)	越前町八田(24-II-00205)	急傾斜地の崩壊
651	八田	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町八田(24-II-00216)	越前町八田(24-II-00216)	急傾斜地の崩壊
652	八田	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町八田(24-II-00218)	越前町八田(24-II-00218)	急傾斜地の崩壊
653	円満	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町円満(24-II-02001)	越前町円満(24-II-02001)	急傾斜地の崩壊
654	上野	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町上野(24-II-01602)	越前町上野(24-II-01602)	急傾斜地の崩壊
655	宇須尾	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町宇須尾(24-1-1-02003)	越前町宇須尾(24-1-1-02003)	土石流
656	宇須尾	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町宇須尾(24-1-1-02004)	越前町宇須尾(24-1-1-02004)	土石流
657	大谷	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町大谷(24-1-1-02102)	越前町大谷(24-1-1-02102)	土石流
658	大谷	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町大谷(24-II-01702)	越前町大谷(24-II-01702)	急傾斜地の崩壊
659	古屋・増谷	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町古屋・増谷(24-1-1-72)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
660	増谷	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町増谷(24-II-00312)	越前町増谷(24-II-00312)	急傾斜地の崩壊
661	増谷	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町増谷(24-II-00313)	越前町増谷(24-II-00313)	急傾斜地の崩壊
662	小曾原	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町小曾原(24-1-1-00601)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
663	小曾原	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町小曾原(24-II-00432)	越前町小曾原(24-II-00432)	急傾斜地の崩壊
664	小曾原	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町小曾原(24-II-00704)	越前町小曾原(24-II-00704)	急傾斜地の崩壊
665	小曾原	H21.3.24	福井県告示第153号	越前町小曾原(24-II-00705)	越前町小曾原(24-II-00705)	急傾斜地の崩壊
666	細野	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町細野(27-I-7418)	越前町細野(27-I-7418)	急傾斜地の崩壊
667	山田	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町山田(27-III-00502)	越前町山田(27-III-00502)	急傾斜地の崩壊
668	入尾	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町入尾(27-II-00403)	越前町入尾(27-II-00403)	急傾斜地の崩壊
669	笈松	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町笈松(27-II-03246)	越前町笈松(27-II-03246)	急傾斜地の崩壊
670	笈松	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町笈松(27-II-03256)	越前町笈松(27-II-03256)	急傾斜地の崩壊
671	四つ杉	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町四つ杉(27-II-02601)	越前町四つ杉(27-II-02601)	急傾斜地の崩壊
672	平等	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町平等(27-I-02832)	越前町平等(27-I-02832)	急傾斜地の崩壊
673	平等	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町平等(27-I-02849)	越前町平等(27-I-02849)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
674	上山中	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町上山中(27-I-03108)	越前町上山中(27-I-03108)	急傾斜地の崩壊
675	中	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町中(27-I-01701)	越前町中(27-I-01701)	急傾斜地の崩壊
676	上戸	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町上戸(27-II-01205)	越前町上戸(27-II-01205)	急傾斜地の崩壊
677	上戸	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町上戸(27-II-01222)	越前町上戸(27-II-01222)	急傾斜地の崩壊
678	下山中	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町下山中(27-II-03001)	越前町下山中(27-II-03001)	急傾斜地の崩壊
679	下山中	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町下山中(27-II-03003)	越前町下山中(27-II-03003)	急傾斜地の崩壊
680	下山中	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町下山中(27-II-03019)	越前町下山中(27-II-03019)	急傾斜地の崩壊
681	下山中	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町下山中(27-II-03067)	越前町下山中(27-II-03067)	急傾斜地の崩壊
682	下山中	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町下山中(27-II-03076)	越前町下山中(27-II-03076)	急傾斜地の崩壊
683	鎌坂	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町鎌坂(27-II-01307)	越前町鎌坂(27-II-01307)	急傾斜地の崩壊
684	白浜・高佐	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町白浜・高佐(25-2-3-18)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
685	白浜・高佐	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町白浜・高佐(25-2-3-19)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
686	白浜・高佐	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町白浜・高佐(25-3-01801)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
687	白浜・高佐	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町白浜・高佐(25-3-01803)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
688	白浜・高佐	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町白浜・高佐(25-3-01804)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
689	白浜・高佐	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町白浜・高佐(25-II-00702)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	急傾斜地の崩壊
690	西ヶ丘	H27.3.27	福井県告示第186号	越前町西ヶ丘(27-I-01003)	越前町西ヶ丘(27-I-01003)	急傾斜地の崩壊
691	笈松	H27.3.27	福井県告示第186号	越前町笈松(27-II-03204)	越前町笈松(27-II-03204)	急傾斜地の崩壊
692	横山	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町横山(23-II-03604)	越前町横山(23-II-03604)	急傾斜地の崩壊
693	横山	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町横山(23-III-03605)	越前町横山(23-II-03605)	急傾斜地の崩壊
694	横山・牛越	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町横山・牛越(23-II-03610)	越前町横山・牛越(23-II-03610)	急傾斜地の崩壊
695	牛越	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町牛越(23-II-00104)	越前町牛越(23-II-00104)	急傾斜地の崩壊
696	牛越	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町牛越(23-II-00105)	越前町牛越(23-II-00105)	急傾斜地の崩壊
697	大畑	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町大畑(23-II-01403)	越前町大畑(23-II-01403)	急傾斜地の崩壊
698	下糸生	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町下糸生(23-II-02320)	越前町下糸生(23-II-02320)	急傾斜地の崩壊
699	大谷寺	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町大谷寺(23-II-02515)	越前町大谷寺(23-II-02515)	急傾斜地の崩壊
700	中野	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町中野(23-II-03202)	越前町中野(23-II-03202)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
701	大玉	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町大玉(23-1-1-04402)	越前町大玉(23-1-1-04402)	土石流
702	朝日	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町朝日(23-I-01809)	越前町朝日(23-I-01809)	急傾斜地の崩壊
703	朝日	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町朝日(23-III-01815)	越前町朝日(23-III-01815)	急傾斜地の崩壊
704	内郡	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町内郡(23-II-01802)	越前町内郡(23-II-01802)	急傾斜地の崩壊
705	佐々生	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町佐々生(23-II-01605)	越前町佐々生(23-II-01605)	急傾斜地の崩壊
706	乙坂	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町乙坂(23-II-00201)	越前町乙坂(23-II-00201)	急傾斜地の崩壊
707	乙坂	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町乙坂(23-III-00202)	越前町乙坂(23-II-00202)	急傾斜地の崩壊
708	栃川	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町栃川(23-I-7019-2)	越前町栃川(23-I-7019-2)	急傾斜地の崩壊
709	栃川	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町栃川(23-II-01201)	越前町栃川(23-II-01201)	急傾斜地の崩壊
710	天王・宝泉寺	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町天王・宝泉寺(23-I-7019-1)	越前町天王・宝泉寺(23-I-7019-1)	急傾斜地の崩壊
711	天王・宝泉寺	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町天王・宝泉寺(23-I-7020)	越前町天王・宝泉寺(23-I-7020)	急傾斜地の崩壊
712	天王・宝泉寺	H21.6.23	福井県告示第416号	越前町天王・宝泉寺(23-II-01313)	越前町天王・宝泉寺(23-II-01313)	急傾斜地の崩壊
713	茂原	H27.3.27	福井県告示186号	越前町茂原(25-I-546-1)	越前町茂原(25-I-546-1)	急傾斜地の崩壊
714	茂原	H27.3.27	福井県告示186号	越前町茂原(25-I-546-2)	越前町茂原(25-I-546-2)	急傾斜地の崩壊
715	茂原	H27.3.27	福井県告示186号	越前町茂原(25-I-546-3)	越前町茂原(25-I-546-3)	急傾斜地の崩壊
716	茂原	H27.3.27	福井県告示186号	越前町茂原(25-I-546-4)	越前町茂原(25-I-546-4)	急傾斜地の崩壊
717	茂原・白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町茂原・白浜・高佐(25-2-3-17-1)	越前町茂原・白浜・高佐(25-2-3-17-1)	土石流
718	茂原・白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町茂原・白浜・高佐(25-2-3-17-2)	越前町茂原・白浜・高佐(25-2-3-17-2)	土石流
719	茂原・白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町茂原・白浜・高佐(25-I-7908)	越前町茂原・白浜・高佐(25-I-7908)	急傾斜地の崩壊
720	茂原・白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町茂原・白浜・高佐(25-I-7909)	越前町茂原・白浜・高佐(25-I-7909)	急傾斜地の崩壊
721	白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町白浜・高佐(25-2-3-20)	越前町白浜・高佐(25-2-3-20)	土石流
722	白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町白浜・高佐(25-I-547-1)	越前町白浜・高佐(25-I-547-1)	急傾斜地の崩壊
723	白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町白浜・高佐(25-I-547-2)	越前町白浜・高佐(25-I-547-2)	急傾斜地の崩壊
724	白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町白浜・高佐(25-I-547-3)	越前町白浜・高佐(25-I-547-3)	急傾斜地の崩壊
725	白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町白浜・高佐(25-I-547-4)	越前町白浜・高佐(25-I-547-4)	急傾斜地の崩壊
726	白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町白浜・高佐(25-I-548-1)	越前町白浜・高佐(25-I-548-1)	急傾斜地の崩壊
727	白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示186号	越前町白浜・高佐(25-I-548-2)	越前町白浜・高佐(25-I-548-2)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
728	白浜・高佐	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町白浜・高佐(25-I-548-3)	越前町白浜・高佐(25-I-548-3)	急傾斜地の崩壊
729	白浜・高佐	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町白浜・高佐(25-I-549-1)	越前町白浜・高佐(25-I-549-1)	急傾斜地の崩壊
730	白浜・高佐	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町白浜・高佐(25-I-549-2)	越前町白浜・高佐(25-I-549-2)	急傾斜地の崩壊
731	白浜・高佐	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町白浜・高佐(25-3-01802)	越前町白浜・高佐(25-3-01802)	土石流
732	白浜・高佐・米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町白浜・高佐・米ノ(25-I-549-3)	越前町白浜・高佐・米ノ(25-I-549-3)	急傾斜地の崩壊
733	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-7910)	越前町米ノ(25-I-7910)	急傾斜地の崩壊
734	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-550-1)	越前町米ノ(25-I-550-1)	急傾斜地の崩壊
735	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-550-2)	越前町米ノ(25-I-550-2)	急傾斜地の崩壊
736	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-550-3)	越前町米ノ(25-I-550-3)	急傾斜地の崩壊
737	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-551-1)	越前町米ノ(25-I-551-1)	急傾斜地の崩壊
738	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-551-2)	越前町米ノ(25-I-551-2)	急傾斜地の崩壊
739	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-552-1)	越前町米ノ(25-I-552-1)	急傾斜地の崩壊
740	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-552-2)	越前町米ノ(25-I-552-2)	急傾斜地の崩壊
741	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-552-3)	越前町米ノ(25-I-552-3)	急傾斜地の崩壊
742	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-553-1)	越前町米ノ(25-I-553-1)	急傾斜地の崩壊
743	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-553-2)	越前町米ノ(25-I-553-2)	急傾斜地の崩壊
744	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-555-1)	越前町米ノ(25-I-555-1)	急傾斜地の崩壊
745	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-555-2)	越前町米ノ(25-I-555-2)	急傾斜地の崩壊
746	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-555-3)	越前町米ノ(25-I-555-3)	急傾斜地の崩壊
747	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-556-1)	越前町米ノ(25-I-556-1)	急傾斜地の崩壊
748	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-556-2)	越前町米ノ(25-I-556-2)	急傾斜地の崩壊
749	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-00802)	越前町米ノ(25-I-00802)	急傾斜地の崩壊
750	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-I-00804)	越前町米ノ(25-I-00804)	急傾斜地の崩壊
751	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-II-00803)	越前町米ノ(25-II-00803)	急傾斜地の崩壊
752	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-II-00808)	越前町米ノ(25-II-00808)	急傾斜地の崩壊
753	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-II-00812)	越前町米ノ(25-II-00812)	急傾斜地の崩壊
754	米ノ	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町米ノ(25-2-3-21)	越前町米ノ(25-2-3-21)	土石流

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
755	米ノ	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町米ノ(25-2-3-22-1)	越前町米ノ(25-2-3-22-1)	土石流
756	米ノ	H21.9.18	福井県告示 566 号	越前町米ノ(25-2-3-22-2)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
757	米ノ	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町米ノ(25-2-3-22-3)	越前町米ノ(25-2-3-22-3)	土石流
758	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-2-3-24)	越前町米ノ(25-2-3-24)	土石流
759	米ノ	H21.9.18	福井県告示 566 号	越前町米ノ(25-3-02001)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
760	米ノ	H21.9.18	福井県告示 566 号	越前町米ノ(25-3-02002)	(土砂災害特別警戒区域はなし)	土石流
761	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-3-02004)	越前町米ノ(25-3-02004)	土石流
762	六呂師	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町六呂師(25-2-3-23)	越前町六呂師(25-2-3-23)	土石流
763	厨	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町厨(25-2-3-14-1)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
764	厨	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町厨(25-2-3-14-2)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
765	厨	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町厨(25-2-3-15)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
766	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-2-3-16)	越前町厨(25-2-3-16)	土石流
767	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-540-1)	越前町厨(25-I-540-1)	急傾斜地の崩壊
768	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-540-2)	越前町厨(25-I-540-2)	急傾斜地の崩壊
769	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-540-3)	越前町厨(25-I-540-3)	急傾斜地の崩壊
770	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-540-4)	越前町厨(25-I-540-4)	急傾斜地の崩壊
771	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-542-1)	越前町厨(25-I-542-1)	急傾斜地の崩壊
772	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-542-2)	越前町厨(25-I-542-2)	急傾斜地の崩壊
773	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-542-3)	越前町厨(25-I-542-3)	急傾斜地の崩壊
774	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-542-4)	越前町厨(25-I-542-4)	急傾斜地の崩壊
775	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-543-1)	越前町厨(25-I-543-1)	急傾斜地の崩壊
776	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-543-2)	越前町厨(25-I-543-2)	急傾斜地の崩壊
777	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-543-3)	越前町厨(25-I-543-3)	急傾斜地の崩壊
778	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-544-1)	越前町厨(25-I-544-1)	急傾斜地の崩壊
779	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-544-2)	越前町厨(25-I-544-2)	急傾斜地の崩壊
780	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-545-1)	越前町厨(25-I-545-1)	急傾斜地の崩壊
781	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-545-2)	越前町厨(25-I-545-2)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
782	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-7905)	越前町厨(25-I-7905)	急傾斜地の崩壊
783	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-7906)	越前町厨(25-I-7906)	急傾斜地の崩壊
784	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-III-7900)	越前町厨(25-III-7900)	急傾斜地の崩壊
785	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-7907)	越前町厨(25-I-7907)	急傾斜地の崩壊
786	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-I-00508)	越前町厨(25-I-00508)	急傾斜地の崩壊
787	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-II-00507)	越前町厨(25-II-00507)	急傾斜地の崩壊
788	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-II-00510)	越前町厨(25-II-00510)	急傾斜地の崩壊
789	厨	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町厨(25-II-00511)	越前町厨(25-II-00511)	急傾斜地の崩壊
790	大樟	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町大樟(25-2-3-11)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
791	大樟	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町大樟(25-2-3-12)	越前町大樟(25-2-3-12)	土石流
792	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-536-1)	越前町大樟(25-I-536-1)	急傾斜地の崩壊
793	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-536-2)	越前町大樟(25-I-536-2)	急傾斜地の崩壊
794	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-536-3)	越前町大樟(25-I-536-3)	急傾斜地の崩壊
795	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-537-1)	越前町大樟(25-I-537-1)	急傾斜地の崩壊
796	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-537-2)	越前町大樟(25-I-537-2)	急傾斜地の崩壊
797	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-538-1)	越前町大樟(25-I-538-1)	急傾斜地の崩壊
798	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-538-2)	越前町大樟(25-I-538-2)	急傾斜地の崩壊
799	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-7904)	越前町大樟(25-I-7904)	急傾斜地の崩壊
800	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-I-00904)	越前町大樟(25-I-00904)	急傾斜地の崩壊
801	大樟	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町大樟(25-II-00905)	越前町大樟(25-II-00905)	急傾斜地の崩壊
802	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-2)	越前町梅浦(25-2-3-2)	土石流
803	梅浦	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町梅浦(25-2-3-3-1)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
804	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-3-2)	越前町梅浦(25-2-3-3-2)	土石流
805	梅浦	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町梅浦(25-2-3-3-4)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
806	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-3-5)	越前町梅浦(25-2-3-3-5)	土石流
807	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-3-6)	越前町梅浦(25-2-3-3-6)	土石流
808	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-3-7)	越前町梅浦(25-2-3-3-7)	土石流

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
809	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-4-1)	越前町梅浦(25-2-3-4-1)	土石流
810	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-4-2)	越前町梅浦(25-2-3-4-2)	土石流
811	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-2-3-4-3)	越前町梅浦(25-2-3-4-3)	土石流
812	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-4-4)	越前町梅浦(25-2-3-4-4)	土石流
813	梅浦	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町梅浦(25-2-3-4-6)	越前町梅浦(25-2-3-4-6)	土石流
814	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-2-3-4-7)	越前町梅浦(25-2-3-4-7)	土石流
815	梅浦	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町梅浦(25-2-3-5)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
816	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-525-1)	越前町梅浦(25-I-525-1)	急傾斜地の崩壊
817	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-525-3)	越前町梅浦(25-I-525-3)	急傾斜地の崩壊
818	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-527-1)	越前町梅浦(25-I-527-1)	急傾斜地の崩壊
819	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-527-2)	越前町梅浦(25-I-527-2)	急傾斜地の崩壊
820	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-528)	越前町梅浦(25-I-528)	急傾斜地の崩壊
821	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-529-1)	越前町梅浦(25-I-529-1)	急傾斜地の崩壊
822	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-529-2)	越前町梅浦(25-I-529-2)	急傾斜地の崩壊
823	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-529-3)	越前町梅浦(25-I-529-3)	急傾斜地の崩壊
824	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-529-5)	越前町梅浦(25-I-529-5)	急傾斜地の崩壊
825	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-530-1)	越前町梅浦(25-I-530-1)	急傾斜地の崩壊
826	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-530-2)	越前町梅浦(25-I-530-2)	急傾斜地の崩壊
827	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-II-7901)	越前町梅浦(25-II-7901)	急傾斜地の崩壊
828	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-II-7902)	越前町梅浦(25-II-7902)	急傾斜地の崩壊
829	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-531-1)	越前町梅浦(25-I-531-1)	急傾斜地の崩壊
830	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-00432)	越前町梅浦(25-I-00432)	急傾斜地の崩壊
831	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-II-00402)	越前町梅浦(25-II-00402)	急傾斜地の崩壊
832	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-II-00403)	越前町梅浦(25-II-00403)	急傾斜地の崩壊
833	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-II-00404)	越前町梅浦(25-II-00404)	急傾斜地の崩壊
834	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-II-00405)	越前町梅浦(25-II-00405)	急傾斜地の崩壊
835	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-II-00417)	越前町梅浦(25-II-00417)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
836	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-Ⅱ-00418)	越前町梅浦(25-Ⅱ-00418)	急傾斜地の崩壊
837	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-Ⅱ-00420)	越前町梅浦(25-Ⅱ-00420)	急傾斜地の崩壊
838	梅浦	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-Ⅱ-00427)	越前町梅浦(25-Ⅱ-00427)	急傾斜地の崩壊
839	米ノ	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町米ノ(25-Ⅱ-00813)	越前町米ノ(25-Ⅱ-00813)	急傾斜地の崩壊
840	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-2-6-00102)	越前町玉川(25-2-6-00102)	土石流
841	玉川	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町玉川(25-3-00101)	越前町玉川(25-3-00101)	土石流
842	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-I-01101)	越前町玉川(25-I-01101)	急傾斜地の崩壊
843	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-Ⅱ-01103)	越前町玉川(25-Ⅱ-01103)	急傾斜地の崩壊
844	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-Ⅱ-00108)	越前町玉川(25-Ⅱ-00108)	急傾斜地の崩壊
845	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-2-2-6-3)	越前町玉川(25-2-2-6-3)	土石流
846	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-I-520-1)	越前町玉川(25-I-520-1)	急傾斜地の崩壊
847	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-I-520-2)	越前町玉川(25-I-520-2)	急傾斜地の崩壊
848	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-I-521-1)	越前町玉川(25-I-521-1)	急傾斜地の崩壊
849	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-I-521-2)	越前町玉川(25-I-521-2)	急傾斜地の崩壊
850	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-I-7901)	越前町玉川(25-I-7901)	急傾斜地の崩壊
851	玉川	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町玉川(25-Ⅱ-7906)	越前町玉川(25-Ⅱ-7906)	急傾斜地の崩壊
852	高佐・白浜	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町高佐・白浜(25-3-01802)	越前町高佐・白浜(25-3-01802)	土石流
853	宿	H25.3.26	福井県告示 130 号	越前町宿(25-2-3-6)	越前町宿(25-2-3-6)	土石流
854	宿	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町宿(25-I-531-4)	越前町宿(25-I-531-4)	急傾斜地の崩壊
855	宿	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町宿(25-I-00435)	越前町宿(25-I-00435)	急傾斜地の崩壊
856	左右	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町左右(25-2-3-1-1)	越前町左右(25-2-3-1-1)	土石流
857	左右	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町左右(25-2-3-1-2)	越前町左右(25-2-3-1-2)	土石流
858	左右	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町左右(25-I-518-1)	越前町左右(25-I-518-1)	急傾斜地の崩壊
859	左右	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町左右(25-I-518-2)	越前町左右(25-I-518-2)	急傾斜地の崩壊
860	左右	H27.3.27	福井県告示 186 号	越前町左右(25-I-518-3)	越前町左右(25-I-518-3)	急傾斜地の崩壊
861	岩開	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町岩開(23-Ⅱ-01702)	越前町岩開(25-Ⅱ-01702)	急傾斜地の崩壊
862	岩開	H22.3.30	福井県告示 216 号	越前町岩開(23-Ⅱ-01707)	越前町岩開(25-Ⅱ-01707)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
863	野田	H22. 3. 30	福井県告示 216 号	越前町野田(23-Ⅱ-03508)	越前町野田(25-Ⅱ-03508)	急傾斜地の崩壊
864	大谷寺	H22. 3. 30	福井県告示 216 号	越前町大谷寺(23-Ⅱ-02516)	越前町大谷寺(23-Ⅱ-02516)	急傾斜地の崩壊
865	小川	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町小川(23-1-1-12)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
866	小川	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小川(23-Ⅰ-7004-1)	越前町小川(23-Ⅰ-7004-1)	急傾斜地の崩壊
867	小川	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小川(23-Ⅱ-7015)	越前町小川(23-Ⅱ-7015)	急傾斜地の崩壊
868	小川	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小川(23-Ⅰ-03816)	越前町小川(23-Ⅰ-03816)	急傾斜地の崩壊
869	茱原	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町茱原(23-1-1-38)	越前町茱原(23-1-1-38)	土石流
870	茱原	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町茱原(23-1-1-53S)	越前町茱原(23-1-1-53S)	土石流
871	天谷	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町天谷(23-1-1-05405)	越前町天谷(23-1-1-05405)	土石流
872	天谷	H25. 3. 26	福井県告示 130 号	越前町天谷(23-1-1-05406)	越前町天谷(23-1-1-05406)	土石流
873	天谷	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町天谷(23-1-1-05407)	越前町天谷(23-1-1-05407)	土石流
874	天谷	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町天谷(23-Ⅱ-04101)	越前町天谷(23-Ⅱ-04101)	急傾斜地の崩壊
875	天谷	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町天谷(23-Ⅲ-7001)	越前町天谷(23-Ⅲ-7001)	急傾斜地の崩壊
876	天谷	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町天谷(23-96)	土砂災害特別警戒区域はなし	地滑り
877	小倉	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町小倉(23-1-1-04004)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
878	小倉	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町小倉(23-1-1-02405)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
879	小倉	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小倉(23-Ⅱ-02404)	越前町小倉(23-Ⅱ-02404)	急傾斜地の崩壊
880	小倉	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小倉(23-Ⅱ-02416)	越前町小倉(23-Ⅱ-02416)	急傾斜地の崩壊
881	小倉	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町小倉(23-98)	土砂災害特別警戒区域はなし	地滑り
882	熊谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町熊谷(24-Ⅰ-00102)	越前町熊谷(24-Ⅰ-00102)	急傾斜地の崩壊
883	熊谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町熊谷(24-Ⅱ-00101)	越前町熊谷(24-Ⅱ-00101)	急傾斜地の崩壊
884	熊谷	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町熊谷(24-148)	土砂災害特別警戒区域はなし	地滑り
885	小曾原第三区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小曾原第三区(24-Ⅱ-00424)	越前町小曾原第三区(24-Ⅱ-00424)	急傾斜地の崩壊
886	小曾原第三区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小曾原第三区(24-Ⅱ-00425)	越前町小曾原第三区(24-Ⅱ-00425)	急傾斜地の崩壊
887	小曾原第三区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小曾原第三区(24-Ⅱ-00426)	越前町小曾原第三区(24-Ⅱ-00426)	急傾斜地の崩壊
888	小曾原第三区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小曾原第三区(24-Ⅱ-00440)	越前町小曾原第三区(24-Ⅱ-00440)	急傾斜地の崩壊
889	江波第二区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町江波第二区(24-Ⅱ-00907)	越前町江波第二区(24-Ⅱ-00907)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
890	江波第二区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町江波第二区(24-II-00910)	越前町江波第二区(24-II-00910)	急傾斜地の崩壊
891	江波第二区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町江波第二区(24-II-00915)	越前町江波第二区(24-II-00915)	急傾斜地の崩壊
892	宿	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町宿(25-I-531-3)	越前町宿(25-I-531-3)	急傾斜地の崩壊
893	梅浦	H22. 7. 16	福井県告示 420 号	越前町梅浦(25-101)	土砂災害特別警戒区域はなし	地滑り
894	茱原	H25. 3. 26	福井県告示 130 号	越前町茱原(23-1-1-03411)	越前町茱原(23-1-1-03411)	土石流
895	茱原	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町茱原(23-II-00614)	越前町茱原(23-II-00614)	急傾斜地の崩壊
896	茱原	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町茱原(23-II-00615)	越前町茱原(23-II-00615)	急傾斜地の崩壊
897	茱原	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町茱原(23-II-00617)	越前町茱原(23-II-00617)	急傾斜地の崩壊
898	茱原	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町茱原(23-II-00618)	越前町茱原(23-II-00618)	急傾斜地の崩壊
899	茱原	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町茱原(23-1-1-03201)	越前町茱原(23-1-1-03201)	土石流
900	赤井谷	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町赤井谷(27-1-1-11)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
901	赤井谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町赤井谷(27-I-7419)	越前町赤井谷(27-I-7419)	急傾斜地の崩壊
902	赤井谷	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町赤井谷(27-1-1-02601)	越前町赤井谷(27-1-1-02601)	土石流
903	赤井谷	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町赤井谷(27-1-1-02602)	越前町赤井谷(27-1-1-02602)	土石流
904	赤井谷	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町赤井谷(27-1-1-02603)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
905	赤井谷	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町赤井谷(27-II-00707)	越前町赤井谷(27-II-00707)	急傾斜地の崩壊
906	赤井谷	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町赤井谷(27-II-00708)	越前町赤井谷(27-II-00708)	急傾斜地の崩壊
907	赤井谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町赤井谷(27-II-00710)	越前町赤井谷(27-II-00710)	急傾斜地の崩壊
908	赤井谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町赤井谷(27-II-00711)	越前町赤井谷(27-II-00711)	急傾斜地の崩壊
909	赤井谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町赤井谷(27-II-00712)	越前町赤井谷(27-II-00712)	急傾斜地の崩壊
910	小樟	H25. 3. 26	福井県告示 130 号	越前町小樟(25-2-3-9)	越前町小樟(25-2-3-9)	土石流
911	小樟	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町小樟(25-2-3-10)	土砂災害特別警戒区域は未指定	土石流
912	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25-I-533-1)	越前町小樟(25-I-533-1)	急傾斜地の崩壊
913	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25-I-533-2)	越前町小樟(25-I-533-2)	急傾斜地の崩壊
914	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25-I-533-3)	越前町小樟(25-I-533-3)	急傾斜地の崩壊
915	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25-I-534-1)	越前町小樟(25-I-534-1)	急傾斜地の崩壊
916	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25-I-534-2)	越前町小樟(25-I-534-2)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
917	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25- I -01306)	越前町小樟(25- I -01306)	急傾斜地の崩壊
918	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25- I -01309)	越前町小樟(25- I -01309)	急傾斜地の崩壊
919	小樟	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町小樟(25- I -01317)	土砂災害特別警戒区域はなし	急傾斜地の崩壊
920	小樟	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町小樟(25- I -01318)	土砂災害特別警戒区域はなし	急傾斜地の崩壊
921	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25- I -7900)	越前町小樟(25- I -7900)	急傾斜地の崩壊
922	小樟	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小樟(25- II -01316)	越前町小樟(25- II -01316)	急傾斜地の崩壊
923	道口	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町道口(25-2-3-13)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
924	道口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町道口(25- I -539-1)	越前町道口(25- I -539-1)	急傾斜地の崩壊
925	道口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町道口(25- I -539-2)	越前町道口(25- I -539-2)	急傾斜地の崩壊
926	道口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町道口(25- II -7903-1)	越前町道口(25- II -7903-1)	急傾斜地の崩壊
927	道口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町道口(25- II -7903-2)	越前町道口(25- II -7903-2)	急傾斜地の崩壊
928	道口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町道口(25- II -7904)	越前町道口(25- II -7904)	急傾斜地の崩壊
929	道口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町道口(25- II -01001)	越前町道口(25- II -01001)	急傾斜地の崩壊
930	道口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町道口(25- III -01002)	越前町道口(25- III -01002)	急傾斜地の崩壊
931	新保・城ヶ谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町新保・城ヶ谷(25-2-3-7)	越前町新保・城ヶ谷(25-2-3-7)	土石流
932	新保・城ヶ谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-5)	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-5)	急傾斜地の崩壊
933	新保・城ヶ谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-6)	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-6)	急傾斜地の崩壊
934	新保・城ヶ谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-7)	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-7)	急傾斜地の崩壊
935	新保・城ヶ谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-8)	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-8)	急傾斜地の崩壊
936	新保・城ヶ谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-9)	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-9)	急傾斜地の崩壊
937	新保・城ヶ谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-10)	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-10)	急傾斜地の崩壊
938	新保・城ヶ谷	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-11)	越前町新保・城ヶ谷(25- I -531-11)	急傾斜地の崩壊
939	血ヶ平	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町血ヶ平(25-2-2-6-1-1)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
940	血ヶ平	H25. 3. 26	福井県告示 130 号	越前町血ヶ平(25-2-2-6-1-2)	越前町血ヶ平(25-2-2-6-1-2)	土石流
941	玉川	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町玉川(25-2-2-6-2-1)	土砂災害特別警戒区域はなし	土石流
942	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25- I -523-1)	越前町血ヶ平(25- I -523-1)	急傾斜地の崩壊
943	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25- I -523-2)	越前町血ヶ平(25- I -523-2)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
944	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25-I-523-3)	越前町血ヶ平(25-I-523-3)	急傾斜地の崩壊
945	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25-I-524-1)	越前町血ヶ平(25-I-524-1)	急傾斜地の崩壊
946	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25-I-524-2)	越前町血ヶ平(25-I-524-2)	急傾斜地の崩壊
947	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25-I-560)	越前町血ヶ平(25-I-560)	急傾斜地の崩壊
948	血ヶ平	H25. 3. 26	福井県告示 130 号	越前町血ヶ平(25-2-6-00201)	越前町血ヶ平(25-2-6-00201)	土石流
949	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25-2-6-00202)	越前町血ヶ平(25-2-6-00202)	土石流
950	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25-I-00117)	越前町血ヶ平(25-I-00117)	急傾斜地の崩壊
951	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25-II-00101)	越前町血ヶ平(25-II-00101)	急傾斜地の崩壊
952	血ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町血ヶ平(25-II-00113)	越前町血ヶ平(25-II-00113)	急傾斜地の崩壊
953	血ヶ平	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町血ヶ平(25-99)	土砂災害特別警戒区域はなし	地滑り
954	血ヶ平	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町血ヶ平(25-100)	土砂災害特別警戒区域はなし	地滑り
955	梨ヶ平	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町梨子ヶ平(25-I-519)	越前町梨子ヶ平(25-I-519)	急傾斜地の崩壊
956	梨ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町梨子ヶ平(25-I-559)	越前町梨子ヶ平(25-I-559)	急傾斜地の崩壊
957	梨ヶ平	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町梨子ヶ平(25-II-7900)	越前町梨子ヶ平(25-II-7900)	急傾斜地の崩壊
958	梅浦	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町梅浦(25-I-531-2)	越前町梅浦(25-I-531-2)	急傾斜地の崩壊
959	牛房ヶ平	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町牛房ヶ平(25-I-558-1)	越前町牛房ヶ平(25-I-558-1)	急傾斜地の崩壊
960	牛房ヶ平	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町牛房ヶ平(25-I-558-2)	越前町牛房ヶ平(25-I-558-2)	急傾斜地の崩壊
961	牛房ヶ平	H27. 4. 28	福井県告示 302 号	越前町牛房ヶ平(25-II-07905)	越前町牛房ヶ平(25-II-07905)	急傾斜地の崩壊
962	牛房ヶ平	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町牛房ヶ平(25-II-01402)	越前町牛房ヶ平(25-II-01402)	急傾斜地の崩壊
963	牛房ヶ平	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町牛房ヶ平(25-II-01403)	越前町牛房ヶ平(25-II-01403)	急傾斜地の崩壊
964	牛房ヶ平	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町牛房ヶ平(25-103)	土砂災害特別警戒区域はなし	地滑り
965	八田新保	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町八田新保(24-II-02102)	越前町八田新保(24-II-02102)	急傾斜地の崩壊
966	八田新保	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町八田新保(24-II-02105)	越前町八田新保(24-II-02105)	急傾斜地の崩壊
967	八田新保	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町八田新保(24-II-02108)	越前町八田新保(24-II-02108)	急傾斜地の崩壊
968	六呂師	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町六呂師(25-I-557)	越前町六呂師(25-I-557)	急傾斜地の崩壊
969	六呂師	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町六呂師(25-II-01503)	越前町六呂師(25-II-01503)	急傾斜地の崩壊
970	六呂師	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町六呂師(25-II-01509)	越前町六呂師(25-II-01509)	急傾斜地の崩壊

番号	自治会名	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	当該土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生原因となる自然現象
971	六呂師	H23. 3. 4	福井県告示 91 号	越前町六呂師(25-102)	土砂災害特別警戒区域はなし	地滑り
972	蟬口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町蟬口(24-Ⅰ-00503)	越前町蟬口(24-Ⅰ-00503)	急傾斜地の崩壊
973	蟬口	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町蟬口(24-Ⅱ-01501)	越前町蟬口(24-Ⅱ-01501)	急傾斜地の崩壊
974	江波第三区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町江波第三区(24-Ⅱ-01019)	越前町江波第三区(24-Ⅱ-01019)	急傾斜地の崩壊
975	小曾原第二区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小曾原第二区(24-Ⅰ-00719)	越前町小曾原第二区(24-Ⅰ-00719)	急傾斜地の崩壊
976	小曾原第二区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小曾原第二区(24-Ⅱ-00706)	越前町小曾原第二区(24-Ⅱ-00706)	急傾斜地の崩壊
977	小曾原第二区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町小曾原第二区(24-Ⅲ-00711)	越前町小曾原第二区(24-Ⅲ-00711)	急傾斜地の崩壊
978	檜津第一区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町檜津第一区(24-Ⅰ-01201-1)	越前町檜津第一区(24-Ⅰ-01201-1)	急傾斜地の崩壊
979	檜津第一区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町檜津第一区(24-Ⅰ-01204-1)	越前町檜津第一区(24-Ⅰ-01204-1)	急傾斜地の崩壊
980	檜津第一区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町檜津第一区(24-Ⅰ-01204-2)	越前町檜津第一区(24-Ⅰ-01204-2)	急傾斜地の崩壊
981	檜津第一区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町檜津第一区(24-Ⅱ-01222)	越前町檜津第一区(24-Ⅱ-01222)	急傾斜地の崩壊
982	檜津第一区	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町檜津第一区(24-Ⅱ-01224)	越前町檜津第一区(24-Ⅱ-01224)	急傾斜地の崩壊
983	寺	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町寺(24-Ⅲ-01402)	越前町寺(24-Ⅲ-01402)	急傾斜地の崩壊
984	上野	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町上野(24-Ⅱ-01603)	越前町上野(24-Ⅱ-01603)	急傾斜地の崩壊
985	古屋	H25. 3. 26	福井県告示 130 号	越前町古屋(24-1-1-00201)	越前町古屋(24-1-1-00201)	土石流
986	古屋	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町古屋(24-Ⅱ-00501)	越前町古屋(24-Ⅱ-00501)	急傾斜地の崩壊
987	古屋	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町古屋(24-Ⅱ-00511)	越前町古屋(24-Ⅱ-00511)	急傾斜地の崩壊
988	八田	H25. 3. 26	福井県告示 130 号	越前町八田(24-1-1-01606)	越前町八田(24-1-1-01606)	土石流
989	八田	H25. 3. 26	福井県告示 130 号	越前町八田(24-1-1-01607)	越前町八田(24-1-1-01607)	土石流
990	八田	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町八田(24-Ⅰ-00212)	越前町八田(24-Ⅰ-00212)	急傾斜地の崩壊
991	八田	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町八田(24-Ⅰ-00221)	越前町八田(24-Ⅰ-00221)	急傾斜地の崩壊
992	八田	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町八田(24-Ⅱ-00204)	越前町八田(24-Ⅱ-00204)	急傾斜地の崩壊
993	八田	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町八田(24-Ⅱ-00214)	越前町八田(24-Ⅱ-00214)	急傾斜地の崩壊
994	八田	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町八田(24-Ⅱ-00215)	越前町八田(24-Ⅱ-00215)	急傾斜地の崩壊
995	八田	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町八田(24-Ⅱ-00224)	越前町八田(24-Ⅱ-00224)	急傾斜地の崩壊
996	八田	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町八田(24-Ⅱ-00225)	越前町八田(24-Ⅱ-00225)	急傾斜地の崩壊
997	八田	H27. 3. 27	福井県告示 186 号	越前町八田(24-Ⅱ-00226)	越前町八田(24-Ⅱ-00226)	急傾斜地の崩壊

4 危険物関係

資料 4-1 危険物施設数一覧

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

区分		越前町				計
		朝日地区	織田地区	越前地区	宮崎地区	
製造所						0
貯蔵所	屋内貯蔵所	2	1	1	1	5
	屋外タンク貯蔵所	4	3	6	4	17
	屋内タンク貯蔵所		1		1	2
	地下タンク貯蔵所	16	10	8	6	40
	移動タンク貯蔵所	11	1	5	1	18
	屋外貯蔵所					0
取扱所	給油取扱所	5	3	4	2	14
	販売取扱所					0
	一般取扱所	4	4	4	1	13
計		42	23	28	16	109

資料 4-2 毒物劇物関係登録届出施設数

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

毒物劇物販売業	一般	4
	農業用	6
	特定	—
合計		10

資料 4-3 高圧ガス第一種製造所、貯蔵所数

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

事業所区分	事業所数	計
第一種製造所	4	4
第一種貯蔵所	0	

資料 4-4 危険物の種別危険性

種 別	危険性・注意事項	災害予防・消火方法
1 酸化性固体	可燃物の接触混合・分解促進物との接近・危険な過熱・衝撃摩擦・過酸化物は水との接触。	酸化剤の分解をとめることが必要。消火は困難な場合が多く大量注水。延焼防止に重点。
2 可燃性固体	酸化剤との接触・混合・炎・高温体との接近・過熱・金属粉は水・酸との接触。	比較的低温着火・有毒ガス発生による中毒防止。大量注水が有効。
3 自然発火性禁水性物質	水との接触により発熱・爆発危険。	禁水性の危険物・容器の破損防止。適当な消火方法なし。管理の徹底が必要。
4 引火性液体	極めて引火しやすい。炎・火花・高温体との接近注意。一般に水より軽く水にとけにくい。	引火点以下に保持。液体の漏えい防止。空気遮断・不燃性ガスによる消火。
5 自己反応性物質	酸素含有の自己燃焼物質。炎・火花・高温体との接近。過熱・衝撃・摩擦	自然発火の防止。燃焼速度が極めて早い。大量注水。
6 強酸化性物質	可燃物との接触・分解促進・一般に強酸又は強酸化剤である。	容器の破損・漏えいによる災害防止。大量水で希釈。

資料4-5 LPガス販売業者（取扱所）一覧表

(平成31年3月31日現在)

No	会 社 (店) 名	所 在 地	電話番号
1	越前丹生農業協同組合朝日支店	越前町東内郡 1-127	34-0017
2	グロリアガス北陸販売(株)	越前町気比庄 14-4	34-1219
3	竹内石油店	越前町西田中 2-209	34-0151
4	藤井燃料店	越前町佐々生 64-17-1	34-0868
5	南越燃料(株)	越前町朝日 1-1	34-0336
6	(有)青柳商店	越前町西田中 8-44-1	34-0008
7	飛田電気設備	越前町西田中 17-3	34-0208
8	西川仙太郎商店	越前町西田中 16-11	34-0153
9	株式会社山岸 ヤマキン朝日店	越前町乙坂 28-9-1	34-8885
10	越前丹生農業協同組合宮崎支店	越前町江波 86-44-1	32-2300
11	日通プロパン奥谷商店	越前町江波 39-40	32-2018
12	きはら商店	越前町小曾原 21-4-1	32-2052
13	新井商店	越前町梅浦 69-36	37-0109
14	オカダホーム	越前町梅浦 69-28	37-0078
15	岩崎商店	越前町宿 7-20	37-0206
16	港屋商店	越前町小樟 8-24-3	37-0072
17	さかいや商店	越前町小樟 7-45	37-0079
18	木下商店	越前町道口 9-2	37-1025
19	井上金物店	越前町厨 11-26	37-1029
20	西ヶ花商店	越前町米ノ 52-2	39-1054
21	磯野プロパン	越前町米ノ 53-31	39-1011
22	(株)坊商店	越前町織田 98-5	36-0033
23	稲田商店	越前町織田 40 甲 9	36-0006
24	佐々木弥一郎商店	越前町織田 100-8	36-0005
25	株式会社河商	越前町織田 98-3	36-0030

資料 4 - 6 石油類販売業者

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

No	会 社 (店) 名	所 在 地	電話番号
1	(株)河瀬石油	越前町内郡 18-15	34-0161
2	竹内石油店	越前町西田中 2-209	34-0151
3	藤井燃料店	越前町佐々生 64-17-1	34-0868
4	南越燃料(株)	越前町朝日 1-1	34-0336
5	(有)青柳商店	越前町西田中 8-44-1	34-0008
6	(株)おかやま	越前町西田中 4-408	34-0108
7	株式会社山岸 ヤマキシ朝日店	越前町乙坂 28-9-1	34-8885
8	コメリハード&グリーン越前朝日店	越前町朝日 26-1	34-7037
9	越前丹生農業協同組合宮崎支店	越前町江波 86-44-1	32-2300
10	宮崎石油	越前町江波 24-6-2	32-2189
11	佐々木燃料店	越前町檜津 15-12-1	32-2156
12	(株)寺田石油店	越前町梅浦 59-18	37-0601
13	新井商店	越前町梅浦 69-36	37-0109
14	オカダホーム	越前町梅浦 69-28	37-0078
15	クリーン・ガス越前	越前町新保 12-15	37-0500
16	福井県漁連	越前町大樟 8-59	37-1002
17	木下商店	越前町道口 9-2	37-1025
18	(有)トミショー石油	越前町高佐 16-18-2	39-1320
19	越前丹生農業協同組合織田支店	越前町織田 42-52	36-0100
20	河原石油	越前町大王丸 14-11-1	36-0124
21	(株)坊商店	越前町織田 98-5	36-0033
22	山崎石油	越前町織田 85-2	36-0047
23	稲田商店	越前町織田 40 甲 9	36-0006
24	佐々木弥一郎商店	越前町織田 100-8	36-0005
25	タカハシ商工	越前町上戸 45-10	36-1667
26	コメリハード&グリーン織田店	越前町三崎 42-50	36-7034

5 消防・水防・警察関係

資料5-1 消防力の現況(鯖江・丹生消防組合)

(平成31年3月31日現在)

区 分	常 備					非 常 備				計	
	消防本部・署	丹生分署	北中山分遣所	朝日分遣所	越前分遣所	鯖江市	越 前 町				
							朝日地区	織田地区	越前地区		宮崎地区
人 員 搬 送 車	1										1
ポ ン プ 自 動 車	1	2 ^{※1}	1	1	1	13	5	4	7	5	40
水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	1										1
水 槽 車	1										1
は し ご 付 消 防 自 動 車	1										1
化 学 ポ ン プ 自 動 車	1	1									2
救 助 工 作 車	1										1
高 規 格 救 急 自 動 車	2	1	1	1	1						6
指 揮 車	2										2
広 報 車	5										5
防 災 広 報 車 ^{※2}	1										1
査 察 車	1	1	1	1	1						5
資 材 車	1	1									2
防 災 指 導 車	1										1
マ イ ク ロ バ ス	1										1
ミ ニ ホ イ ール ロ ー ダ ー	1										1
乗 用 車	1										1
消 防 ポ ン プ 付 き 軽 自 動 車 ^{※3}						1					1
消 防 団 救 助 資 機 材 搭 載 型 車 両 ^{※3}								1			1
救 助 資 機 材 ・ 小 型 動 力 ポ ン プ 搬 送 車 ^{※3}									1		1
計	23	6	3	3	3	14	5	5	8	5	76

※1 内1台は予備者

※2 福井県からの無償貸付によるもの(原子力防災対策用)

※3 総務省からの無償貸与によるもの

資料5-2 消防水利の現況(鯖江・丹生消防組合)

(平成31年3月31日現在)

区 分	消 火 栓	防 火 水 槽 (m ³)				プ ール 等	
		100 以上	40 以上 100 未 満	40 未 満	計		
鯖 江 市	2,015	13	522	20	555	21	
越 前 町	朝日地区	567	1	131	3	135	5
	織田地区	266	2	98	8	108	3
	越前地区	353	1	53		54	3
	宮崎地区	279		73	8	81	1
計	3,480	17	877	39	933	33	

区 分	消防本部・署	丹生分署	北中山分遣所	朝日分遣所	越前分遣所	計	区 分	消防本部・署	丹生分署	北中山分遣所	朝日分遣所	越前分遣所	計
(観察用)							(保温・搬送用)						
聴診器	5	2	2	3	1	13	ロングバックボード	10	4	3	2	3	22
血圧計	6	4	4	6	4	24	小児用バックボード	2	2	1			5
患者監視装置一式	2	1	1	1	1	6	スクーフ°ストレッチャー	5	3	3	2	2	15
携帯型ハ°ルスオキシメーター	5	2	1	2	3	13	布担架	7	4	3	3	4	21
携帯型心電図モニター			1			1	エア担架	2		1		1	4
検眼ライト	4	2	3	1	4	14							
体温計	10	3	5	3	7	28	(消毒用)						
血糖値測定器具	2	1	1	1	1	6	殺菌線消毒保管庫		1	1		1	3
							ガス滅菌器				1		1
(呼吸・循環管理用)							噴霧消毒器		1		1	1	3
自動式人工呼吸器	2	1	1	1	1	6	オゾン脱臭除菌装置	1	1				2
手動式人工呼吸器	22	9	8	8	9	56							
心肺蘇生用背板	1	2	2	1	1	7	(訓練用)						
電動式吸引器	5	4	2	3	4	18	高度シミュレーション人形	1	1				2
手動式吸引器	1	1	2	2	1	7	蘇生訓練人形	23	12	4	6	4	49
酸素ボンベ(10.0L)	43					43	ACTAR911(多人数用人形)	2				1	3
酸素ボンベ(2.0L)	49					49	リトルジュニア	2	1	1	1	1	6
自動体外式除細動器	2	1	1	1	1	6	AEDトレーナー	11	3	3	4	3	24
A E D	1	1	1	1	1	5	気管内挿管訓練人形	2				1	3
自動式心マッサージ器					1	1	ベーシックボディ	2					2
ホ°ータフル人工呼吸器	2	1	1	1	1	6	異物除去トレーニング人形	1					1
喉頭鏡	5	4	4	5	3	21	静脈路確保訓練人形	2	1				3
マキ°ール鉗子(大・小)	3	5	4	5	4	21							
ショックハンツ(大・小)	1	2		2	2	7	(その他)						
呼吸管理セット	3	2	1	1	1	8	在宅医療セット	1	2	1		1	5
特定行為セット	3	1	1	1	1	7	分娩用資器材	2	1	1	1	2	7
呼気二酸化炭素測定器具	3	1	1	1	1	7	リングカッター	2	1	1	1	1	6
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	2	1	1			4	集団災害セット	1				1	2
(創傷等保護用)													
陰圧式固定マット		1	2	1		4							
外傷セット	4	4	2	2	1	13							

区 分	消防本部・署	丹生分署	北中山分遣所	朝日分遣所	越前分遣所	計	区 分	消防本部・署	丹生分署	北中山分遣所	朝日分遣所	越前分遣所	計
(一般救助用器具)							(呼吸保護用器具)						
カギ付はしご	6	2	2	1		11	空気呼吸器	19	5	4	4	4	36
三連はしご	4	3	1	1	1	10	空気ボンベ	85	11	11	11	15	133
金属製折りたたみはしご 又はワイヤはしご	1	1				2	送排風機	3	1				4
空気式救助マット	1					1	(隊員保護用器具)						
救命索発射銃	1				1	2	安全帯	19	1	11	5	7	43
サバイバースリング 又は救助用縛帯	6	1	1		2	10	耐電手袋	8	2	1			11
救助用担架	4	1				5	耐電長靴	5	2	1			8
ロープ	24	5	4	8	3	44	耐電衣	5					5
カラビナ	74	32	19	14	4	143	耐電ズボン	5					5
滑車	18	8	5	3	14	48	防塵メガネ	3					3
(重量物排除用器具)							携帯警報器						
油圧ジャッキ	1				1	2	防毒マスク	8	3	3	3	3	20
油圧スプレッダー	2					2	放射線防護服	5					5
大型油圧スプレッダー	1	1				2	陽圧式化学防護服	4					4
可搬ウインチ	1	1	2	1	1	6	(水難救助用器具)						
ワイヤーロープ・スリング	16	6	2	1	2	27	潜水器具一式	10					10
マット型空気ジャッキ一式	2					2	流水救助器具	6	1			7	14
マンホール救助器具	1					1	救命胴衣	63	2	1	1	13	80
救助用支柱器具	1					1	水中投光器	2					2
(切断用器具)							救命浮環						
油圧切断機	3	3				6	浮標	1					1
大型油圧切断機	1	1				2	救命ボート	2	1				3
エンジンカッター	2	1		2	2	7	船外機	2	1				3
チェーンソー			1	2	3	6	(山岳救助用器具)						
コンクリート・鉄筋切断用 チェーンソー	1	1				2	バスケット型担架	3	1		1	2	7
鉄線カッター	8	3	5	2	2	20	(高度救助用器具)						
空気鋸	1					1	熟画像直視装置	1	1				2
(破壊用器具)							(その他の救助用具)						
万能斧	14	3	3	2	2	24	投光器一式	6	3	1	1	1	12
ハンマー	3	1	1	2	1	8	携帯投光器	19	5		3	2	29
携帯用コンクリート 破壊器具	1					1	携帯拡声器	11	3	2	5	3	24
ハンマドリル	1	1				2	応急処置用セット	4	1	1	1	1	8
バッテリー式救助破壊器具一式	1					1	車両移動器具	2					2
(検知・測定用器具)							緩降機						
複合ガス測定器	4	1	2	1	1	9	ロープ登降機	2	2				4
可燃性ガス測定器			1	1	2	4	救助用降下機	11	6			4	21
放射線測定器	46	12				58							

[救助機器材 町保有分]

区 分	越前町役場	健康保険課	子育て支援包括センター	朝日保健センター	織田保健福祉センター	宮崎コミュニティセンター	越前コミュニティセンター	織田コミュニティセンター	その他公共施設等	合 計
AED	—	2	—	1	1	1	1	1	53	60
全自動血圧計	1	—	—	1	—	1	—	—	—	3
卓上自動血圧計	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
訪問用血圧計		1	2	—	—	—	—	—	—	3
救急箱	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2

資料5-4 防災資機材の状況

[防災資機材]

(令和2年12月31日現在)

区 分	朝日地区	織田地区	越前地区	宮崎地区	計
救命ボート	2				
救命胴衣	4				
救命浮輪	4				
携帯用救助器具一式	5		7		12
ハンドマイク	1		3		4
強力ライト	21				21
カドニカサーチライト	10				10
エンジンカッター	3	2	2		7
チェーンソー	2	2	3		7
削岩機	1		1		2
携帯用コンクリート破砕機	3				3
ボトルクリッパー	5		11		16
油圧ジャッキ	6	4	2		12
エアージャッキ一式	1	1			2
小型動力ポンプ一式		2	1		3
揚水ポンプ一式	1	2			3
地下式消火栓用スタンドパイプ			1		1
発電機(大)	3	5	2		10
発電機(小)		4			4
アルミ釜一式		1			1
ハロゲン投光器(1000ワット)	1	3	9		13
スタンド	7		6		13
ハロゲン投光器(500ワット)	9	4	9		22
スタンド	6	4	7		17
放水銃	1				1
コードリール	5	7	8		20
延長コード	7	1	5		13
災害救助工具セット	2				2
ポータブルアンプ・スピーカーセット	1				1
IP無線トランシーバ	4	2	2		8
ヘルメット	103				103
応急手当バック(アルミケース)	4				4
アクアブロック(20枚)	5				5
マリンテナー(水槽1000リットル)		1			1
マリンテナー(水槽500リットル)		1			1

資料 5-5 水防資機材の状況

[水防資機材 消防組合]

(令和 2 年 12 月 31 日現在)

区 分		鯖江市	越 前 町				計
			朝日地区	織田地区	越前地区	宮崎地区	
資 材	土のう袋	23,600	7,500	6,500	6,400	5,600	49,600
	縄 (玉)	45	20	14	7	3	89
	鉄線 (kg)	700	175	125	200	1	1,201
	丸太 (2.7m)	0					0
	丸太 (3.6m)	0					0
	丸太 (5.4m)	0					0
	鋼杭 (16mm1.2m)	280	119	92	81	0	572
	鋼杭 (16mm1.8m)	40					40
	プラスチック杭 (1.2m)	10	9				19
	ビニールパイプ (1.2m)	4					4
	ビニールパイプ (4.0m)	3	5				8
	ビニールパイプ (5.0m)	3					3
	ビニールシート (3.6m×5.4m)	470		22	4		496
	ビニールシート (5.4m×5.4m)	12	31	45	15	24	127
ビニールシート (5.4m×7.2m)	61			15		76	
器 具	クリッパー	26	9	7	8		50
	掛矢	40	7	6	1		54
	鉋	34		3	1		38
	スコップ	285	36	123	70	46	560
	ツルハシ	30	6				36
	鍬	16	7				23
	斧	14	13		8		35
	ペンチ	10	7	3			20
	鋸	36	1	8	14		59
	鎌	55	26	21	41	10	153
	しの	47	20	9	19		95
	大ハンマー	24	11	10	1	2	48
	懐中電灯		20				20
	一輪車	38	9	24	6	9	86
	二輪車		5		2		7
	投光器一式	3	3	1	12	4	23
コードリール	6	8		9	2	25	

資料5-6 主要水閘門一覧表

番号	河川名	地係	形状寸法	工種	備考
1	天王川	越前町江波	H= 1.50m L=12.20m	自動堰	電動
2	天王川	越前町宝泉寺	H= 3.00m L= 3.00m	鉄筋コンクリート 巻上式	
3	天王川	越前町内郡	H= 4.00m L= 3.50m	鉄筋コンクリート 巻上式	
4	天王川	越前町新庄	H= 2.00m L=13.70m	自動堰	電動
5	天王川	越前町田中	H= 3.00m L= 2.50m	鉄筋コンクリート 巻上式	手動
6	和田川	越前町田中	H= 3.20m L= 4.50m	鉄筋コンクリート エンジン巻上式2連	
7	和田川	越前町佐々生	H= 1.00m L=10.00m	自動堰	電動
8	和田川	越前町岩開	H= 1.00m L=10.00m	自動堰	電動
9	和田川	越前町上川去	H= 6.88m L= 2.60m	鉄筋コンクリート 手動	手動

資料5-7 水防信号

- 1 消防機関の召集は、知事の定める水防信号によるほか消防無線により召集するものとする。
- 2 水防に用いる信号は次のとおりとする。

	信号種別	打鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒信号	○ ○ ○ ○ ○ 1点打	なし
第2信号	出動信号	○-○-○ ○-○-○ 3点連打	○ ○ ○ 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒
第3信号	避難信号	○-○-○ ○-○-○ 乱打	○ ○ ○ 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒
備考	1 警戒信号 火災時における報告信号と同じ 2 出動信号 火災時における出動信号と同じ 3 避難信号 近火信号と同じ 4 必要あれば二種信号を併用する。		

- (注) 第1信号 河川の量水標が警戒水位に達したことを知らせるもの
 第2信号 水防信号を知らせるもの
 第3信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを知らせるもの

資料 5-8 水防標識と身分証票

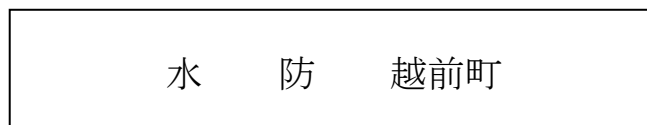
1 水防標識

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動をとらせるため次の標識を定める。

(1) 水防要員の標識

左腕に、腕章をつけるものとする。

腕章（青地に白）



(2) 本部の標識

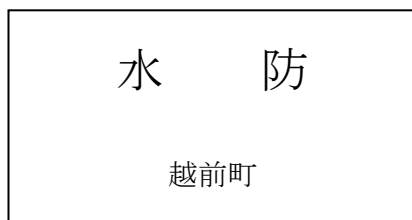
標識 1 とする。

(3) 緊急自動車優先通行標識

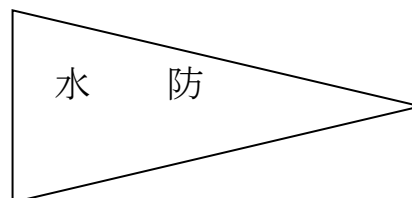
水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ鯖江警察署長の指導を受け、次の標識を掲げるものとする。

標識 2 赤ランプ サイレン

標識 1（白地に赤）



標識 2（青地に白）



2 身分証票

法第 49 条第 2 項による本町職員の身分証票は次のとおりとし、携行するものとする。

ただし、消防職員にあっては、身分証明書とする。

(表)

第 号
水防公認証
水
身分（職名）
氏名
生年月日
越 前 町 印

(裏)

心得
1 記名以外の者の使用を禁ず。
2 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。
3 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること。
4 本証は水防法第 49 条第 2 項の立入証である。

資料 5-9 水防の費用負担と公用負担

1 費用負担

町は、その管理区域の水防に要する費用を負担しなければならない。（法第 4 1 条）

2 公用負担

町長または消防機関の長は、公用負担を命ずる場合において、命令権の発令者に次の様式の証明書を発行し、携帯させるものとする。（法第 2 8 条）

《公用負担権限委任証明書》

第 号	公用負担権限委任証明書			
	身 分			
	氏 名			
上記の者に	区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限行使を委任したことを			
	照明する。			
年	月	日		
水防管理者又は、消防機関の長				印

3 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、公用負担権限として次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 運搬具または器具の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

4 公用負担の証票

法第 2 8 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、原則として次の証票を目的物の所有者またはこれらに準ずる者に手渡さなければならない。

緊急やむを得ない場合は、公用負担の内容を所有者等に通知することによって行うことができる。ただしこの場合において、後日に同じ内容の命令書を手渡すことを原則とする。

《公用負担命令書》

第 号	公用負担命令書			
	負 担 者 住 所			
	氏 名			
物件	数量	(使用収用処分等) 負担内容	期間	適用

5 損失補償

公用負担権限の行使によって損失を受けたものに対しては、町は時価によりその損失を補償するものとする。（法第 2 8 条）

資料 5-10 自主防災組織の現況

管内世帯数 (A)	7,272
自主防災組織が組織されている地域の世帯数 (B)	5,468
自主防災組織数 (D)	61
組織率 (カバー率) B/A (%)	75.2

(注)管内世帯数 (A) は、「住民基本台帳に基づく人口、世帯数調べ (H30. 3 月末現在)」に基づく

6 上下水道関係

資料6-1 水道事業の概要

(平成31年3月31日現在)

施設名称	計画給水人口 (人)	計画1日最大 給水量(m ³)	給水人口 (人)	水源の種別
越前町上水道	11,400	5,500	9,983	地下水・県水
宮崎地区簡易水道	4,300	2,365	3,655	表流水
越前北部地区簡易水道	4,200	2,900	2,817	表流水
越前厨地区簡易水道	1,600	1,100	682	表流水
越前高佐・白浜地区簡易水道	860	662	487	表流水
越前米ノ地区簡易水道	950	630	433	表流水
越前午房ヶ平簡易水道	120	18	5	地下水
越前六呂師飲料水供給施設	28	15	19	表流水
織田中央簡易水道	4,305	2,953	3,326	表流水・地下水

資料6-2 下水道事業の概要

(平成31年3月31日現在)

区分	地区名等	供用開始 年 月	処理区域 人口(人)	水洗化 人口(人)	備考
公共下水道	朝日／織田	S61.3	10,427	10,044	
特定環境保全公共下水道	宮崎／萩野・山中／宮崎東部 ／上戸	H1.4	3,826	3,616	
農業集落排水	上糸生／糸生中部／糸生東部 ／宮崎中部／宮崎西部／玉川 ／入尾・笈松	H2.4	2,806	2,685	
漁業集落排水	越前北部・越前南部	H13.4	4,212	3,381	
簡易排水施設	大畑	H6.10	12	10	
小規模集合排水施設	六呂師	H17.3	20	20	

7 情報収集・伝達関係

資料7-1 防災関連機関連絡先一覧

(平成31年3月31日現在)

1. 指定行政機関

機関名	通信窓口	住 所 地	電 話 番 号		備考
			昼 間	夜 間	
内閣府 政策統括官 (防災担当)	参事官 (総括担当)	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-5408	03-3501-5408	
	参事官 (災害予防担当)	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-6996	03-3501-6996	
	参事官 (地震・火山対策担当)	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-5693	03-3501-5693	
	参事官 (災害応急対策担当)	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-5695	03-3501-5695	
	防災通信官	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	(代)03-5253-2111 (直)03-3501-5696	03-3501-5696	
消 防 庁	震災等応急室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(直)03-5253-7527	03-5253-7777	

2. 指定地方行政機関等

機関名	通信窓口	住 所 地	電話番号	F A X番号	備考
北陸総合通信局	防災対策推進室	金沢市広坂2-2-60	076-233-4479	076-233-4499	
北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	福井市宝永2-4-10	0776-25-8230	0776-22-7053	
福井労働局 (武生労働基準監督署)		越前市中央1丁目6-4	0778-23-1440	0778-23-6254	
福井労働局 (武生公共職業安定所)		越前市中央2-8-23	0778-22-4078	0778-22-8830	
北陸農政局 (福井地域センター)	農政推進グループ	福井市つくも2丁目11-21	0776-35-3225	0776-36-1796	
近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	総務課	福井市大手2丁目11-15	0776-23-0200	0776-27-3574	
近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	防災課	福井市花堂南2丁目14-7	0776-35-2661	0776-36-0971	
中部運輸局 福井運輸支局	総務企画課	福井市西谷1-1402	0776-34-1601	0776-34-2028	
東京管区气象台 (福井地方气象台)	防災業務課	福井市豊島2丁目5-2	0776-24-0069	0776-24-0064	
第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部	警備救難課	敦賀市港町7-15	0770-22-0191	0770-22-0214	

3. 自衛隊

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電話番号	F A X 番号	備 考
陸 上 自 衛 隊 第 14 普通科連隊	第 3 科	石川県 金沢市野田町 1-8	076-241-2171	内線 213	
陸 上 自 衛 隊 第 372 施設中隊	司令職務班	鯖江市吉江町 4-1	0778-51-4675	内線 213	
海 上 自 衛 隊 舞鶴地方総監部	防衛部第 3 幕僚室	京都府 舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250	0773-64-3609	
航 空 自 衛 隊 第 6 航空団	防衛班	石川県 小松市向本折町戊 267	0761-22-2101	内線 651	

4. 福井県

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電話番号	F A X 番号	備 考
福 井 県	危機対策・防災課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0308	0776-22-7617	
福 井 県	河川課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0480	0776-20-0696	
丹 南 健 康 福 祉 セ ン タ ー		鯖江市水落町 1-2-25	0778-51-0034	0778-51-7804	
丹南土木事務所		越前市上太田町 42-1-1	0778-23-4966	0778-23-4817	
	鯖江丹生土木部	越前町気比庄 3-17	0778-34-0464	0778-34-2801	
丹南農林総合事務 所		越前市上太田町 41-5 南越合同庁舎	0778-23-4530	0778-23-6875	
	丹生分庁舎 技術経営支援課	越前町内郡 14-36	0778-34-1790	0778-34-2718	
丹南県税相談室		越前市上太田町 41-5 南越合同庁舎	0778-23-4544	0778-23-4540	
福井県越前漁港 事務所		越前町内郡 14-36-3	0778-34-1791	0778-34-1792	

5. 福井県警察

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電話番号	F A X 番号	備 考
福井県警察本部	警務課	福井市大手 3-17-1	0776-22-2880	—	
鯖 江 警 察 署	警備課	鯖江市下河端町 202	0778-52-0110	0778-51-0596	

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電話番号	F A X 番号	備 考
西日本電信電話(株) 福 井 支 店	設備部	福井市日之出 2 丁目 12-5	0776-20-9332	0776-29-7014	
日 本 赤 十 字 社 福 井 県 支 部	事業推進課	福井市月見 2 丁目 4-1	0776-36-3640	0776-34-6299	
日 本 放 送 協 会 福 井 放 送 局	放送部	福井市宝永 3 丁目 3-5	0776-28-8850	0776-28-8862	
日 本 通 運 (株) 福 井 支 店	総務課	福井市重立町 22-1	0776-60-1101	0776-60-1155	
北 陸 電 力 (株)	丹南支社	越前市新町 10	0778-23-1215	0778-23-4440	
福 井 放 送 (株)	報道部	福井市大和田 37-1-1	0776-57-7802	0776-57-1932	
福 井 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 (株)	報道部	福井市問屋町 3 丁目 410	0776-21-2234	0776-27-1534	
福 井 エ フ エ ム 放 送 (株)	放送部	福井市御幸 1 丁目 1-1	0776-21-2100	0776-21-2101	
福 井 新 聞 社	鯖江支社	鯖江市東鯖江 2 丁目 4-6	0778-53-0234	0778-53-0247	

7. 公共的団体、その他防災上重要な施設管理者

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電話番号	F A X 番号	備 考
丹南ケーブル テ レ ビ (株)	企画課	越前市塚町 101 武生商工会館 2F	0778-21-5040	0778-21-5041	
越前町商工会		越前町織田 42-54	0778-36-0800	0778-36-1128	
一般社団法人 福 井 県 医 師 会		福井市大願寺 3-4-10	0776-24-0387	0776-21-6641	
越前丹生農業 協 同 組 合	総務部	越前町東内郡 1-127	0778-34-7788	0778-34-7766	
越前町漁業 協 同 組 合	総務部	越前町小樟 7-65	0778-37-0001	0778-37-0623	
一般社団法人 越前町観光協会		越前町厨 71-327-4	0778-37-1234	0778-37-1805	

8. 災害協定締結団体等

機 関 名	通信窓口	住 所 地	電話番号	F A X 番号	備 考
西尾市役所	総務部防災課	愛知県西尾市 寄住町下田 22	0563-56-2111	0563-53-7512	
恵那市役所	総務部 防災情報課	岐阜県恵那市 長島町正家 1 丁目 1-1	0573-26-2111	0573-25-6150	
瀬戸市役所	市民生活部 防災安全課	愛知県瀬戸市 追分町 64-1	0561-82-7111		
常滑市役所	交通防災課	愛知県常滑市 新開町 4 丁目 1	0569-35-5111	0569-35-4329	
篠山市役所	総務部総務課 防災係	兵庫県篠山市 北新町 41	079-552-1111	079-552-5665	
備前市役所	総務部総務課 消防防災係	岡山県備前市 東片上 126	0869-64-1809		
甲賀市役所	総合政策部 危機管理課	滋賀県甲賀市水口町 水口 6053	0748-69-2103	0748-63-4619	
(社)福井県エル ピーガス協会		福井市下江守町 26-35-4	0776-34-3930	0776-34-3940	
財団法人北陸電 気保安協会	丹南営業所	鯖江市下司町 1 字大ノ木 田 10	0778-62-2460	0778-62-0293	
社会福祉法人 光道園	総務二課	越前町朝日 22-7-1	0778-34-1220	0778-34-2099	
社会福祉法人 敬老会		越前町小曾原 75-35	0778-32-3838	0778-32-3837	
社会福祉法人 特別養護老人ホ ーム 海楽園		越前町米ノ 46-1-1	0778-39-1800	0778-39-1463	
医療法人 積心会		越前町四ッ杉 3-10	0778-36-2170	0778-36-2178	
社会福祉法人 織田やすらぎ会	総合サービス課	越前町織田 83-24-1	0778-36-1170	0778-36-0667	
丹生郡医師会		越前町織田 106-44-1	0778-36-1000	0778-36-1001	

資料 7-2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となった者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	

区 分		認 定 基 準
そ の 他 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
そ の 他 被 害	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に 規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
	畑の流失・埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
畑の冠水		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	

被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	観光被害	観光業被害で、例えば旅館・民宿、飲食店等のキャンセルの被害とする。

資料 7-3 地震・津波情報の広報文例

地震・津波情報の広報文例

[例文 1 《津波》]

●海浜にいる者への避難（勧告・指示）の伝達

- ・緊急連絡をします。こちらは、越前町役場です。
- ・〇の地震の影響による津波の到達予想時刻は、〇〇時〇〇分頃です。
- ・海や浜にいる人は、至急、高台に避難して下さい。
- ・避難の際は単独行動を避け、身近な人と協力して集団行動して下さい。
- ・以上、越前町役場からの緊急連絡です。……………

(メッセージはすべて 2 回繰返し)

[例文 2 《地震発生直後》]

●地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

- ・こちらは、越前町役場です。
- ・ただいま、〇〇を震源とする震度〇〇の地震がありました。
- ・ガスの元栓をしめて、火の元を消して下さい。
- ・電気器具のスイッチも切して下さい。
- ・停電した場合は、懐中電灯を使って下さい。
- ・マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。
- ・ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。
- ・屋外にいる人は、壊れた建物やビル、ブロック塀、高圧線から離れて下さい。
- ・ガラスや屋根瓦などの落下物に気をつけて下さい。
- ・車に乗っている方は車を左側に寄せ、エンジンを切って様子を見て下さい。
- ・ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- ・重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
- ・以上、越前町役場です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

(メッセージはすべて 2 回繰返し)

[例文3 《地震後の避難》]

●町民への避難（勧告・指示）の伝達

- ・こちらは、越前町役場（越前町災害対策本部）です。
- ・先ほどの地震により、町内各地で家屋の倒壊などの被害が発生しています。
- ・よって越前町では町民への避難（勧告・指示）を発表します。
- ・町民の皆様は、速やかに各地域の避難所へ避難して下さい。
- ・避難の際は単独行動を避け、身近な人と協力して集団行動をして下さい。
- ・なお、避難するときの持ち物は最小限にし、徒歩で避難して下さい。
- ・以上、越前町役場（越前町災害対策本部）です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

[例文4 《地震後の注意事項》]

●地震発生後の注意事項（町域で震度4以上の場合）

- ・こちらは、越前町役場（越前町災害対策本部）です。
- ・〇〇地方の地震はおさまりました。
- ・震源は〇〇、越前町の震度は〇〇と発表されました。
- ・しばらくの間、してはならないことは次のとおりです。
 - ◇ 電話は使わないで下さい。
 - ◇ 水はむだにしないで下さい。
 - ◇ 必要もないのに表に出ないで下さい。
 - ◇ マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。
 - ◇ たばこはしばらく、がまんして下さい。
 - ◇ 照明スイッチをつけたり消したりしないで下さい。
- ・出所のわからない情報・デマには一切耳を貸さず、人にも伝えないようお願いします。
- ・ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- ・以上、越前町役場（越前町災害対策本部）です。
- ・くりかえしてお知らせいたします。……………

（メッセージはすべて2回繰返し）

資料 7-4 水害・土砂災害情報の広報文例

水害・土砂災害情報の広報文例

[例文 1 《水害》]

- ・ 注意喚起広報

こちらは、越前町役場です。現在、河川の水位が警戒水位に達していますので、パトロールを行っています。十分注意してください。

- ・ 避難準備情報広報

こちらは、越前町役場です。現在、河川の水位が危険水位に達しようとしています。避難の準備を行ってください。

- ・ 避難勧告広報

こちらは、越前町役場です。現在、河川の水位が危険水位に達していますので、避難勧告を発令します。区民の皆さんは、避難所へあわてず徒歩で避難してください。

- ・ 避難指示広報

こちらは、越前町役場です。現在、河川の水位が上昇し大変危険ですので、避難指示を発令します。区民の皆さんは、避難所へ至急避難してください。

[例文 2 《土砂災害（がけ崩れ）》]

- ・ こちらは越前町役場です。がけ崩れに関する情報をお知らせします。

- ・ ○○地区は、がけ崩れのため危険となり避難勧告（指示）が出されましたので、○○地域の方は全員避難してください。

- ・ 避難勧告（指示）が出されました。○○（小学校、中学校、地区公民館）へ避難してください。なお、現場の警察官や町職員・消防職員・消防団員などの指示にしたがい、落ち着いて避難してください。

- ・ 以上、越前町役場です。くりかえしてお知らせします。……

(町民の避難が完了するまで繰り返すこと)

8 応援要請関係

資料8-1 県防災ヘリコプター応援要請書の様式

様式第1号（第3関係）

要 請 団 体	発信者					
災 害 種 別	1：救急	2：救助	3：災害応急	4：火災防御	5：広域応援	
要 請 内 容	1：救急	2：救助	3：物資等輸送	4：火災消火	5：広報	6：調査
発 生 場 所 ・ 目 標	(市・町・村)	丁目	番地	・目標		
発 生 日 時						
災 害 (事 故) 概 要						
気 象	天候 視程	風向 m	風速 雲高 m	m/s	気温 警報・注意報	℃
出 場 先 臨 時 着 陸 場	場所 目標	(市町)	丁目	番地	要請側病院名	
輸 送 先 臨 時 着 陸 場	場所 目標	(市町)	丁目	番地	輸送先病院名	
傷 病 者 等	傷病者氏名 傷病名	生年月日		年	月	日 歳 程度(重・中・軽) 男・女
地 上 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 無線種別(全国波・県波・市町村波)	コールサイン				
他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名	機数				機
要 請 日 時	平成	年	月	日 (曜日)	午前・午後	時 分

資料 8 - 2 福井県市町消防相互応援協定書

福井県市町消防相互応援協定書

(平成 8 年 6 月 27 日)

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、福井県内の市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。）における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第 2 条 協定区域は、この協定書により協定した市町村（以下「関係市町村」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において「災害」とは、消防組織法第 1 条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第 4 条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町の長（一部事務組合にあつては、管理者とする。以下同じ。）の要請をまたずに出動する応援。
 - (2) 特別応援 関係市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町の長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により災害発生市町との連絡をとることができないときは、関係市町の長は、災害発生市町からの要請があつたものとみなし応援出動することができる。
- 2 前項第 1 号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町の長が別に定めることができる。

(応援要請)

第 5 条 特別応援を要請しようとする市町（以下「要請市町」という。）の長は、次の事項を明確にして応援する市町（以下「応援市町」という。）の長に対し要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害の発生場所及び災害の状況
 - (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
 - (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員
 - (5) 集結場所
 - (6) その他必要な事項
- 2 要請市町の長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町の長に提出しなければならない。
- 3 普通応援で出動した場合は、応援市町は直ちにその旨を災害発生地の市町に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町の長は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町の長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出勤人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請市町の長に通報するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊は、応援を受けた市町の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町の負担とする。
- (2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、要請市町の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、関係市町の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に関し必要な事項は、関係市町の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、平成8年7月1日から平成10年6月30日までとする。

2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに、いずれかの関係市町からも何らの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書12通を作成し、関係市町の長は、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定書は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 昭和63年3月25日協定の福井県市町村消防相互応援協定書は、廃止する。

資料 8-3 福井県・市町村災害時相互応援協定

福井県・市町村災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条および68条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、県および県内市町村が相互に協力して支援を実施するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 県および市町村は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡体制をとるものとする。

(県および隣接市町村における情報収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合、県および隣接市町村は、被災市町村における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

2 隣接市町村は、収集した情報を県に対して速やかに報告するものとする。

3 県は、収集した被災状況、応急活動等の情報を速やかに他の市町村に伝達するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村からの応援要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに応急措置を講じ、または他の市町村に対し応援を求めるものとする。

2 県は、災害の規模、場所または被災市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに防災機関または他県に応援を求めるものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需物資ならびにその供給に必要な資機材の提供およびあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供およびあっせん
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第6条 応援を受けようとする市町村は、県および市町村に対して次の事項を明らかにして無線または電話等で応援要請し、後に速やかに別に定める様式により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員
- (4) 応援場所および応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災市町村から直接応援要請を受けた市町村は、速やかに応援内容を県に対して報告するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を要請した市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市町村から申し出があった場合は、応援を要請された市町村は、一時繰替支弁するものとする。

(自主応援の実施)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町村が必要と認めるときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。

2 応援を行おうとする市町村は、応援内容を県に対して報告するものとする。

3 前項に基づく応援については、第6条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 応援を行おうとする市町村は、職員等を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

(日頃の災害に対する備え)

第10条 県および市町村は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備ならびに防災に関する組織の育成に努めるものとする。

(訓練の実施)

第11条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町村防災訓練を実施するとともに、毎年実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市町村消防防災連絡会議の開催)

第12条 県と市町村は、この協定が円滑に行われるよう、毎年および必要に応じ市町村消防防災連絡会議を開催して、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年2月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、県および市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月23日

殿

福井県丹生郡越前町長

応 援 要 請 書

災害対策基本法第67条の規定により、応援措置を次のとおり要請します。

① 災害の種別	
② 災害発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する資器材、物資の 品名・数量等、派遣職員の 職種及び人員	
⑥ 応援の主な活動	
⑦ 応援期間	自 年 月 日 至 年 月 日
⑧ 応援の実施場所	
⑨ その他	

要 請 情 報

災害名 (第 報)

災 害 種 別	地震・水害・火災・その他
---------	--------------

要請年月日	年 月 日 時 分
主管部名	
部長名	
担当者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充・資器材調達・車両調達・燃料調達 広報依頼・自衛隊派遣要請 その他（ ）
	内 容	[要請先機関、団体名、職種、品名、広報文などできるだけ具体的に記入] ※ 別紙添付の場合は、その旨を記入のこと。
	数量・ 回数・ 又は人数	[種別、性別、品名別等に分けて記入]
	場 所	[集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入]
	そ の 他 必要事項	[留意点、携行品など特記事項を記入]
要 請 に 至 つ た 理 由	[措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況]	

資料 8-4 災害協定一覧

協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容
西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定	西尾市、恵那市	H18. 8. 20	災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援に係る協定の優先的・積極的運用に係る協定
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市（日本六古窯市町）	H24. 7. 5 (H29. 12. 2)	災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援に係る協定の優先的・積極的運用に係る協定
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	H24. 9. 25	被害の拡大と二次災害防止のため、リエゾンの派遣など、災直後等の緊急的な対応に係る申し合せ
災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	一般社団法人福井県エルピーガス協会	H19. 9. 25	液化石油ガス等（燃焼器及び燃料器を使用するために必要な設備を含む。）の確保を図るための協定
災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	朝日建設業会、宮崎建設業会、越前建設業会、織田建設業会	H18. 8. 1	公共土木施設の機能の復旧、確保に対する応急対策業務に関する協定
災害時における社会福祉法人 光道園と越前町間の協力に関する協定	社会福祉法人 光道園	H22. 3. 1	災害時における要配慮者の受け入れ等人命救助に係る協定
災害時における社会福祉法人 敬老会と越前町間の協力に関する協定	社会福祉法人 敬老会	H22. 3. 1	災害時における要配慮者の受け入れ等人命救助に係る協定
災害時における社会福祉法人 特別養護老人ホーム 海楽園と越前町間の協力に関する協定	社会福祉法人 特別養護老人ホーム 海楽園	H22. 3. 8	災害時における要配慮者の受け入れ等人命救助に係る協定
災害時における医療法人 積心会と越前町間の協力に関する協定	医療法人 積心会	H22. 3. 1	災害時における要配慮者の受け入れ等人命救助に係る協定
災害時における社会福祉法人 織田やすらぎ会と越前町間の協力に関する協定	社会福祉法人 織田やすらぎ会	H22. 3. 1	災害時における要配慮者の受け入れ等人命救助に係る協定
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 丹生郡医師会	H22. 12. 10	災害時における医療救護活動に関する協定
災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定	越前町電業会	H22. 12. 10	災害時における町有施設の電気設備の応急対策業務に関する協定
災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に関する協定	財団法人 北陸電気保安協会	H22. 12. 10	災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の実施に関する協定
災害緊急放送に関する協定	丹南ケーブルテレビ株式会社	H23. 7. 8	災害緊急放送の実施に関する協定
災害時における緊急・救援輸送に関する協定	越前町バス事業者連絡協議会	H25. 12. 17	災害時における避難者等の緊急・救援輸送に関する協定

協定・契約等の名称	相手方・対象	締結(契約)日 ()は最新変更	内容
被災建築物応急危険度判定に関する協定	丹生設計協会	H26. 5. 14	
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	福井県民生活協同組合	H26. 9. 10	
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社福井支店	H29. 2. 20	
災害時における物資供給に関する協定	N P O 法人 コメリ災害対策センター	H29. 7. 18	
越前町と越前町内郵便局及び鯖江郵便局との協力に関する協定	越前町内郵便局、鯖江郵便局	H29. 11. 10	
原子炉廃止措置研究開発センターに係る越前町域の安全確保に関する通報連絡等協定	(独)日本原子力研究開発機構	H24. 12. 25	原子力発電所の建設及び保守運営に伴う町域及び発電所従事者の安全確保に必要な通報連絡等に係る協定
高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉もんじゅに係る越前町域の安全確保に関する通報連絡等協定		H24. 12. 25	
敦賀発電所に係る越前町域の安全確保に関する通報連絡等協定		H24. 12. 25	
日本原子力発電(株)		H24. 12. 25	
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2. 9. 15	

9 緊急

物資関係

資料9-1 米穀備蓄倉庫一覧

管理者等	倉庫番号	建物 構造	所在地	面積 (m^2)	内容積 (m^3)	収容力 (ト)
	51号	鉄筋コンクリート	越前町上川去 4-14	369		630
	53号	鉄筋コンクリート	越前町東内郡 1-129	171		280
	54号	鉄筋コンクリート	越前町東内郡 1-129	171		280
	1号	木造	越前町東内郡 1-121	139		260
	52号	鉄筋コンクリート	越前町下糸生 156-2-1	222		410

資料9-2 災害用備蓄物資の備蓄状況

(令和2年12月31日時点)

区分1	区分2	品目	備考	単位	備蓄量
食料 (※)	主食 (炭水化物)	乾パン		食	
		クラッカー、ビスケット、煎餅		食	
		インスタント麺類		食	
		アルファ米	固形のおかゆを含む	食	5,805
		米【白米、玄米】		食	
		固形非常食	カロリーメイト、ビスコ等	食	
		ゼリー状非常食	ウィダーインゼリー等	食	
		缶詰【主食】	パンやパスタ等	食	
		小計	食	5,805	
	副食	即席みそ汁・即席スープ	味噌汁、たまごスープ等	食	
		缶詰【副食】	シチュー、惣菜類等	食	
		小計		食	
	乳幼児用	粉ミルク	1缶(850g)当たり30食で換算	食	
		その他		食	
小計			食		
	合計		食	6,000	
飲料 (※)	ペットボトル	ペットボトル水		リットル	3,756
		ペットボトルジュース・お茶	ポカリスエット、緑茶等	リットル	
		小計		リットル	3,756
	貯水槽	耐震性貯水槽		リットル	40,000
		小計		リットル	40,000
		合計		リットル	43,756
	給水機器等	防災用井戸		リットル	
		給水バック・タンク		リットル	7,200
		給水車		リットル	
		小計		リットル	7,200
トイレ (※)	便座	携帯トイレ	使い捨てタイプのもの等	回分	
		簡易トイレ【段ボール製】		基	
		簡易トイレ【プラスチック製等】	段ボール製以外の簡易トイレ	基	10
		仮設トイレ		基	
		マンホールトイレ		基	
		福祉用トイレ	オストメイトトイレ、ユニバーサルトイレ等	基	
		小計		基	10
	テント	プライベートテント・仕切り	テントや段ボール製の仕切りなど	張	
	排便収納袋	排便収納袋【肥溜め式】	複数回分を溜めて交換するもの	袋	
		排便収納袋【1回交換式】	1回ごとに交換するもの	袋	4,800
小計			袋	4,800	
日用品	食品関係	哺乳瓶		本	
		浄水器		台	
		食器セット	原則として皿と箸等を合わせて1セットとする	セット	
		かまど		台	
	生活用品	毛布(※)		枚	1,648
		ウェットティッシュ		パック	1,000
		マスク	不織布	枚	22,300
		マスクガーゼ		枚	20,000
		幼児用紙おむつ		枚	
		大人用紙おむつ		枚	
		生理用品		個	
		医薬品		セット	6
	避難所関係 ※感染症対策 用品等	大型テント	プライベート確保用の小型テントはトイレ欄に	張	11
		担架		台	2
		仕切り・セパレーター	段ボール製	台	35
		ベッド	段ボールベッド等	台	60
		簡易テント		張	60
		防護服		枚	200
		非接触式温度計	ハンド型	個	30
		非接触型検温器	スタンド型	台	2
		フェイスシールド		枚	200
		消毒液	アルコール	リットル	145
		消毒液	次亜塩素酸水	リットル	100
		ハンドソープ		本	60
		ビニール手袋		枚	2,000

※ 県と町で1:2の割合で備蓄すべき物資

資料 9-3 災害救助用米穀の引渡要請書

年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

越前町長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数 (kg)	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

様式 9 - 4 政府所有主要米穀売買契約書

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量 (キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主用米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

(延納の特約)

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

(契約保証金・延納担保及び延納利息)

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省政策統括官（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

- 2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS 方式により輸入された米穀を

除く。以下「政府所有米穀」という。)の販売等に関する業務を委託された者(以下「受託事業体」という。)に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書(仮称)と、乙が発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(瑕疵現品の交換)

第5条 引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの(甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。)と同一の倉庫(受託事業体が引渡通知書において倉所、軒番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、軒番、倉番及び工場)に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、賃借その他売買目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価(消費税及び地方消費税の相当額を除く。)について、当該期限(現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。)の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は公に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入通知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

- 第 12 条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。
- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合。
- (2) 第 9 条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に瑕疵がある場合であって、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

- 第 13 条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

- 第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

- 2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

- 第 15 条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。
- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第 14 条により調査、報告を求めた場合。

(法令の補充適用)

- 第 16 条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

- 第 17 条 この契約に関して甲乙間に紛争が乗じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

- 第 18 条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省政策統括官 印

乙 住所
氏名 印

10 医療関係

資料10-1 町内医療関係機関一覧表

(令和2年12月31日現在)

医療施設名	所在地	電話番号	診療科目	備考
伊部病院	越前町内郡 11-1	34-0220	内・呼・児・放・消	
藤田医院	越前町西田中 16-1	34-0044	内・外・消	
長田内科胃腸科医院	越前町江波 50-76	32-2774	内・児・消	
両林医院	越前町新保 12-15	37-0005	内・児・リハビリ・消	
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1	36-1000	内・外・眼・整・リハビリ・児・ 脳神経外科・肛門科・放	
橘医院	越前町織田 101-20	36-0015	内・消	
遠矢歯科医院	越前町西田中 16-1-1	34-0202	歯科	
山田歯科医院	越前町気比庄 5-7	34-2226	歯科	
三好歯科 宮崎分院	越前町樫津 1-2	32-3336	歯科	
岸デンタルクリニック	越前町厨 71-326-1	37-2900	歯科	
丹原歯科医院	越前町織田 42-75	36-0159	歯科	

資料10-2 感染症指定医療機関一覧表

(令和2年12月31日現在)

○第一種感染症指定医療機関

医療施設名	所在地	電話番号	感染症病床数
福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	0776-54-5151	2床 (陰圧2床)

○第二種感染症指定医療機関

医療施設名	所在地	電話番号	感染症病床数
福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	0776-54-5151	2床 (陰圧2床)
福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	0778-36-3630	4床 (陰圧4床)
福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21	0779-88-0350	4床 (陰圧4床)
公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31	0778-51-2260	4床 (簡易陰圧4床)
市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60	0770-22-3611	2床 (簡易陰圧2床)
公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990	2床 (陰圧2床)

○結核病床を有する医療機関

医療施設名	所在地	電話番号	感染症病床数
福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	0776-54-5151	10床（陰圧10床）
福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	0778-36-3630	10床（陰圧10床）
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1	0776-23-1111	4床（陰圧2床）
国立病院機構 敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	8床（陰圧3床、休床中）
公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990	8床（陰圧8床）

資料10-3 医薬品等販売店一覧表

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
保健薬局	越前町西田中 11-17	34-0046	
アサヒ薬局	越前町西田中 16-3-1	34-0113	
高村薬舗	越前町新保 12-63-1	37-0113	
三協薬局	越前町織田 98-21	36-0208	
エンゼル調剤薬局 織田店	越前町織田 103-57-1	36-1193	
サクラ薬局	越前町織田 106-43-2	36-2282	
全快堂薬局 織田店	越前町織田 102-48	36-2300	
(株)フレット福井支店	福井市下河北町 11-13	0776-38-3939	
明祥株式会社福井支店	福井市重立町 28-45	0776-53-2626	
三和薬品(株)	福井市開発 4丁目 208	0776-54-2400	
(株)スズケン福井支店	福井市米松 2丁目 20-15	0776-53-3535	

11 緊急輸送関係

資料11-1 町車両保有台数一覧

[その1]

(令和 2 年 12 月 31 日現在)

車種区分	No.	車種名称	車両番号	乗車定員	所属課	管理場所	備考
普通乗用車	1	トヨタクラウン	福井 300 ひ 3047	5	総務課	役場	町長車
	2	トヨタプリウス	福井 300 ひ 5570	5	〃	〃	
小型乗用車	1	トヨタアクア	福井 501 つ 2792	5	〃	〃	
	2	スズキイグニス	福井 501 な 2213	5	農林水産課	〃	共用車
	3	トヨタノア	福井 501 に 5898	7	防災安全課	〃	福祉
	4	デミオ	福井 500 ふ 2816	5	生涯学習課	生習C	
軽乗用車	1	ダイハツミラ	福井 50 つ 9916	4	監理課	役場	共用車
	2	ダイハツミライース	福井 580 ち 3529	4	〃	〃	〃
	3	ダイハツミラ	福井 50 つ 9833	4	〃	〃	〃
	4	ダイハツミラ	福井 50 ち 3562	4	健康保険課	〃	〃
	5	ダイハツミラ	福井 50 ち 9519	4	〃	〃	〃
	6	ダイハツミラ	福井 50 ち 9520	4	〃	〃	〃
	7	スズキアルト	福井 580 う 8869	4	〃	〃	〃
	8	スズキパレット	福井 580 た 7761	4	〃	〃	〃
	9	スズキアルト	福井 50 と 8654	4	〃	〃	〃
	10	スズキアルト	福井 580 う 8868	4	〃	〃	〃
	11	スズキワゴンR	福井 50 ひ 1346	4	越前コミュニティセンター	越前C	
	12	スズキワゴンR	福井 580 も 8817	4	監理課	役場	共用車
	13	スズキワゴンR	福井 580 も 9408	4	〃	役場	〃
	14	スズキワゴンR	福井 580 む 1167	4	給食センター	給食C	
	15	スバルプレオ	福井 50 ひ 2034	4	織田コミュニティセンター	織田C	
	16	ダイハツミラ	福井 50 と 240	4	生涯学習課	生習C	
バン・	1	トヨタエスティマ	福井 300 と 6770	7	監理課	役場	議会車
	2	トヨタハイエース	福井 300 せ 1425	10	〃	〃	〃
	3	トヨタハイエース	福井 300 そ 6971	10	〃	〃	〃
	4	トヨタカルディナ	福井 500 さ 946	5	〃	〃	〃
	5	トヨタカーラフィルダ	福井 500 な 4380	5	〃	〃	〃
	6	スズキワゴンR	福井 580 め 2243	4	〃	〃	〃
	7	トヨタハイエース	福井 200 さ 505	15	〃	〃	〃
	8	日産セレナ	福井 501 そ 4516	8	〃	〃	〃
	9	スズキハスラー	福井 580 め 5988	4	〃	〃	〃
	10	日産エクストレイル	福井 300 ま 2022	5	農林水産課	〃	
	11	日産エクストレイル	福井 300 み 1755	5	建設課	〃	
	12	スバルフォレスト	福井 300 さ 7756	5	上下水道課	〃	
	13	日産ウイングロード	福井 500 ふ 863	5	越前コミュニティセンター	越前C	
	14	スバルインプレッサ	福井 500 ふ 3778	5	織田コミュニティセンター	織田C	
	15	トヨタカーラフィルダ	福井 500 ね 2961	5	生涯学習C	生習C	

[その2]

車種区分	No.	車種名称	車両番号	乗車定員	所属課	管理場所	備考
バス	1	三菱マイクロバス	福井 200 あ 260	27	監理課	役場	越前 S
	2	日野大型バス	福井 200 か 367	47	〃	〃	朝日 F
	3	日野大型バス	福井 200 か 743	51	〃	〃	宮崎 S
	4	日野大型バス	福井 200 か 703	47	〃	〃	越前 F
	5	日野大型」バス	福井 200 あ 699	47	〃	〃	織田 F
	6	三菱小型バス	福井 200 さ 385	29	〃	〃	1号
小型貨物自動車	1	日産ADバン	福井 400 せ 3447	5	〃	〃	
	2	日産ADバン	福井 400 す 3910	5	〃	〃	共用車
	3	トヨタプロボックス	福井 400 ち 1039	5	建設課	〃	
	4	トヨタプロボックス	福井 400 ち 1074	5	上下水道課	〃	
	5	トヨタプロボックス	福井 400 そ 7246	5	建設課	〃	
	6	イズエルフナロー	福井 400 す 6514	3	〃	〃	
	7	日産ADバン	福井 400 さ 8487	5	宮崎コミュニティセンター	宮崎 C	
軽貨物自動車	1	ダイハツハイゼット	福井 40 よ 6741	2	織田コミュニティセンター	織田 C	共用車
	2	ダイハツハイゼット	福井 40 ら 9194	2	〃	〃	〃
	3	〃 1BOX	福井 480 い 1708	4	〃	〃	〃
	4	ホンダアクティ	福井 40 ゆ 4227	2	宮崎コミュニティセンター	宮崎 C	
	5	ダイハツハイゼット	福井 40 む 9124	4	越前コミュニティセンター	越前 C	
	6	スズキキャリィ	福井 40 や 8878	2	監理課	役場	
	7	スズキキャリィ	福井 40 ゆ 8001	2	生涯学習 C	生習 C	
	8	スズキキャリィ	福井 40 よ 6377	2	〃	〃	
	9	三菱トッポBJ	福井 40 や 8584	4	生学 C 糸生分館	生習 C 糸	
	10	スズキエブリィ	福井 40 め 9874	4	町立図書館	町立図	
	11	ダイハツカーゴDX	福井 40 や 3902	4	町図書館織田分館	町図織	
普通貨物自動車	1	日産キャラバン	福井 11 ね 5737	9	監理課	役場	共用車
	2	日産アトラス 4t	福井 100 さ 4860	3	〃	〃	〃
	3	いすゞロング 2t	福井 130 せ 1001	3	給食センター	給食 C	
	4	いすゞロング 2t	福井 130 せ 1002	3	〃	〃	
	5	いすゞロング 2t	福井 130 せ 1003	3	〃	〃	
	6	いすゞロング 2t	福井 130 せ 1004	3	〃	〃	
	7	いすゞロング 2t	福井 130 せ 1005	3	〃	〃	
	8	いすゞロング 2t	福井 130 せ 1006	3	〃	〃	
	9	いすゞロング 2t	福井 130 せ 1007	3	〃	〃	
普通特殊	1	スバルフォレスト	福井 800 さ 9998	5	防災安全課	役場	広報
	2	いすゞゆったり～号	福井 800 す 4	3	福祉課	〃	温泉
	3	日野散布車	福井 800 は 1357	2	建設課	〃	凍結防

資料11-2 船舶借上先一覧表

(平成31年3月31日現在)

名 称	住 所	電話番号	備 考
越前町漁業協同組合	越前町小樟 7-65	37-0001	

資料11-3 ヘリポート適地一覧表

(平成31年3月31日現在)

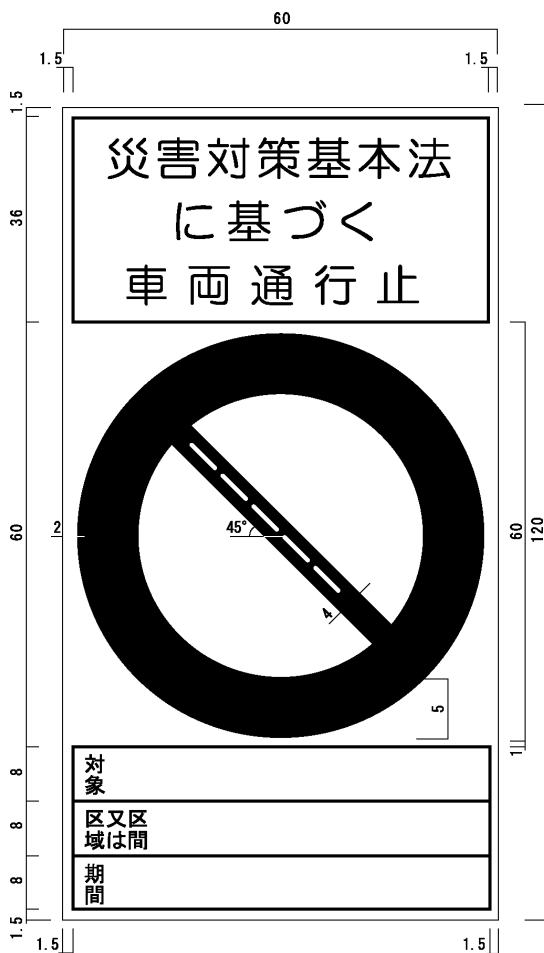
No	施 設 名 称	管 理 者	管 理 運 営	住 所
16-A	越前町営球技場野球場	越前町長	(財)越前町公共施設管理公社	越前町上川去字 11-1-1
16-B	越前町生涯学習センター 糸生分館グラウンド	越前町長	越前町生涯学習センター " 糸生分館	越前町小倉 89-53
16-C	越前町営球技場駐車場	越前町長	(財)越前町公共施設管理公社	越前町上川去字地係
17-A	越前町営宮崎総合運動広場	越前町長	越前町生涯学習センター " 宮崎分館	越前町檜津地係
17-B	越前陶芸村スポーツ広場	越前町長	越前町生涯学習センター " 宮崎分館	越前町小曾原地係
18-A	越前町営アクティブランド 運動場	越前町長	(財)越前町公共施設管理公社	越前町厨地係
19-A	織田小学校グラウンド	越前町長	越前町学校教育課	越前町大王丸 20-17

資料11-4 緊急交通路指定予定線[県指定交通規制道路]

(町内関係路線)

路線名	区間
国道305号	加賀市～南越前町
国道365号	越前市～南越前町
国道417号	鯖江市～越前町

資料11-5 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示



備考

1. 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は通行の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

12 保健衛生・遺体の処理等・廃棄物の処理関係

資料12-1 火葬場一覧表

(平成31年3月31日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	火葬炉の数	緊急時の火葬数
鯖江葬祭場	鯖江市三尾野出作町 1-1	0778-51-4049	5	10
米ノ墓地公園	越前町米ノ 30-25	—	1	3

資料12-2 廃棄物等処理施設一覧表

(平成31年3月31日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	区 分	処理能力
ごみ焼却施設	鯖江市西番町 15-30	0778-51-2310	ご み	120 トン/日
粗大ごみ処理施設	鯖江市西番町 15-11	0778-51-2310	ご み	50 トン/日
し尿処理施設	鯖江市西番町 20	0778-51-2310	し 尿	80k1/日

13 避難関係

資料13-1 避難所一覧表

1. 指定緊急避難場所

(令和2年12月31日現在)

※避難地区は災害の状況に応じ変更する場合があります。

【朝日地区】

避難地区名称	施設名称	所在地	電話	洪水	土砂	高潮	地震	津波
西田中	西田中区民会館(勤労青少年ホーム)	西田中 8-27-1	0778-34-2051	×	○	—	×	—
内郡	内郡区公民館	内郡 2-89	—	×	○	—	×	—
〃	等覚寺	内郡 4-48	0778-34-1351	○	○	—	×	—
朝日	朝日区公民館	朝日 5-51	0778-34-1153	○	○	—	×	—
上川去	上川去集落生活改善センター	上川去 6-33-2	0778-34-0982	×	○	—	×	—
春日	春日区公民館	上川去 24-10-1	—	×	○	—	×	—
岩開	岩開生活改善センター	岩開 16-73	0778-34-0987	○	○	—	×	—
佐々生	佐々生生活改善センター	佐々生 67-2-3	0778-34-0976	○	○	—	×	—
宇田	宇田集落生活改善センター	佐々生 29-20	—	○	×	—	×	—
気比庄	芸能伝承センター	気比庄 46-11	0778-34-0973	×	○	—	×	—
気比庄(新庄)	新庄ふれあい会館	気比庄 52-7	—	×	○	—	×	—
田中	田中生活改善センター	田中 10-2-1	—	×	○	—	×	—
市	市区公民館	市 2-1-8	—	×	○	—	×	—
乙坂	乙坂区公民館	乙坂 23-25	—	×	○	—	×	—
栃川	栃川地域農業拠点施設	栃川 34-5	0778-34-0983	○	×	—	×	—
天王, 宝泉寺	陣屋の里	天宝 6-9	0778-34-0975	×	○	—	×	—
金谷	金谷すみよし会館	金谷 15-56-1	—	○	○	—	×	—
青野	青野区生活改善センター	青野 15-3	—	○	○	—	×	—
頭谷	頭谷公民館	頭谷 15-5	—	○	×	—	×	—
茱原	常磐就業改善センター	茱原 32-18	0778-34-0058	○	○	—	×	—
横山	横山公民館ふれあい広場	横山 56-15-3	0778-34-2113	○	○	—	×	—
牛越・野末	サブセンター	野末 12-61	—	○	○	—	×	—
大畑	大畑公民館	大畑 9-20-2	—	○	×	—	×	—
小倉	小倉多目的集会施設	小倉 49-32	0778-34-5444	○	○	—	×	—
葛野	葛野区公民館	下糸生 130-4-1	—	○	○	—	×	—
野田	野田ふる里集落センター	下糸生 106-39	—	○	○	—	×	—
下糸生	下糸生多目的集会施設	下糸生 33-40	0778-34-5743	○	○	—	×	—
大谷寺	青少年旅行村管理棟(大谷寺)	大谷寺 29-16-9	—	○	○	—	×	—
中野・上糸生・脇	上糸生集落生活改善センター	上糸生 81-8	0778-34-5180	○	○	—	×	—
大玉	大玉公民館	上糸生 54-8	—	○	○	—	×	—

清水	清水ふれあい会館	上糸生 40-8	—	○	×	—	×	—
森	森区公民館	上糸生 19-15	—	○	×	—	×	—
杖立・真木	奥糸生多目的集会施設	上糸生 11-3	0778-34-5450	○	×	—	×	—
小川	小川区公民館	小川 29-4	0778-34-5605	○	×	—	×	—
天谷	天谷公民館	天谷 71-34	—	○	×	—	×	—
西田中	越前町役場前駐車場	西田中 13-5-1	—	×	×	—	○	—
西田中・上川去	東部 1 号公園	東内郡 4-501	—	×	×	—	○	—
西田中・上川去・ 氣比庄	越前町宮球技場	上川去 11-1	—	×	×	—	○	—
内郡・朝日	古墳公園	朝日 21-4-1	—	×	×	—	○	—
内郡・朝日・横山	朝日総合運動場	朝日 42-8	—	×	×	—	○	—

【宮崎地区】

避難地区名称	施設名称	所在地	電話	洪水	土砂	高潮	地震	津波
熊谷・古屋・増谷	西三区集落センター	熊谷 35-36	—	○	○	—	×	—
熊谷	熊谷ふれあい会館	熊谷 15-1	—	○	×	—	×	—
熊谷・古屋・増 谷・小曾原	小曾原保育所	小曾原 34-31-1	0778-32-2039	○	○	—	○	—
小曾原	小曾原区民会館	小曾原 36-41	—	○	○	—	×	—
小曾原	若竹荘	小曾原 119-1-2	0778-32-2753	○	○	—	×	—
江波	江波コミュニティセンター	江波 63-52	0778-32-2490	○	○	—	○	—
江波・広野・蚊谷 寺・檜津・八田新 保・舟場	宮崎中央保育所	江波 67-14	0778-32-2067	○	○	—	○	—
広野・蚊谷寺	広野・蚊谷寺集落センター	広野 35-3-2	—	○	○	—	×	—
檜津	檜津隣保館	檜津 16-13-1	0778-32-3322	○	○	—	○	—
江波・檜津	宮崎総合運動場	檜津 82-1	—	×	×	—	○	—
八田新保・舟場	八田新保・舟場集落センター	舟場 3-15-1	—	○	○	—	×	—
八田	八田集落センター	八田 49-12-1	—	○	○	—	×	—
八田・陶の谷	陶の谷保育所	寺 13-1-1	0778-32-3014	○	○	—	×	—
八田・陶の谷	宮里あずま館	寺 13-4	—	○	○	—	○	—
円満・上野・野・ 宇須尾・大谷・蟬 口・寺	陶の谷サブセンター	蟬口 11-11	—	○	○	—	×	—
円満	円満ふれあい会館	円満 13-29-18	0778-32-3366	○	○	—	×	—
宇須尾	宇須尾集落センター	陶の谷 73-34	—	○	○	—	×	—

【越前地区】

避難地区名称	施設名称	所在地	電話	洪水	土砂	高潮	地震	津波
左右	左右地区集会施設	左右 2-4-1	—	○	×	○	×	×
梨子ヶ平	梨子ヶ平地区集会施設	梨子ヶ平 19-6	—	○	×	○	×	○
〃	ふるさと文化交流施設	梨子ヶ平 28-1-2	—	○	○	○	×	○
血ヶ平	血ヶ平地区集会施設	血ヶ平 108-11-2	—	○	×	○	×	○
玉川	玉川地区集会施設	玉川 44-27-1	—	○	○	○	○	○
梅浦	梅浦地区集会施設	梅浦 70-13-1	0778-37-0888	○	○	○	×	○
〃	上側地区集会施設	梅浦 59-18-1	—	○	×	○	×	○
〃	鷺崎地区集会施設	梅浦 63-14-1	—	○	×	○	×	○
宿	宿地区集会施設	宿 1-4	0778-37-1754	○	○	○	○	○
新保	新保地区集会施設	新保 12-35	—	○	○	○	○	×
城ヶ谷	城ヶ谷地区集会施設	新保 14-17-2	—	○	×	○	×	×
小樟	小樟地区集会施設	小樟 43-8-26	—	○	○	○	○	×
大樟	大樟地区集会施設	大樟 8-58-9	—	○	○	○	×	○
道口	道口地区集会施設	道口 9-34-8	0778-37-0775	○	○	○	×	×
厨	厨地区集会施設	厨 16-17-1	—	○	○	○	○	×
〃	越前町観光会館	厨 71-327-4	0778-34-8720	○	×	○	○	○
茂原	茂原地区集会施設	茂原 12-11-1	—	○	×	○	×	○
白浜	白浜地区集会施設	高佐 9-1	—	○	○	×	○	×
高佐	高佐地区集会施設	高佐 32-13-1	0778-39-1670	○	○	○	○	×
米ノ	米ノ地区集会施設	米ノ 52-49	—	○	○	○	○	×
左右	神明神社	左右 6-7	—	×	×	×	×	○
血ヶ平	水仙の館	血ヶ平 28-6-1	—	×	×	×	×	○
玉川	加茂神社	玉川 36-13	—	×	×	×	×	○
梅浦	剣神社	梅浦 70-14	—	×	×	×	×	○
〃	常花神社（薬師宮）	梅浦 63-1	—	×	×	×	×	○
宿	気比神社	宿 8-31	—	×	×	×	×	○
新保	鹿嶋神社	新保 11-36	—	×	×	×	×	○
城ヶ谷	八幡神社	新保 13-39	—	×	×	×	×	○
小樟	劔神社	小樟 5-13	—	×	×	×	×	○
大樟	劔神社	大樟 6-3	—	×	×	×	×	○
小樟	四ヶ浦小学校グラウンド	小樟 42-175	—	×	×	×	×	○
大樟	越前中学校グラウンド	大樟 14-19	—	×	×	×	×	○
厨	西徳寺保育園	厨 13-37	0778-37-1354	×	×	×	×	○
茂原	城崎小学校グラウンド	茂原 4-8-1	—	×	×	×	×	○
茂原	医王神社	茂原 5-37-1	—	×	×	×	×	○

白浜	白浜高台	白浜	—	×	×	×	×	○
高佐	発願寺	高佐 35-9	—	×	×	×	×	○
米ノ	日吉神社	米ノ 51-19	—	×	×	×	×	○
〃	米ノ高台	米ノ	—	×	×	×	×	○
厨・茂原	アクティブランド運動場	厨 71-326-1	0778-34-8730	×	×	×	○	×
白浜・高佐	高佐多目的運動場	高佐 32-13-1	0778-34-8730	×	×	×	○	×

【織田地区】

避難地区名称	施設名称	所在地	電話	洪水	土砂	高潮	地震	津波
鎌坂	鎌坂区集落センター	織田 63-1	—	○	○	—	×	—
北	北区集落センター	織田 33-8-2	—	○	○	—	×	—
東	東区コミュニティセンター	織田 77-3	0778-36-1094	○	×	—	×	—
高橋	高橋区集落センター	織田 40-36	—	○	○	—	×	—
辻	辻区集落センター	織田 39-37	0778-36-0936	○	○	—	×	—
馬場	馬場集落センター	織田 97-39	0778-36-0941	○	○	—	×	—
上野	上野区集落センター	織田 91-42	—	○	○	—	×	—
寺家	寺家区ふれあい会館	織田 114-1-2	—	○	○	—	×	—
杉の花	杉の花公民館	織田 153-1	—	○	○	—	×	—
市場	市場集落センター	織田 101-12-2	—	○	○	—	×	—
堤	堤区集落センター	織田 104-83-1	—	○	○	—	×	—
平等	平等婦人の家	平等 54-1	0778-36-0935	○	○	—	×	—
下河原	下河原集落農事集会所	下河原 28-4	—	○	×	—	×	—
中	中集落センター	中 19-20-1	—	○	○	—	×	—
大王丸	大王丸区集落生活改善センター	大王丸 17-32	—	○	○	—	×	—
三崎	三崎区文殊の里会館	大王丸 21-36	—	○	○	—	×	—
四ツ杉、下山中、 上山中	山中児童館	下山中 6-3-1	0778-36-0395	○	○	—	○	—
細野	細野集落センター	細野 47-48	0778-36-0108	○	○	—	×	—
岩倉、笹川、山田	萩野生活改善センター	細野 73-3	—	○	○	—	×	—
桜谷	桜谷ふれあい会館	桜谷 20-2	0778-36-0069	○		—	×	—
赤井谷	赤井谷集落センター	赤井谷 25-8	—	○		—	×	—
入尾	入尾集落センター	入尾 28-15	—	○	○	—	×	—
笈松	笈松集落センター	笈松 24-37	0778-36-0603	○		—	×	—
上戸	上戸集落センター	上戸 26-29	0778-36-0940	○	○	—	×	—
打越	打越区公民館	打越 160	—	○	○	—	×	—
萩野の里	萩野の里公民館	萩野 136	0778-36-1790	○		—	×	—
脇谷	脇谷ふれあい会館	細野 75-78	0778-36-1660	○	○	—	×	—
丸山	丸山区防災コミュニティ防災拠点施設	丸山 9	—	○	○	—	×	—

西ヶ丘	西ヶ丘ふれあい会館	西ヶ丘 7	—	○	○	—	×	—
矢倉	矢倉集落センター	下河原 37-3	—	○	○	—	×	—
上野・平等・下河原・矢倉	織田中央公園	下河原 37-19-1	0778-34-8730	×	×	—	○	—

2. 指定避難場所

※避難地区は災害の状況に応じ変更する場合があります。

【朝日地区】

避難地区名称	施設名称	所在地	電話
西田中・内郡・朝日一・三区・上川去・春日・岩開・佐々生・宇田・気比庄・田中・市・乙坂・栃川・天王・宝泉寺	朝日小学校	天王 5-7	0778-34-0031
	朝日中学校	気比庄 51-5-1	0778-34-0061
	朝日中学校陽光館 (朝日体育館)	気比庄 57-57	—
	越前町生涯学習センター	内郡 13-19-3	0778-34-2000
	B & G 海洋センター体育館	朝日 22-35	0778-34-2229
朝日二区・金谷・青野・頭谷・茱原・境野	常磐小学校	青野 20-9	0778-34-1374
横山・牛越・野末・大畑・小倉・葛野・野田・下糸生・脇・大谷寺・中野・上糸生・大玉・清水・森・杖立・小川・真木・天谷	糸生小学校	上糸生 81-19	0778-34-5002
	越前町生涯学習センター 糸生分館 (旧糸生中学校)	小倉 89-53	0778-34-5001
田中・市 (右岸)	越前町立図書館	西田中 2 丁目 210	0778-34-0395
朝日地区全域	丹生高等学校	内郡 41-18-1	0778-34-0027

【宮崎地区】

避難地区名称	施設名称	所在地	電話
宮崎地区全域	宮崎コミュニティセンター	江波 50-80-1	0778-32-2000
熊谷・古屋・増谷・小曾原・	越前陶芸村文化交流会館	小曾原 7-8	0778-32-3200
江波・広野・蚊谷寺	宮崎小学校	江波 122-1	0778-32-2002
江波 (天王川左岸側) ・広野・蚊谷寺	宮崎中央保育所	江波 67-14	0778-32-2067
檜津・八田新保・舟場・八田・円満・上野・野・宇須尾・大谷・蟬口・寺	宮崎中学校	檜津 20-20	0778-32-2032

【越前地区】

避難地区名称	施設名称	所在地	電話
越前地区全域	越前コミュニティセンター	道口 1-24-1	0778-37-1501
玉川・血ヶ平・左右・梨子ヶ平・梅浦・宿・新保・城ヶ谷・小樟・大樟	四ヶ浦小学校	小樟 42-175	0778-37-0625
道口・厨・茂原・白浜・高佐・米ノ・午房ヶ平・六呂師	城崎小学校	茂原 4-8-1	0778-37-1031
小樟・大樟・道口・厨	越前中学校	大樟 14-19	0778-37-1200
玉川・血ヶ平・左右・梨子ヶ平・梅浦・宿・新保・城ヶ谷	越前サブコミュニティセンター	梅浦 60-2-1	0778-37-2200
	越前町営越前体育館	梅浦 60-1-2	0778-37-2200
	越前地域福祉センター	梅浦 60-15	0778-37-0627
道口・厨・茂原・白浜	アクティブランド体育館	厨 71-326-1	0778-37-2360
高佐・米ノ・午房ヶ平・六呂師	城崎南保育所 (健康交流ホール)	米ノ 46-12	0778-39-1801

【織田地区】

避難地区名称	施設名称	所在地	電話
織田地区全域	織田コミュニティセンター	織田 36-1	0778-36-1111
市場・堤・四ツ杉・下山中・上山中・上戸	織田小学校	大王丸 20-17	0778-36-0019
細野・岩倉・笹川・桜谷・山田・赤井谷・脇谷・丸山・西ヶ丘・入尾・笈松・萩野の里	萩野小学校	細野 73-23	0778-36-0028
上野・矢倉・平等・下河原	織田中学校	下河原 37-2-10	0778-36-0059
	織田勤労者体育館	下河原 37-16-6	0778-36-1175
寺家・杉の花・中・大王丸・三崎・打越	織田農村環境改善センター	織田 109-57	0778-36-2141
	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	0778-36-0698

3. 福祉避難所

区分	施設名称	所在地	電話
朝日地区	社会福祉法人 光道園	朝日 22-7-1	0778-34-1440
宮崎地区	特別養護老人ホーム シルバーハイツ宮崎	小曾原 75-35	0778-32-3838
越前地区	特別養護老人ホーム 海楽園	米ノ 46-1-1	0778-39-1800
織田地区	老人保健施設 丹生ケアセンターひまわり荘	四ッ杉 3-10	0778-36-2170
	特別養護老人ホーム やすらぎ荘	織田 83-24-1	0778-36-1170

4. その他の公共施設

区分	施設名称	所在地	電話
朝日地区	越前町立福井総合植物園（プラントピア）	朝日 17-3-1	0778-34-1120
	泰澄の杜	小倉 88-55-1	0778-34-2322
	越前町社会福祉センター	西田中 8-20-1	0778-34-2388
織田地区	オタイコヒルズ	下河原 37-19-1	0778-36-2061

1. 避難所開設の決定

災害対策本部等（災害対策連絡室を含む、以下、「本部等」という。）は、災害により避難を必要とする者または災害による被害を受けるおそれがある者がいるとき、避難所の開設を決定する。

また、避難所の開設が決定されたときは、本部等事務局は直ちにその旨を施設管理者に連絡する。

2. 避難所の開設

(1) 避難所の開設手順

避難所の開設にあたっては、勤務時間内・外を問わず、あらかじめ指定された町職員を派遣する。そのうち1名を「避難所責任者」とし、以下の手順に準拠して避難所を開設・運営する。また、1避難所につき1名以上の保健師を配置することとする。

なお、緊急を要する場合や職員の派遣が困難な場合は、施設管理者を開設者とすることができる。

[開設手順]

① 「避難所責任者」は、施設管理者と協力して施設の被害状況の確認を行う。

- 目視で避難所施設の柱、外壁、窓ガラスなどの亀裂、破損状況を確認する。
- ライフライン（電気、水道、ガス）の機能を確認する。
- 避難所周辺の災害発生状況（水害、火災等）を確認する。

② 安全が確認されたら、避難者の居住区域等のレイアウト調整を行う。（別紙1）

※感染症対策のため、収容スペースは1人4m²(2m四方)以上、通路幅2mを目安とし、テープなどで区画を明確にする。

※感染の疑いがある者（無症状の濃厚接触者を含む）に備え、健常者との接触が生じないように動線を設定する。避難所によっては、個室の準備や間仕切り等の設置を行う。

なお、入口を始め、トイレやゴミ箱など、できる限り分離する。

※要配慮者用のスペースを確保し、案内する。場合によっては、足の不自由な避難者には状況に応じて、椅子や段ボールベッドを設置する。

③ 避難所内に事務所を開設し、看板を掲げる。

④ 避難者名簿等の物品を準備し、検温スペースおよび受付をおく。

※避難所の外で必ず手指消毒、検温、問診を行い、感染の疑いの有無を確認する。

※受付、検温等対応者は、感染症対策物品（フェイスシールド、防護服、マスク、ビニール手袋）を装備する。

⑤ ④の検温等により感染の疑いの有無を判断し、避難者をそれぞれのスペースへ案内する。

※感染の疑いがある者がいた場合、丹南保健所（TEL：0778-51-0034）に連絡する。

⑥ 避難者に傷病者が多い場合、災害対策本部に医療班の派遣を要請する。

⑦ 避難者は区単位等に編成し、リーダー（連絡調整係）を選出する。

- ⑧ 避難所状況について、本部等へ報告する。（避難所の開設状況、避難者数、傷病者数など）
※報告は1～2時間おきとする。（報告事項は整理し、頻繁な連絡を避ける。）

（2）トイレ対策

避難所内のトイレが使用不能または不足する場合、ただちに次の対応を講じる。

- ① 断水等により既設トイレが使用不能の場合、直ちに使用禁止の措置を講じる。
※学校防災倉庫に簡易糞尿処理袋を備蓄しているため、それをセットし使用を開始してもよい。
- ② 簡易トイレ（運動場などに穴を掘り囲いを設ける）を設置する。
- ③ 仮設トイレが必要な場合、必要数量を見積った上で（80人に1基が目安）、本部に設置を要請する。
- ④ 感染症の疑いのある者については、専用のトイレを使用することとし、使用後には本人が消毒することを徹底する。

（3）避難者の受け入れ

避難所の収容能力を越える避難者が生じた場合、避難所責任者はただちにその旨を本部等へ連絡する。また、本部等は、避難所の追加、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県や近隣市町への要請などにより必要な施設の確保を図る。

（4）避難者への広報

避難所責任者は、災害対策本部からの情報、テレビ・ラジオからの災害関連情報を収集し、避難所の放送設備や掲示板等の手段を用いて、適正かつ迅速な情報提供を行う。

※マスコミ等による避難所への取材や避難者名簿の公表は、個人情報の取扱いとなるため、本部等に確認・許可を得ること。

3. 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難者の代表者（区長、防災士、自主防災組織のリーダー等）を中心に、避難者が参画することを基本とする。また、避難所責任者の所在を明らかにするため、避難所内に設けた事務所には常時要員（町職員）を配置する。

（1）自主運営組織の確立

避難者による避難所の運営を図るため、避難所責任者は運営組織の結成を促し、次の事項の立ち上げに協力する。

- 運営組織の代表、副代表の選出
- 組織構成と各責任者、担当者の選出
- 運営責任者会議の定時開催および必要事項の協議
- 避難所運営の班編成
 - ・ 総務担当：情報収集・伝達、安否確認、避難所の維持管理など
 - ・ 食料担当：給水、食料の配給、炊き出し協力など
 - ・ 物資担当：救援物資の収受・保管・配布など
 - ・ 各班長：避難者のとりまとめ

(2) ルールづくり

避難所責任者は、運営組織による避難所内でのルールを定める活動に協力する。

＜避難所でのルールが求められる事例＞

- 大型家財道具、大量の可燃物の持ち込み禁止
- 暖房器具の使用場所や安全管理の基準
- 電気容量に応じた個人電気器具の使用制限又は禁止
- トイレその他共同利用施設の清掃当番
- 避難者ニーズに応じた避難所内レイアウトの変更（過ごしやすい避難所）
- 避難所内での犯罪（盗難、性犯罪など）対策
- 夜間の活動体制（2～3交替制）と警備
- 夜間照明の場所と時間帯区分
- 電話、郵便物の取り次ぎ方法
- ペットの保護、収容
- 車中泊（駐車場やグラウンド）の被災者への対応 ほか。

(3) 避難者の健康管理

- ① 避難者の体調確認として、定期的に検温・問診を実施する。（車中泊・テント泊等による避難者含む）

※できれば、朝・夜の1日2回が望ましい。

※避難所運営に携わる職員も同様に検温を行う。

- ② 緊急時の対応として、避難者に感染の疑いがある者が出た場合は、以下の手順で対応する。

- ・丹南保健所に連絡し、その指示に従う。
- ・感染の疑いのある者を専用スペースまたは本人の私有車などに移動させ、丹南保健所による対応がとられるまで待機を指示する。

(4) 避難所内の衛生管理

- ① 窓開けや扉の開放による換気を定期的に行う。
- ② 共有スペースや多数の避難者が触れる箇所の清掃を定期的に行い、状況に応じて消毒液を使用する。
- ③ 感染の疑いのある者の専用スペースを清掃する際には、感染症対策物品（フェイスシールド、防護服、マスク、ビニール手袋）を装備する。
- ④ 食料の配布や食事における密集・密接を避けるため、時間差を設ける。

(5) ボランティアの受け入れ

- ① 避難所責任者は、ボランティアによる支援が必要となった場合、その内容を本部等に連絡・要請する。
- ② 本部等は、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）に要請内容を伝達し、活動スケジュールの管理を行う。

4. 在宅避難者等への支援

2階への避難（垂直避難）や家屋に損壊が見られないなどの理由により在宅避難している場合や、避難所となっていない比較的大きい駐車場（公共・民間施設問わず）で車内避難している場合など、避難所外での生活を送る被災者に対しても十分な支援が必要となってくる。特に情報や食料の不足による困窮に対し、適切な支援を図る。

（1）広報対策

問診や食料供給について、本部等の指示より広報活動を行う。なお、車両等が使用できない場合も考えられるため、防災行政無線等も活用しながら伝達を図る。

（2）食料の供給

在宅避難ができて食料が確保できない場合もあることから、避難所外の被災者に対し食料の支援を行う。したがって、避難所での食料の配布には、避難者数以上の数量の確保が必要である。その数量にあっては、避難所がある地域の人口を目安に本部等が整理し、指示する。

5. 生活環境への配慮

（1）長期化対策

避難者の避難生活が長期化またはその可能性が高い場合、概ね以下に示す内容について、本部等および関係機関と協力してその対策を講じる。

- 非常食以外の食料（温かい食べ物やおかずの充実）の提供
- 畳・布団・暖房・洗濯機等の調達
- 報道機関等の取材・立ち入り制限
- プライバシーの保護（間仕切りの設置、更衣室の設置など）
- 清掃・衛生管理（医療・トイレ・清掃・ゴミ等）
- 避難所における秩序維持（防犯対策）

（2）要配慮者への対応

- 健康診断や相談業務
- ボランティア等に対する介護の協力要請
- 福祉避難所開設の検討及び避難行動要支援者の移送要請
- 福祉仮設住宅の設置及び優先的入居の要請

6. 避難所の縮小・統合・閉鎖

本部等は、災害の復旧状況や避難所の状況から、避難所の縮小・統合・閉鎖に関する避難者の意向調査を行い、閉鎖に向けたスケジュールを検討する。

なお、避難所が閉鎖されるまで避難所責任者の派遣は継続する。

（1）避難者の意向調査

避難所責任者は、本部等の指示に基づき避難者の意向調査（アンケートや直接聞き取り）を行う。

また、意向調査は、次の内容を含むものとする。

- 今後の生活の見通し
- 転出意向、転出予定
- 仮設住宅の入居希望など ほか

(2) 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖にあたっては事前に閉鎖時期を避難者に広報し、使用した施設は清掃を実施し、現状回復を図る。

なお、感染症の拡大防止のため、避難所対策のために使用した物品については、アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒作業を実施する。

- 不要となる避難所設備の撤去、資機材、備品の処分
- 避難所施設の清掃、消毒、修繕
- 転出・避難者の残した物品の処理 ほか

【別紙1】避難所内レイアウトの一例



資料13-3 越前町避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル

1. 目的

近年、全国各地で発生している洪水や土砂災害において、自治体が発令する避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急））が適切なタイミングでの確な対象地域に発令ができていないことから、避難の遅れなどにより多くの犠牲者が出るなど、避難行動の問題、住民への迅速かつ確実な伝達が難しいことや、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題としてあげられている。

これらの要因としては、避難勧告等を発令する自治体では、避難勧告等の区別が不明確であったり、具体的な基準がなかったために判断が遅れたり、災害の要因である自然現象の状況が十分に把握できないこと、確実性のない段階での判断に限界があることなどがあげられている。

また、避難勧告等の受け手である住民側では、勧告等の情報が伝わっても、どのように行動をとって良いかわからないこと、住民が自らの危険性を認識できていないこと、切迫性のない段階での行動に限界があることなどが要因としてあげられている。

災害発生時に地域住民の被災を最小限にするためには、自治体は正確な情報から状況を判断し、住民に対して、的確かつ迅速な避難勧告等の発令・伝達を行う必要がある。そのために自治体では、避難勧告等の発令・伝達に関して、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対して、避難勧告等を発令すべきかなど、判断基準や防災気象情報の改善に伴う新たな土砂災害警戒情報の提供、指定河川洪水予報の見直し、気象警報等の市町村単位での発表、特別警報の運用開始などについて、取りまとめたマニュアルを整備することが不可欠である。

このような状況を踏まえ、越前町では災害緊急時にどのような対象区域の町民に対し、避難勧告等を発令すべきかの判断基準など明確に定め、わかりやすい伝達内容について取りまとめておくことで、町民の迅速かつ円滑な避難を促すことを目的とする。

なお、本マニュアルは現時点の技術・知見等を前提として、取りまとめたものであることから、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、適切な時期に見直すものとする。

2. 避難勧告等発令の災害対象

避難勧告等の発令については、対象となる災害を「水害」、「土砂災害」、「高潮災害」、「津波災害」の4種類とする。

3. 避難勧告等発令の基本的な考え方

避難勧告等は、河川のはん濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として発令することを基本としており、町は、町民等に対し、「避難勧告等」の意味、適切な避難行動のあり方、避難勧告等を発令する災害、発令しない災害があること等を普段から町民に周知徹底し、災害対応の訓練等の啓発を行う。

表1 【避難勧告等により町民に求める行動】

発令区分	発令時の状況	町民に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水警報等が発令される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表されるなど、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の町民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象町民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものを含めて、総合的な判断を行う。

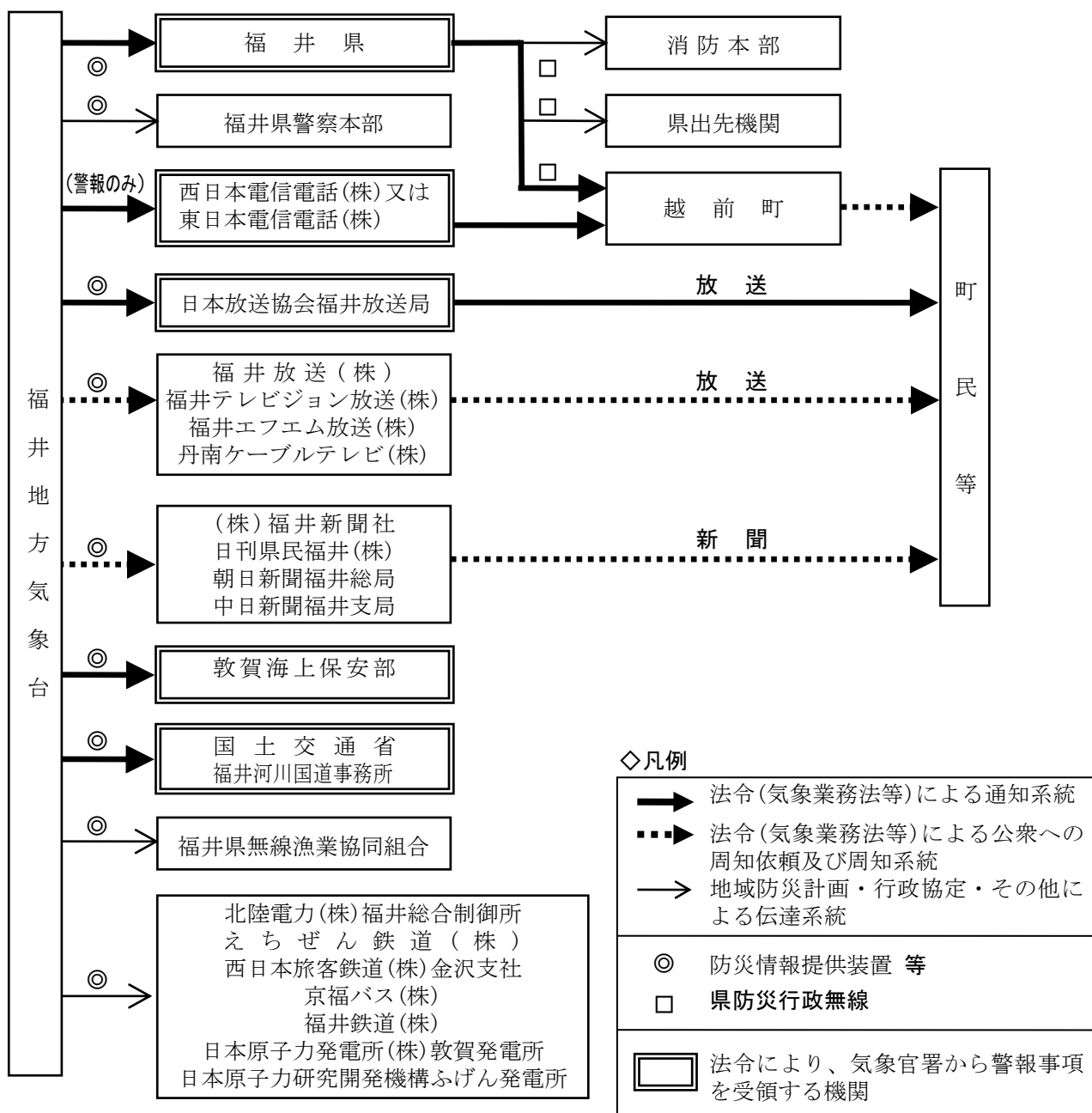
※自然現象のため不測の事態等が想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難させることも考慮する。

4. 気象警報における対応及び情報伝達・伝達系統

表2 【気象警報等発表時における町や町民の対応例】

気象警報等の種類	[現象の種類] 大雨（土砂災害・浸水害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪	町の対応	町民の行動
特別警報 (特大な災害の起こるおそれ著しく大きい)	土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに最善を尽くして身を守るよう町民への呼びかけ 特別警報が発令され非常に危険な状況であることの町民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動の実施（避難所への避難、又は外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど）
警報 (重大な災害の起こるおそれ)		<ul style="list-style-type: none"> 避難の呼びかけ 必要地域への避難勧告又は指示 応急対応体制の確立 必要地域への避難準備（要支援者避難）情報 避難場所の準備、開設 警報の町民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 早めの自主避難、又は町の勧告、指示等による避難 暴風警報については、安全な場所への退避 異常現象の町への通報 危険な場所へは近づかない 避難の準備
注意報 (災害の起こるおそれ)		<ul style="list-style-type: none"> 警戒すべき区域の巡回 注意呼びかけ 気象情報や雨量の情報収集 連絡体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 非常持ち出し品の点検 避難場所の確認 窓や雨戸など家の外の点検 テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等からの最新の気象情報の入手 気象情報への注意

表3 【気象注意報、警報等の伝達先及び伝達系統】

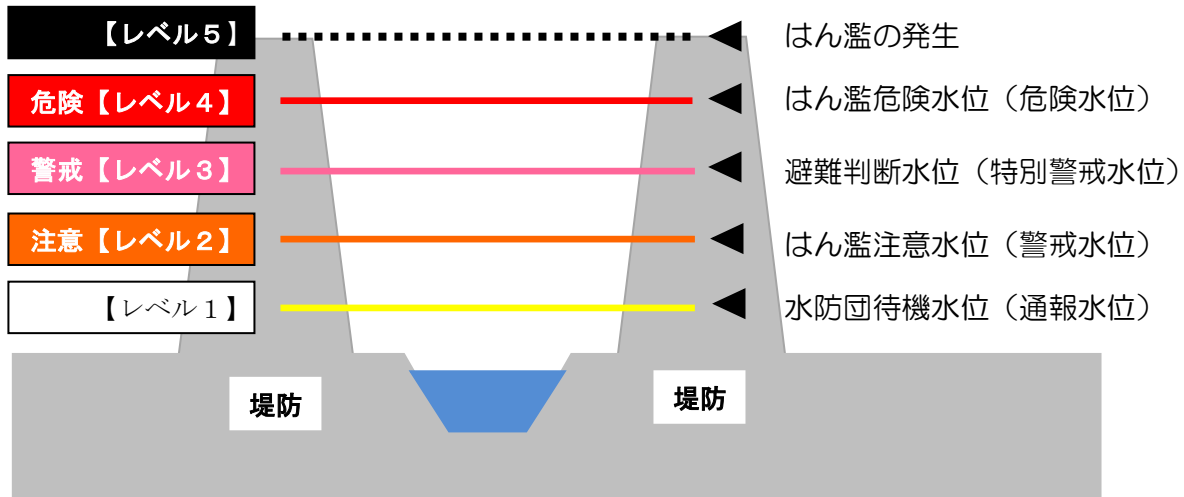


- 福井地方気象台は、気象業務法に基づく気象注意報・警報等を発表、切り替え又は解除したとき、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該気象注意報・警報等により措置を講じる必要のある機関へ速やかに伝達する。ただし、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社への伝達は、警報のみとする。
- 県は、通知された事項を、県防災行政無線等により速やかに鯖江・丹生消防本部及び県の出先機関等に伝達する。
- 町は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、速やかに町民及び所在の官公署等へ周知する。
- 敦賀海上保安部は、通知された事項(海域及び船舶交通に影響を与える警報のみ)を航行中及び入港中の船舶に周知する。
- 西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社は、通知された事項(警報のみ)を、一般の通話や電報に優先して、関係市町に伝達する。
- 放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知する。
- その他の関係機関にあつては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知する。

5. 水害

越前町内には、天王川及び和田川をはじめとする、1級河川や玉川川の2級河川が流れている。堤防の有無等、各河川の特徴も異なっている。したがって、町内全河川で一律の基準を設けることは適当ではないことから、このマニュアルでは「洪水予報河川」、「水位周知河川」及び「それ以外の河川」の3種類に分けて、河川ごとに判断基準を設定する。

【図1 水位の名称とレベル】



(1) 河川における避難判断の参考とする水位

はん濫危険水位(危険水位)：避難勧告等の発令判断の目安、町民の避難判断

河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	観測所所在地
天王川	2.00m	3.00m	3.50m	4.20m	越前町宝泉寺
天王川	1.00m	1.40m	----m	2.00m	越前町江波
和田川	2.00m	3.00m	----m	4.00m	越前町上川去

(2) 到達水位に基づき河川管理者から発表される時期と情報

発表する時期及び発表される情報

- 1) 水防団待機水位に到達したとき、〇〇川水防警報（準備）
- 2) はん濫注意水位に到達したとき、〇〇川水防警報（出動）
- 3) 避難判断水位に到達したとき、〇〇川避難判断水位情報
- 4) はん濫危険水位に到達したとき、〇〇川はん濫危険水位情報

(3) 対象区域

洪水ハザードマップ等を参考にして、「避難を要する区域」を特定し、各集落を最小単位とする。

【洪水ハザードマップ 天王川 (朝日地区)】

(省略)

(4) 避難勧告等の発令の判断基準 (具体的な基準)

避難勧告等は以下の基準を参考に、河川洪水予報、水位情報 (はん濫注意水位、避難判断水位等)、今後の気象予測や河川巡視等の報告も含め、総合的に判断し発令する。

情報の種類	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天王川(徳万橋)が避難判断水位(3.5m)レベル3に達したとき又は達すると予想されるとき等 ・河川水位が一定時間後に避難判断水位(特別警戒水位)もしくははん濫危険水位(危険水位)に到達すると予想されるとき ・天王川(江波)の水位が1.8mに達したとき ・和田川(近田橋)の水位が3.5mに達したとき又は達すると予想されるとき等 ・河川水位が一定時間後に避難判断水位(特別警戒水位)もしくははん濫危険水位(危険水位)に到達すると予想されるとき ・近田川、越智川、織田川、玉川川において、要配慮者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき
避難勧告	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天王川(徳万橋)がはん濫危険水位(4.2m)レベル4に達したとき ・河川管理施設の異常(漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災)を確認したとき ・天王川(江波)がはん濫危険水位(2.0m)レベル4に達したとき ・河川管理施設の異常(漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災)を確認したとき ・和田川(近田橋)がはん濫危険水位(4.0m)レベル4に達したとき ・河川管理施設の異常(漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災)を確認したとき ・近田川、越智川、織田川、玉川川において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認められるとき ・河川管理施設の異常(漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災)を確認したとき
避難指示(緊急)	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天王川(徳万橋)がはん濫危険水位(4.2m)に達し、レベル5に達したとき ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき ・天王川(江波)がはん濫危険水位(2.0m)に達し、レベル5に到達するおそれがあるとき ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき ・和田川(近田橋)がはん濫危険水位(4.0m)に達し、レベル5に到達するおそれがあるとき ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき ・近田川、越智川、織田川、玉川川において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認められるとき ・堤防の決壊を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき

※避難行動要支援者の避難について、避難が夜間におよびおそれがある場合には、日没前に避難が完了できるように避難準備情報を活用するなど、着実な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努めるものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっている方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全措置を講ずべきことに留意する。

(5) 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除については、水位がはん濫危険水位（レベル4）及び（レベル5）を下回り、水位の低下傾向が顕著で、上流域での雨量がほとんどないときを基本に解除する。

また、堤防決壊による浸水が発生したときの解除は、河川からのはん濫のおそれなくなった段階を基本に解除する。

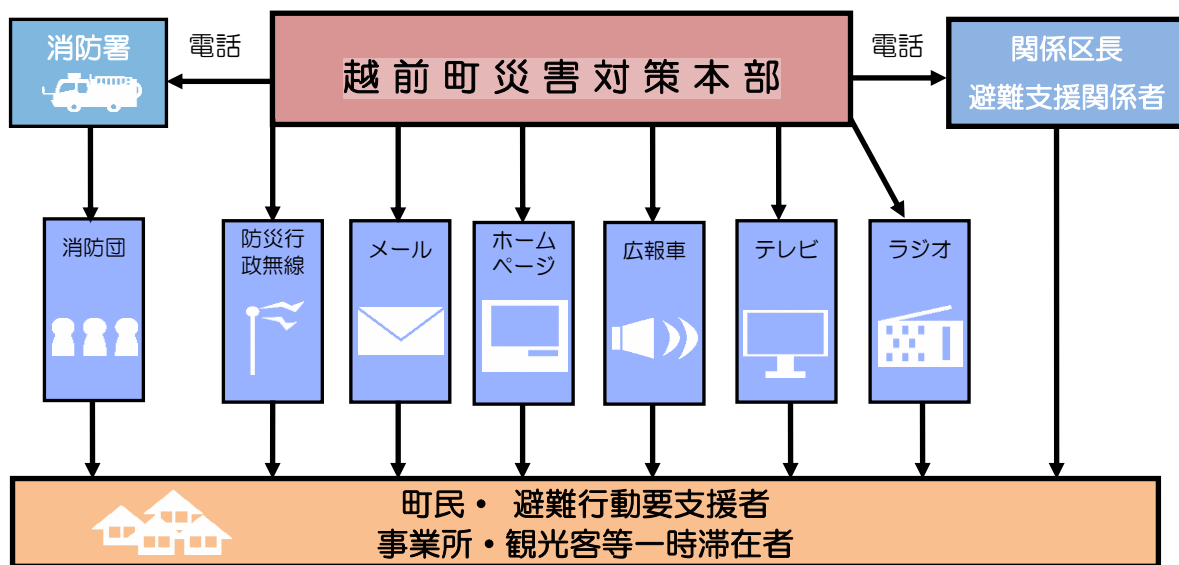
(6) 避難勧告等の情報伝達手段

増水等により、浸水被害が予想される区域に係る関係区長及び要配慮者利用施設に対して、電話により避難勧告等の情報を伝達する。その際、避難行動要支援者並びに必要なに応じて観光客等の一時滞在者に対する情報伝達にも配慮する旨も伝達する。

また、関係区長から町民への伝達に加え、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、広報車、消防団等の広報手段を活用し、避難勧告等を伝達する。

なお、避難勧告等を解除したときの伝達系統も発令時と同様とする。

【図2 避難勧告等の発令・解除時の伝達系統（水害）】



(7) 情報伝達内容

①避難勧告等を行う場合は、次の事項を明確に伝達する。

- 1) 発令日時
- 2) 対象地区
- 3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別
- 4) 避難を要する理由
- 5) 避難場所
- 6) 避難経路（あるいは通行できない経路）
- 7) 町民のとるべき行動や注意事項

②伝達文例

《避難準備・高齢者等避難開始の伝達文》

- ◆緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令
- ◆こちらは、越前町（災害対策本部）です。
- ◆〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ◆〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合や危険だと思う場合は、迷わず避難してください。
- ◆高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方などは、あらかじめ定められた避難場所（〇〇集会施設）へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

《避難勧告の伝達文》

- ◆緊急放送、緊急放送、避難勧告発令
- ◆こちらは、越前町（災害対策本部）です。
- ◆〇〇川の水位がはん濫のおそれのある水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- ◆〇〇地区の方は、直ちに〇〇集会施設に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

《避難指示（緊急）の伝達文》

- ◆緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令
- ◆こちらは、越前町（災害対策本部）です。
- ◆〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇時〇分に〇〇地区に〇〇川に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- ◆未だ避難していない方は、直ちに〇〇集会施設に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
(命を守るため、最低限の安全確保の行動に努めるよう呼びかける。)

※避難所は、具体的な施設名を伝える。また、予想される浸水深等を考慮し、浸水被害の少ない施設を選定する。

※避難に支障となる状況が発生した場合（道路冠水、がけ崩れ等による通行止め）には、その状況も含め伝達する。

(8)関係機関への報告・連絡

避難勧告等を発令したときは、速やかに知事に報告する。また、国土交通省の河川事務所や地方気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達をする。

機 関 名	福 井 県 知 事 (危機対策・防災課)	鯖江・丹生 消 防 組 合	鯖 江 警 察 署	福 井 河 川 国 道 事 務 所	福 井 地 方 気 象 台
発令時	報 告	連 絡	連 絡	連 絡	連 絡
解除時	報 告	連 絡	連 絡	連 絡	連 絡
T E L	0776-20-0308 (夜間) 20-0742	0778-54-0119	0778-52-0110	0776-35-2661	0776-24-0069
F A X	0776-22-7617	0778-51-8383	0778-51-0596	0776-35-6979	0776-24-0064

6. 土砂災害

土石流やがけ崩れは、発生場所や発生時刻の詳細を予測することは、極めて困難な災害であり、また、命を脅かす危険な災害であることから、避難勧告等の発令による立ち退き避難は、できるだけ迅速に行う必要がある。

このことから、福井県と福井地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び地元からの前兆現象の発生情報等を踏まえて、避難勧告等の発令を判断する。

(1) 避難すべき対象区域

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」に指定された区域を有する集落とする。

ただし、土砂災害防止法による区域指定は、まだ町域の一部の指定であり、当面は、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等を有する集落も対象とする。

(2) 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な基準）

①判断の単位

当町の土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、町域のあらゆる箇所に点在していることから、町職員や消防職員団員等による危険箇所の巡視状況や周辺町民等からの通報などの情報を収集する。また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、県内全域を5kmメッシュに区分した地域ごとの土砂災害危険度情報が、県から提供されることから、下記の判断基準に基づく避難勧告等の判断は、それぞれのメッシュを単位として行うこととし、避難勧告等の発令は、各メッシュに含まれる対象地域に該当する集落の全てを対象として行う。

②発令の判断基準

土砂災害（土石流・がけ崩れ・地すべり）にかかる避難勧告等は、以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等も含めて総合的に判断して発令する。

情報の種類	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予想されるとき 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されているとき 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みがあるとき 大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨警報が発表されたとき 土砂災害の前兆現象が発見されたとき（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）
避難指示 （緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過したとき 土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨警報が発表されたとき 土砂災害が発生したとき 山鳴り・流木の流出の発生が確認されたとき 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を町民に即す必要があるとき

※避難行動要支援者の避難について、避難が夜間におよぶおそれがある場合には、日没前に避難が完了できるよう避難準備情報を活用するなど、着実な情報伝達及び早い段階での避難の促進に努めるものとする。

※避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合などややむを得ないときは、屋内での退避などの安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(3) 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除にあたっては、当該対象地区の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除する。ただし、土砂災害が発生した場合は、十分に安全性の確保に努める。

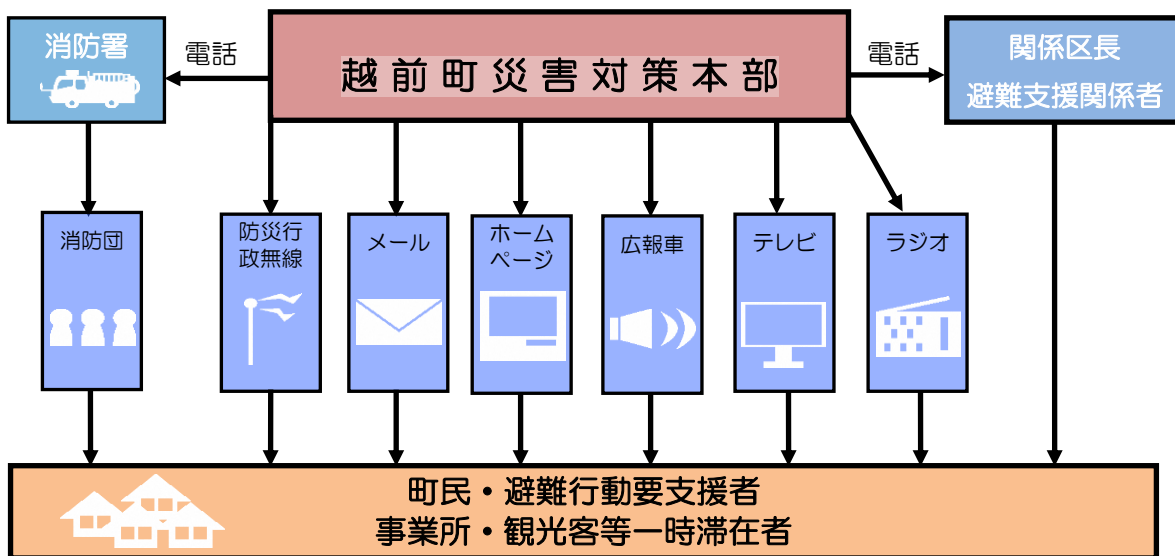
(4) 避難勧告等の情報伝達手段

土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が未指定の地域では、土砂災害危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所等）を有する関係区長及び要援護者利用施設に対して、電話により避難勧告等の情報を伝達する。その際、要配慮者並びに必要なに応じて観光客等の一時滞在者に対する情報伝達にも配慮する旨も伝達する。

また、関係区長から町民への伝達に加え、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、広報車、消防団等の広報手段を活用し、避難勧告等を伝達する。

なお、避難勧告等を解除したときの伝達系統も発令時と同様とする。

【図2 避難勧告等の発令・解除時の伝達系統（土砂災害）】



(5) 情報伝達内容

① 避難勧告等を行う場合は、次の事項を明確に伝達する。

- 1) 発令日時
- 2) 対象地区
- 3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別
- 4) 避難を要する理由
- 5) 避難場所
- 6) 避難経路（あるいは通行できない経路）
- 7) 町民のとるべき行動や注意事項

②伝達文例

《避難準備・高齢者等避難開始の伝達文》

◆緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令
 ◆こちらは、越前町（災害対策本部）です。
 ◆〇時〇分に越前町に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予測されるため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
 ◆〇〇地区にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合や危険だと思う場合は、迷わず避難してください。
 ◆高齢の方、障害のある方、小さな子どもをお連れの方などは、あらかじめ定められた避難場所（〇〇集会施設）へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

《避難勧告の伝達文》

◆緊急放送、緊急放送、避難勧告発令
 ◆こちらは、越前町（災害対策本部）です。
 ◆〇時〇分に越前町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
 ◆〇〇地区にお住まいの方は、直ちに〇〇集会施設に避難してください。
 ◆急斜面の付近や河川沿いにお住まいの方は、急斜面や河川から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。

《避難指示（緊急）の伝達文》

◆緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令
 ◆こちらは、越前町（災害対策本部）です。
 ◆〇〇地区で土砂災害の発生（又は前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高くなっているため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
 ◆未だ避難していない方は、最寄り頑強な建物等へ直ちに避難してください。
 また、できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。
 外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。
 （命を守るため、最低限の安全確保の行動に努めるよう呼びかける。）

※各集落が、町指定の避難所でなく土砂災害のおそれのない避難場所を独自に確保しているときは、その場所を活用する。

※避難に支障となる状況が発生した場合（道路冠水、がけ崩れ等による通行止め）には、その状況も含め伝達する。

(6) 関係機関への報告・連絡

避難勧告等が発令したときは、速やかに知事に報告する。また、国土交通省の河川事務所や地方気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達をする。

機 関 名	福 井 県 知 事 (危機対策・防災課)	鯖江・丹生 消 防 組 合	鯖 江 警 察 署	福 井 河 川 国 道 事 務 所	福 井 地 方 気 象 台
発令時	報 告	連 絡	連 絡	連 絡	連 絡
解除時	報 告	連 絡	連 絡	連 絡	連 絡
T E L	0776-20-0308 (夜間) 20-0742	0778-54-0119	0778-52-0110	0776-35-2661	0776-24-0069
F A X	0776-22-7617	0778-51-8383	0778-51-0596	0776-35-6979	0776-24-0064

(7) 土砂災害の前兆現象

土砂災害の種類	状況	種類	前兆現象	説明
土石流	直前	土石流の発生	近くで山崩れ、土石流が発生している。	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い。
		土臭いにおい	異常なおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等）がする。	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のおい、崩壊にもなって発生した流木のおいなどが考えられる。
		溪流の急激な濁り	溪流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっている。	溪流の上流部で土石流が発生したために、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
		溪流水位激減	溪流の水位が降雨量の減少に関わらず低下しない。	溪流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
		地鳴り	異様な山鳴りがする。	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる現象。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	1～2時間前	溪流内で転石の音	溪流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが発生している音がする。	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金となる。
			立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる。	溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音などが下流まで聞こえる現象。
		流木発生	溪流の流水に流木などが混ざっている。	溪流の上流部で土石流が発生したために倒木が溪流に流入し、流下してきたときに認められる現象。
	2～3時間前	流水の異常な濁り	溪流の流水が異常に濁っている。	溪流の上流部で土石流が発生したために、土砂が溪流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象。
	がけ崩れ	直前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯渇が認められる
湧水の噴き出し			湧水の吹き出しが認められる。	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
直前		亀裂の発生	斜面に亀裂ができる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		斜面のはらみだし	斜面にはらみがみられる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		小石がぼろぼろ落下	小石が斜面からぼろぼろ落下する。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		地鳴り	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として、変異（移動）するとともに異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
1～2時間前		小石がばらばら落下	小石が斜面からばらばら落下する。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		新たな湧水の発生	新たな湧水がある。	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の濁り	普段済んでいる湧水が濁ってきた。	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
2～3時間前		湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる。	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		表面流の発生	表面に流水がある。	内部に水を含むことが出来ないため表面流が発生する。

土砂災害の種類	状況	種類	前兆現象	説明	
地すべり	直前	地鳴り・山鳴り	地鳴り・山鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴り・山鳴りが発生する現象。	
			家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変化が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。	
		地面の震動	地面の震動	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地面の震動が発生する現象。	
	1～2時間前		池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変する。
			亀裂・段差の発生・拡大	亀裂・段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
			落石・小崩壊の発生	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
			斜面のはらみだし	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
	1～2時間前	構造物のはらみだし・クラック	擁壁のクラックや押し出し	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
			舗装道路やトンネルのクラック	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
			電線の弛みや引っ張り	電線の弛みや引っ張り	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線の弛みや引っ張りが認められる現象。
			建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる）	地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の変形が発生する現象。
			橋等に異常を生じる	橋等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位を生じる現象。
			根の切れる音	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
	2～3時間前		樹木の傾き	樹木の傾き、木の枝先の擦れ合う音（風のないとき）	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
			井戸水の濁り	地下水の濁り、湧水の濁りの発生	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
			湧水の枯渇	湧水の枯渇。	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
			湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる。	地盤内部に新たな水道の形成または地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。

7. 高潮災害

高潮は、台風や発達した低気圧が沿岸部を通過する際に生じる海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生するため、海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合や、広範囲で浸水が予想され、浸水域を避難する場合、激し風雨の中、濁流と漂流物などの障害物により避難が困難となる。

(1) 警戒すべき対象区域

町内越前地区の海岸沿い区域を対象とする。

(2) 警報の発令基準

高潮に関する情報には、台風の位置や強さ等の実況及び予測による台風情報や高潮に対する注意を呼びかける高潮注意報、重大な災害のおそれがある高潮警報並びに特に予想される現象が異常で重大な高潮災害の発生するおそれがある高潮特別警報がある。

警報の発令基準	潮位 (m)
高潮注意報	嶺北北部 0.7
高潮警報	嶺北北部 1.3
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合

※発表にあたっては、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実施状況及び予想に基づいて判断される。

(3) 潮位観測点

観測地点名	所管機関名	所在地	緯度・経度	観測方式
三国	国土地理院	坂井市三国町	北緯 35 度 40 分 東経 136 度 4 分	フロート式

(4) 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な基準）

高潮にかかる避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や海岸堤防等の施設の巡視等も含めて総合的に判断して発令する。

また、高潮が予想される状況下において、台風接近に伴い風雨が強まり、避難が困難になる場合が多いため、台風の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報の発表等により、避難行動要支援者のみならず対象地域の全てが避難行動をする必要があることから、初めから避難勧告の発令となる。

なお、高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や台風注意報等を材料に、避難勧告に先立ち避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令することも検討する。

情報の種類	判断基準
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報が発表されたとき ・風向・風速などから、越波・越流の危険性が高いと判断されたとき
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮により人的被害の発生する危険性が高い判断されたとき ・海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがあるとき ・異常な越波・越流が発生したとき

※基本的には、台風等の暴風域に入る前に避難勧告等を発令することを基本とする。
ただし、既に暴風域に入っている場合も考えられることから、その時点で危険地域にいた場合、屋内の最も安全な場所に留まるか、非常に近い堅牢な高い建物に避難する。

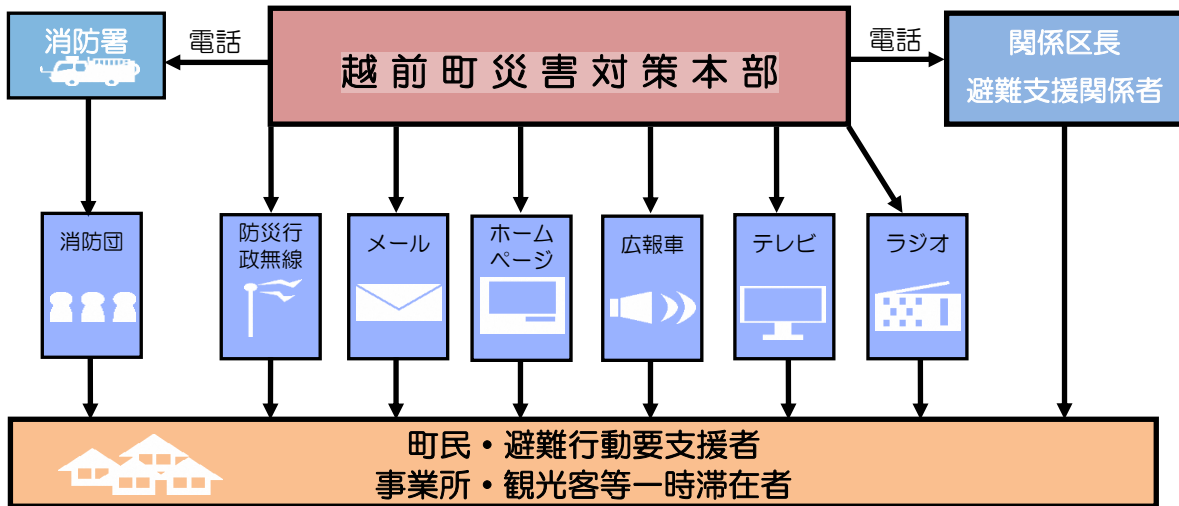
(5) 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除にあたっては、当該対象地区の高潮警報が解除された段階を基本として、解除する。ただし、浸水被害が発生した場合の解除は、住宅地等の浸水が解消した段階で、安全性の確認を行い解除する。

(6) 避難勧告等の情報伝達手段

- ①高潮災害のおそれがある場合、水害や土砂災害の情報伝達手段と同様とする。
- ②避難勧告等を解除したときの伝達系統も発令時と同様とする。

【図2 避難勧告等の発令・解除時の伝達系統（高潮災害）】



(7) 情報伝達内容

① 避難勧告等を行う場合は、次の事項を明確に伝達する。

- 1) 発令日時
- 2) 対象地区
- 3) 避難勧告・避難指示（緊急）の別
- 4) 避難を要する理由
- 5) 避難場所
- 6) 避難経路（あるいは通行できない経路）
- 7) 町民のとるべき行動や注意事項

② 伝達文例

《避難勧告の伝達文》

- ◆ 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令
- ◆ こちらは、越前町（災害対策本部）です。
- ◆ ○時○分に越前町に高潮警報（又は高潮特別警報）が発表されました。浸水被害の危険性が高まっているため、○時○分に○○地区に高潮災害に関する避難勧告を発令しました。
- ◆ ○○地区にお住まいの方は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

《避難指示（緊急）の伝達文》

- ◆ 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令
- ◆ こちらは、越前町（災害対策本部）です。
- ◆ 高潮被害が発生するおそれがあるため、○時○分に○○地区に高潮災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- ◆ 未だ避難していない方は、最寄り高い建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
- ◆ 現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、最寄り高い建物等へ避難してください。
(命を守るため、最低限の安全確保の行動に努めるよう呼びかける。)

※各集落が、町指定の避難所でなく水害のおそれのない避難場所を独自に確保しているときは、その場所を活用する。

※避難に支障となる状況が発生した場合（道路冠水、がけ崩れ等による通行止め）には、その状況も含め伝達する。

(8) 関係機関への報告・連絡

避難勧告等を発令したときは、速やかに知事に報告する。また、国土交通省の河川事務所や地方気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達をする。

機 関 名	福 井 県 知 事 (危機対策・防災課)	鯖 江 ・ 丹 生 消 防 組 合	鯖 江 警 察 署	福 井 河 川 国 道 事 務 所	福 井 地 方 気 象 台
発令時	報 告	連 絡	連 絡	連 絡	連 絡
解除時	報 告	連 絡	連 絡	連 絡	連 絡
T E L	0776-20-0308 (夜間) 20-0742	0778-54-0119	0778-52-0110	0776-35-2661	0776-24-0069
F A X	0776-22-7617	0778-51-8383	0778-51-0596	0776-35-6979	0776-24-0064

8. 津波災害

津波災害は、家屋の倒壊・流失をもたらすことや、想定を上回る津波の高さとなる可能性があるため、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合は、直ちに避難行動を行うこととする。

(1) 避難すべき対象地域

越前地区の沿岸部を対象とする地域は下記のとおりとする。

全 地 域	左右区、宿区、新保区、小樟区、大樟区 道口区、茂原区、高佐区
海岸に面する地域	梨子ヶ平区、玉川区、梅浦区、厨区、米ノ区

(2) 避難場所等・避難経路

避難対象地区 (人)	避難路	避難場所	避難路	避難所
左右 (71人)	町道 左右～梨子ヶ平線	神明神社		水仙荘
玉川 (96人)	町道 玉川～血ヶ平線	加茂神社	町道 血ヶ平～梨子ヶ平線	施設 2,188 m ² 収容人数 1,094人
梨子ヶ平 (45人)	山路⇒町道 梨子ヶ平～八ッ俣線	梨子ヶ平 ふるさと文化交流施設		
梅浦(上瀬・下側・中筋) (525人)	国道 365 号	剣神社	国道 365 号線	四ヶ浦小学校 施設 1,488 m ² 収容人数 744人
梅浦(上側・鷺崎) (296人)	町道 宿～新保線	薬師宮	農道 宿～城ヶ谷線	
宿 (230人)		気比神社		
新保 (290人)		鹿嶋神社		
新保(城ヶ谷) (250人)	町道 小樟～城ヶ谷線	八幡神社	町道 小樟～城ヶ谷線	
小樟 (683人)	区道	劔神社		
大樟 (482人)	町道 大樟～道口線	越前中学校		越前中学校
道口 (430人)	県道 越前・織田線⇒ 町道 大樟～道口線	越前中学校	県道 越前・織田線⇒ 町道 大樟～道口線	施設 2,265 m ² 収容人数 1,132人
厨 (832人)	町道 厨線 町道 厨 11 号線	八幡宮	国道 305 号	城崎小学校 施設 801 m ² 収容人数 400人
茂原 (163人)	町道 茂原～厨線	薬王寺		
高佐・白浜 (437人)	山路⇒町道 高佐～焼山線(白浜) 山路⇒町道 高佐～若須岳線(高佐)	発願寺	町道 米ノ～厨線	
米ノ (574人)	県道 武生・米ノ線	日吉神社		

(3) 警報の発令基準

津波に関する情報は、地震発生から3分程度を目途に発表され、また、津波の高さは5つに区分され、各区分の高い数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐに把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して発表される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ～	10m超	巨大
	5m ～ 10m	10m	
	3m ～ 5m	5m	
津波警報	1m ～ 3m	3m	高い
津波注意報	20 cm ～ 1m	1m	(表記しない)

(4) 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な基準）

津波にかかる避難勧告等は、どのような津波であれ、危険区域から一刻も早い避難が必要であることから、基本的に避難指示のみを発令する。

大津波警報、津波警報、津波注意報による避難対象となる区域は異なるが、福井県が示す津波シミュレーションに基づき作成した津波ハザードマップを参考にして、「避難を要する区域」を特定し、発令する。

①大津波警報又は津波警報においては、最大クラスの津波による浸水が想定されることから、津波ハザードマップの海岸沿いの集落を対象に発令する。

②津波注意報においては、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域を対象に発令する。

情報の種類	判断基準
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報、津波注意報の発表があったとき (ただし、避難の対象区域は異なる) ・震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常により津波警報等受けとることができないとき、又は、揺れは弱くとも、1分程度以上の長い揺れを感じたとき

※遠地地震の場合、遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

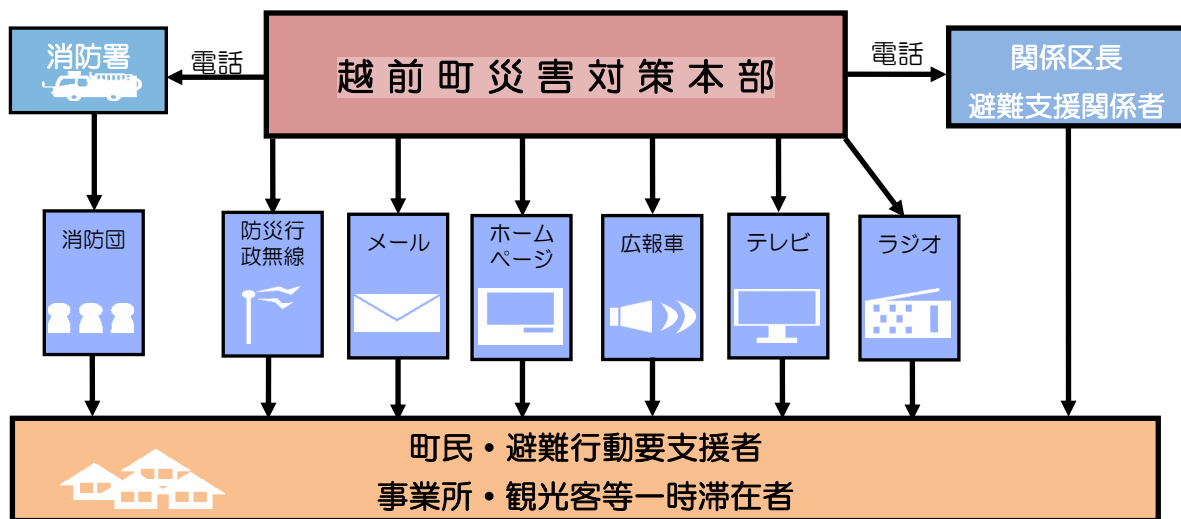
(5) 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除にあたっては、当該対象区域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除する。ただし、浸水被害が発生した場合の解除は、住宅地等の浸水が解消した段階で、安全性の確認を行い解除する。

(6) 避難勧告等の情報伝達手段

- ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、水害や土砂災害の情報伝達手段と同様とする。
- ②避難勧告等を解除したときの伝達システムも発令時と同様とする。

【図2 避難勧告等の発令・解除時の伝達系統（津波災害）】



(7) 情報伝達内容

① 避難勧告等を行う場合は、次の事項を明確に伝達する。

- 1) 発令日時
- 2) 対象地区
- 3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別
- 4) 避難を要する理由
- 5) 避難場所
- 6) 避難経路（あるいは通行できない経路）
- 7) 町民のとるべき行動や注意事項

② 伝達文例

《避難指示（緊急）の伝達文（警報の場合）》

- ◆ 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令
- ◆ こちらは、越前町（災害対策本部）です。
- ◆ 大津波警報又は津波警報が発表されたため、〇時〇分に〇〇地区に津波災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

《避難指示（緊急）の伝達文（強い揺れや長い揺れの場合）》

- ◆ 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令
- ◆ こちらは、越前町（災害対策本部）です。
- ◆ 強い揺れの地震がありました。
- ◆ 津波が予想されるため、〇時〇分に越前地区沿岸に津波災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

《避難指示（緊急）の伝達文（注意報が発表された場合）》

- ◆ 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令
- ◆ こちらは、越前町（災害対策本部）です。
- ◆ 津波注意報発表されたため、〇時〇分に越前地区沿岸に津波災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- ◆ 海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れ、高い場所に避難してください。

(8) 関係機関への報告・連絡

避難勧告等が発令したときは、速やかに知事に報告する。また、国土交通省の河川事務所や地方気象台、消防、警察等の関係機関にも情報伝達をする。

機関名	福井県知事 (危機対策・防災課)	鯖江・丹生 消防組合	鯖江 警察署	福井河川 国道事務所	福井地方 気象台
発令時	報告	連絡	連絡	連絡	連絡
解除時	報告	連絡	連絡	連絡	連絡
T E L	0776-20-0308 (夜間) 20-0742	0778-54-0119	0778-52-0110	0776-35-2661	0776-24-0069
F A X	0776-22-7617	0778-51-8383	0778-51-0596	0776-35-6979	0776-24-0064

(9)越前町津波浸水深図

福井県が実施した津波シミュレーション結果に基づき作成した浸水深図である

【津波ハザードマップ 梨子ヶ平～玉川地区】

(省略)

【津波ハザードマップ 梅浦～大樟地区】

(省略)

【津波ハザードマップ 道口～茂原地区】

(省略)

【津波ハザードマップ 白浜～午房ヶ平地区】

(省略)

14 法律・条令等関係

資料14-1 越前町防災会議条例

平成17年2月1日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、越前町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 越前町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて越前町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福井県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福井県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関並びに公共的施設の管理者及び公益的法人を営む者の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、27人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第3号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料14-2 越前町災害対策本部条例

平成17年2月1日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、越前町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに充たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料14-3 越前町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 2 月 1 日条例第 75 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 15 条）
- 第 5 章 補則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- （3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、

第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年朝日町条例第15号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年宮崎村条例第12号）、越前町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年越前町条例第12号）又は織田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年織田町条例第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年9月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

資料14-4 越前町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年2月1日規則第34号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第17条）

第5章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、越前町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年越前町条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 町長は、本町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

- （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- （4）保証人となるべき者に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第 7 条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第 8 条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第 4 号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第 5 号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条 町長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 11 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年朝日町規則第 5 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年宮崎村規則第 3 号）、越前町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 57 年越前町規則第 10 号）又は織田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 57 年織田町規則第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

資料14-5 り災証明関係様式

(表)

り災台帳

(整理番号)

(1)り災年月日 年 月 日 () 時 分	(2)り災場所
(3)り災者現住所 電話	(4)避難施設等

り災年月日 年 月 日 () 時頃	り災の原因 年 月 日 () 時頃 発生による
-----------------------	--------------------------------

り災者氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	り災時の状況				その他
					健在	軽症	重症	死亡	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

り災状況	家屋等	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 全壊(焼) <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 半壊(焼) <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床下浸水	その他の事情
	家財	<input type="checkbox"/> 壊 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 流失	

家屋所有者 住所 氏名	電話
-------------------	----

調査年月日	平成 年 月 日	調査員氏名	
調査の結果	避難所収容 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	炊き出し <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否
			その他

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
申請者住所			
申請者氏名			
申請者連絡先			
世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※ の所在地	福井県丹生郡越前町
住家の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
被災の程度	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

罹災証明書の 使用目的	
----------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

資料14-6 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000 人 未 満	30 世 帯
5,000 人 以 上	15,000 人 未 満	40 世 帯
15,000 人 以 上	30,000 人 未 満	50 世 帯
30,000 人 以 上	50,000 人 未 満	60 世 帯
50,000 人 以 上	100,000 人 未 満	80 世 帯
100,000 人 以 上	300,000 人 未 満	100 世 帯
300,000 人 以 上		150 世 帯

- 2 県の区域内の住家が滅失した世帯数が、1,000世帯数以上であって、当該市町の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000 人 未 満	15 世 帯
5,000 人 以 上	15,000 人 未 満	20 世 帯
15,000 人 以 上	30,000 人 未 満	25 世 帯
30,000 人 以 上	50,000 人 未 満	30 世 帯
50,000 人 以 上	100,000 人 未 満	40 世 帯
100,000 人 以 上	300,000 人 未 満	50 世 帯
300,000 人 以 上		75 世 帯

- 3 県の区域内の住家が滅失した世帯数が、5,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号】

<p>(注) 住家滅失世帯数の算定基準</p> <p>① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。</p> <p>② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。</p>

資料14-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

別表第1

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅	避難所	<p>1 供与する者は、災害により被害を受け、または受けるおそれのある者とする。</p> <p>2 学校、公民館等を利用し、これらの建物が無いときは、仮小屋を設置し、天幕を設営し、またはその他の適切な方法により実施する。</p> <p>3 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等であって、日常生活において特別の配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、これらの額に特別の配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	災害発生日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>1 供与する者は、災害により住宅が全壊、全焼又は流失した者で自らの資力のみでは住宅を得ることができない者とする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、またはその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>3 建設型応急住宅の設置のため支出できる費用は、1戸当たり2,660,000円以内とする。</p> <p>4 建設型応急住宅を同一の敷地内または近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合における当該施設の規模及びその設置のため支出できる費用については、別に定める。</p> <p>5 供与する者に高齢者等がある場合は、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>6 建設型応急住宅は、災害発生日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>7 賃貸型応急住宅の借り上げのために支出できる費用は、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>8 賃貸型応急住宅は、災害発生日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。</p>	<p>供与する期間は、完成の日から2年以内</p> <p>（ただし「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能）</p>

救助の種類		救助の程度及び方法						救助の期間																																												
炊き出し その他に よる食品 の給与及 び飲料水 の供給	炊き出し その他に よる食品 の給与	<p>1 避難所に避難している者、住宅に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者（以下これらの者を「被災者」という。）に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p> <p>3 支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。</p> <p>4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を給与することができる。</p>						災害発生の 日から7日 以内																																												
	飲料水の 供給	<p>1 災害により飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>						災害発生の 日から7日 以内																																												
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>1 災害による住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的にその住宅に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用できず、直ちに日常生活を営むことができない者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p> <p>3 支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季及び冬季とし、災害発生の日をもつて決定する。</p>						災害発生の 日から10 日以内																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">季 別</th> <th colspan="6">世 帯 区 分</th> </tr> <tr> <th>1 人 世 帯</th> <th>2 人 世 帯</th> <th>3 人 世 帯</th> <th>4 人 世 帯</th> <th>5 人 世 帯</th> <th>6人以上 1人増す ごとに加 算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏 季</td> <td>18,800 円</td> <td>24,200 円</td> <td>35,800 円</td> <td>42,800 円</td> <td>54,200 円</td> <td>7,900 円</td> </tr> <tr> <td>冬 季</td> <td>31,200 円</td> <td>40,400 円</td> <td>56,200 円</td> <td>65,700 円</td> <td>82,700 円</td> <td>11,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏 季</td> <td>6,100 円</td> <td>8,300 円</td> <td>12,400 円</td> <td>15,100 円</td> <td>19,000 円</td> <td>2,600 円</td> </tr> <tr> <td>冬 季</td> <td>10,000 円</td> <td>13,000 円</td> <td>18,400 円</td> <td>21,900 円</td> <td>27,600 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	季 別	世 帯 区 分						1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増す ごとに加 算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏 季	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円	冬 季	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏 季	6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円	2,600 円	冬 季	10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円	3,600 円	
区 分	季 別	世 帯 区 分																																																		
		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増す ごとに加 算する額																																													
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏 季	18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円																																													
	冬 季	31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円																																													
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏 季	6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円	2,600 円																																													
	冬 季	10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円	3,600 円																																													
		備考：「夏季」とは4月1日から9月30日までに、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。																																																		

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
医療及び助産	医療	<p>1 災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置を行う。</p> <p>2 救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ないと認められる場合は、病院、診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）または柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師（以下これらの者を「施術者」という。）による施術のための施設をいう。）において医療を行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 診療</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料の購入費及び破損した医療器具の修繕費等の実費とする。</p> <p>(2) 病院又は診療所における場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とする。</p> <p>(3) 施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p>	災害発生日から 14 日以内
	助産	<p>1 災害発生日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。</p> <p>2 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とする。</p> <p>(2) 助産婦による場合は、慣行料金の 8 割以内の額とする。</p>	分べんした日から 7 日以内
被災者の救出		<p>1 災害のため、現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生日から 3 日以内
被災した住宅の応急修理		<p>1 災害により、住宅が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力のみでは応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限の部分に対し、現物により行うものとする。</p> <p>3 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯は 300,000 円以</p>	災害発生日から 1 か月以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	<p>内とする。</p> <p>(2) (1)に掲げる世帯以外の世帯は、595,000円とする。</p>	
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住宅が全壊、全焼または流失したため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入する費用に充てるものについて貸与することとし、生業の見込みについて確実に具体的な事業計画があり、かつ、償還能力があると認められる者に対して行う。</p> <p>3 貸与できる額は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 生業費 1件当たり 30,000円</p> <p>(2) 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>4 貸与期間は2年以内とし、利子は無利子とする。</p>	災害発生日から1か月以内
学用品の給与	<p>1 住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学生児童、中学生生徒及び高等学校等生徒に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物により行う。</p> <p>(1) 教科書</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p> <p>3 支出できる費用は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書</p> <p>(イ) 小学生児童及び中学生生徒</p> <p>教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>(ロ) 高等学校等生徒</p> <p>正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>(2) 文房具及び通学用品</p> <p>(イ) 小学生児童 1人当たり 4,500円以内</p> <p>(ロ) 中学生生徒 1人当たり 4,800円以内</p> <p>(ハ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円以内</p>	災害発生日から、教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、応急的処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 棺（付属品を含む。）又は棺材等の現物の給与</p> <p>(2) 埋葬又は火葬（賃金職員の雇上げ費を含む）</p> <p>(3) 骨つば及び骨箱の給与</p> <p>3 支出できる費用は、次の範囲とする。</p> <p>(1) 1体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内</p> <p>(2) 1体当たり 小人（12歳未満）172,000円以内</p>	災害発生日から10日以内
死体の捜索	<p>1 現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p>	災害発生日から10

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	2 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。</p> <p>2 次の範囲内で行う。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>3 検案は、救護班により行う。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>4 支出できる費用は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置の費用は、1体当たり 3,500 円以内とする。</p> <p>(2) 死体の一時保存の費用</p> <p>(イ) 既存の建物を利用する場合 当該建物の借上費の通常の実費</p> <p>(ロ) 既存の建物を利用できない場合 1体当たり 5,400 円以内</p> <p>(3) その他の費用</p> <p>(イ) 救護班により検案ができない場合 当該地域の慣行料金の額以内</p> <p>(ロ) 死体の一時保存のためドライアイス等を必要とする場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物があるため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力のみでは当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 137,900 円以内とする。</p>	災害発生の日から 10 日以内
救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ	<p>1 次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 被災者の避難に係る支援</p> <p>(2) 医療及び助産</p> <p>(3) 被災者の救出</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>(5) 死体の捜索</p> <p>(6) 死体の処理</p> <p>(7) 救済用物資の整理配分</p> <p>2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

15 災害報告関係

資料15-1 県への報告

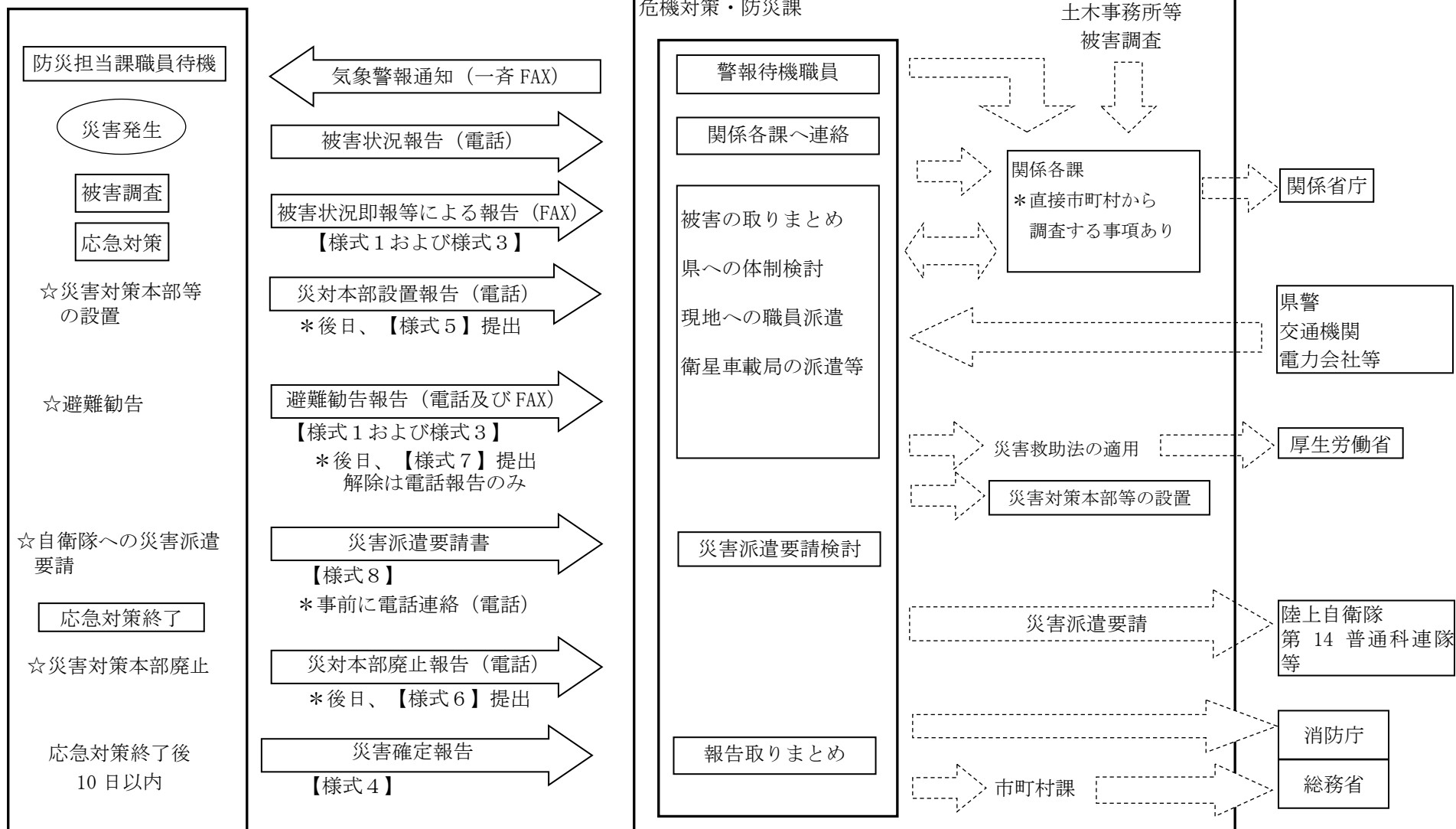
市 町
消防（災害状況）

災害報告について

福 井 県

防災関係機関等

168



様式 1

[災害概況即報]

災害名

(第 報)

報告日時	
都道府県	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時			
被害の概況	死傷者	死者	不明人	住家	全壊棟	一部破損棟
		負傷者	計人		半壊棟	床上浸水棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町)			

(様式2) 災害確定報告

市町村			区 分			被 害				
災害名 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時)		田	減失・埋没	ha				
					冠 水	ha				
				畑	流失・埋没	ha				
					冠 水	ha				
報告者名						文教施設	箇所			
区 分		被 害		病院	箇所					
人的被害	死者	人			道路	箇所				
	行方不明者	人			橋りょう	箇所				
	負傷者	重傷	人			河川	箇所			
		軽傷	人			港湾	箇所			
住家被害	全壊	棟			砂防	箇所				
		世帯			清掃施設	箇所				
		人			崖くずれ	箇所				
	半壊	棟			鉄道不通	箇所				
		世帯			被害船舶	隻				
		人			水道	戸				
	一部破損	棟			電話	回線				
		世帯			電気	戸				
	床上浸水	人			ガス	戸				
		棟			ブロック塀等	箇所				
世帯										
床下浸水	人									
	棟			り 災 世 帯 数	世帯					
非住家	公共建物	棟			り 災 者 数	人				
		世帯			建 物	件				
	その他	棟			火災発生	件				
					危険物	件				
					その他	件				

区 分			被 害			災害対策本部	名称		
公立文教施設	千円			設置					
農林水産業施設	千円			解散					
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害市町村数									
農産被害	千円								
	林業被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円			消防職員出動延人数	人				
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人				
備考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の種類概況								
応急対策の状況									

(様式3)

福井県危機対策・防災課 へて (FAX 0776-22-7617)

市 町 名 : 越前町

担 当 者 :

電 話 番 号 :

(月 日 時 分現在)

避 難 勧 告 等 の 状 況

地 係	避難の種別 (該当を含む)	勧告等の 日 時	対象世帯数	対象人員	避難所	世帯数	人数	避難の理由	勧告等 解除日時
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								
	自主避難 避難準備情報								
	避難勧告 避難指示								

※避難勧告等の区域を明確にした地図を添付して下さい。

様式5

文書番号

年 月 日

福 井 県 知 事 殿

越前町長

(公印)

災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部の
廃止について

みだしのことについて、下記のとおり災害対策本部を廃止しました
ので報告いたします。

記

1 廃止日時

2 廃止理由

様式6

文書番号

年 月 日

福 井 県 知 事 殿

越前町長

(公印)

災害対策基本法第60条の規定に基づく避難勧告について

みだしのことについて、下記のとおり避難勧告を行いましたので報告いたします。

記

- 1 避難勧告日時
- 2 避難勧告場所
- 3 避難勧告内容
- 4 避難勧告理由

※ 避難勧告場所については、必ず地図を添付してください。

年 月 日

福 井 県 知 事 殿

越前町長

(公印)

自衛隊災害派遣要請書

次のとおり自衛隊の派遣を要請します。

1 災害状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他参考事項

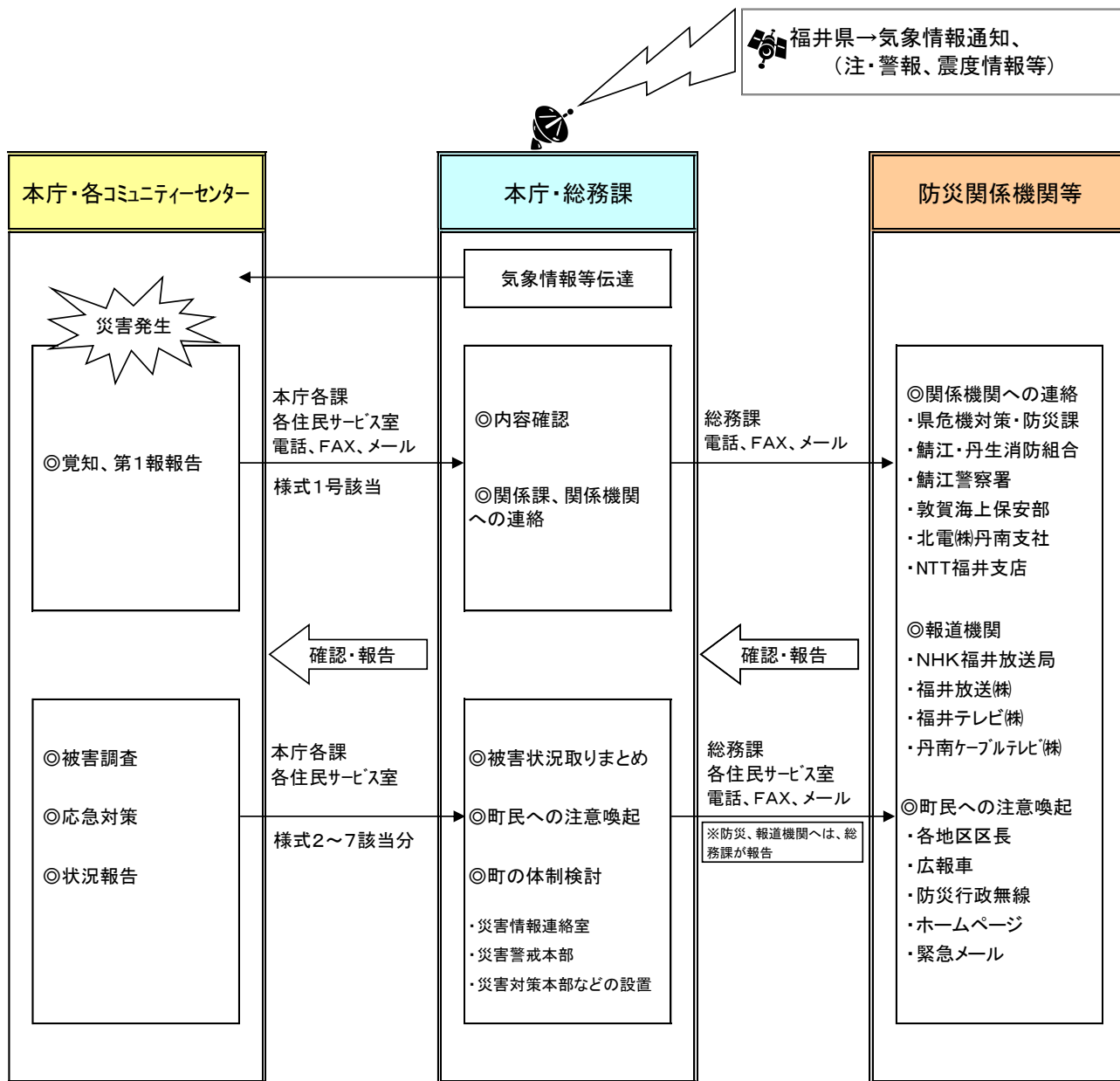
(1) 連絡先

(2) 負担経費 自衛隊の活動に要する経費については、越前町地域防災計画の規定に基づき、原則として町が負担する。

災害即報様式

様式1号.....	災害概況即報
様式2号.....	避難勧告等の状況
様式2号-1.....	避難者名簿明細
様式3号.....	道路交通規制等状況
様式3号-1.....	交通規制等明細
様式4号.....	町内主要河川水位状況
様式5号.....	小中学校の登校等の対応
様式6号.....	町道施設被害状況
様式7号.....	農林水産施設被害状況
様式8号.....	上下水道施設被害状況
様式9号.....	その他公共施設被害状況
様式10号.....	活動報告書

災害即報フロー図



連絡先一覧表

No.	機関名	電話番号	FAX番号	No.	機関名	電話番号	FAX番号
1	県危機対策・防災課	0776-20-0308	0776-22-7617	11	(衛星)越前町役場	090-7741-1640	---
	〃 (夜間・休日)	0776-20-0742	0776-22-7617	12	(衛星)宮崎コミュニティセンター	090-6813-2248	---
2	鯖江・丹生消防組合	0778-54-0119	0778-51-8383	13	(衛星)越前コミュニティセンター	090-6816-5356	---
3	鯖江警察署	0778-52-0110	0778-51-0596	14	(衛星)織田コミュニティセンター	090-6817-8547	---
4	敦賀海上保安部	0770-22-0191	0770-22-0214	15	(衛星)真木	090-5175-7613	---
5	北電(株)丹南支社	0778-23-1215	0778-23-4440	16			
6	NTT福井支店	0776-20-9332	0776-29-7014	17			
7	NHK福井放送局	0776-28-8861	0776-28-8862	18			
8	福井放送(株)	0776-57-1000	0776-57-1970	19			
9	福井テレビ(株)	0776-21-2234	0776-27-1534	20			
10	丹南ケーブルテレビ(株)	0778-21-5040	0778-54-5041	21			

(様式1号)

[災害概況即報]

災害名 (第 報)

報告日時	
都道府県	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町)				

避難者名簿明細 (地区)

(様式2号-1)

(月 日 時 分現在)

No.	避難の種別	氏名	年齢	住所	性別	生年月日	避難先	避難時刻	世帯数
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

※避難の種別区分(自主避難・避難準備情報・避難勧告・避難指示)

道路交通規制等状況(第 報)

(様式3号)

(月 日 時 分現在)

道路種別	路線名	地係	交通規制の原因				交通規制状況				備 考		
			概 況			被害額 (千円)	規制		解除				
			災害内容	発生箇所	発生日時		種別	日時	見込	日時	(気象状況・迂回路経路等)		
			法面崩壊	越前町	月		全面 片側 事前 事後	月	月	月	気象 状況	雨	事前通行規制区間
		梅浦		日	日			日	内 ・ 外				
		被害状況		時	時			時	迂回路	有 ・ 無			
		人身・物損・なし		分	分			分	国道305号	別紙			
					月		全面 片側 事前 事後	月	月	月	気象 状況		事前通行規制区間
		被害状況			日			日	日	内 ・ 外			
		人身・物損・なし			時			時	時	迂回路			有 ・ 無
					分			分	分				別紙
					月		全面 片側 事前 事後	月	月	月	気象 状況		事前通行規制区間
		被害状況			日			日	日	内 ・ 外			
		人身・物損・なし			時			時	時	迂回路			有 ・ 無
					分			分	分				別紙
					月		全面 片側 事前 事後	月	月	月	気象 状況		事前通行規制区間
		被害状況			日			日	日	内 ・ 外			
		人身・物損・なし			時			時	時	迂回路			有 ・ 無
					分			分	分				別紙
					月		全面 片側 事前 事後	月	月	月	気象 状況		事前通行規制区間
		被害状況			日			日	日	内 ・ 外			
		人身・物損・なし			時			時	時	迂回路			有 ・ 無
					分			分	分				別紙

道路交通規制等明細(第 報)

(様式3号-1)

(月 日 時 分現在)

No.	路線名	地係	制限の事由	期間	制限の方法	現在の状況	迂回路の有無	被害額(千円)	備考 (延長、復旧の予定等)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

制限の事由: 事前規制、冠水、崩土、土砂流出、落石、道路流出、損壊、その他、不明 から選択

制限の方法: 全面通行止め、片側通行 から選択

現在の状況: 解除、片側通行、全面通行止め から選択

迂回路の有無: 有、無、不明 から選択

町内主要河川水位状況

(様式4号)

(月 日 時 分現在)

No.	河川名	水位観測所	警戒値		水位の 状況	水位の 傾向	最高水位	土木事務所の対応	町の対応	水防団体の対応	備 考
			はん濫危険水位	避難判断水位							
1	天王川	江波 (コミュニティーセンター)	はん濫危険水位	2.00m							
			避難判断水位	---m							
			はん濫注意水位	1.40m							
			水防団待機水位	1.00m							
2	"	宝泉寺(徳万橋)	はん濫危険水位	4.20m							
			避難判断水位	3.50m							
			はん濫注意水位	3.00m							
			水防団待機水位	2.00m							
3	和田川	気比庄(近田橋)	はん濫危険水位	4.00m							
			避難判断水位	---m							
			はん濫注意水位	3.00m							
			水防団待機水位	2.00m							
4	梅浦川	—	---	---							
5	織田川	—	---	---							
6											
7											
8											
9											
10											

小中学校の登校等の対応

(月 日 時 分現在)

(様式5号)

No.	学校名	登校時刻 繰り下げ	臨時休業	下校時刻 繰り上げ	部活動の休止	平常通り	スクールバス 運行状況	通学路等の状況	その他の対応
1	朝日小学校								
2	常磐小学校								
3	糸生小学校								
4	宮崎小学校								
5	四ヶ浦小学校								
6	城崎小学校								
7	織田小学校								
8	萩野小学校								
9	朝日中学校								
10	宮崎中学校								
11	越前中学校								
12	織田中学校								

町道施設被害状況

(様式6号)

(月 日 時 分現在)

No.	地係	施設名	被害状況	復旧状況	被害額(千円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

農林水産施設被害状況

(様式7号)

(月 日 時 分現在)

No.	地係	施設名	工種	被害状況	対応状況	被害額(千円)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

工種: 農地、農道、水路、ため池、林道、山腹崩壊、漁港施設から選択

上下水道施設被害状況

(様式8号)

(月 日 時 分現在)

No.	地係	施設名	被害状況	復旧状況	被害額(千円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

その他公共施設被害状況

(様式9号)

(月 日 時 分現在)

No.	地係	施設名	被害状況	復旧状況	被害額(千円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

活動報告書(地 区)

(月 日 時 分現在)

(様式10号)

時間	場所	内容	対応	結果	備考
14:47					
15:00					
15:15					

16 要配慮者施設関係

資料16-1 水防法第15条第1項第4号の該当施設

No.	施設名	所在地	伝達方法	
1	あさひ保育所	越前町気比庄 58-85-1	TEL	34-0081
			FAX	34-5323
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
2	朝日児童センター	越前町気比庄 57-205	TEL	34-7123
			FAX	34-2303
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
3	さくらデイサービス	越前町内郡 5-柳町-68	TEL	42-6115
			FAX	42-6311
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
4	伊部病院	越前町内郡 11-1	TEL	34-0220
			FAX	34-2587
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
5	藤田医院	越前町西田中 16-1	TEL	34-0044
			FAX	34-8123
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
6	越前町朝日テレビサービスセンター朝寿苑	越前町西田中 8-20-22	TEL	34-0500
			FAX	34-0794
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
7	とらいと	越前町朝日 1-505	TEL	34-8802
			FAX	
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
8	フ・クレール	越前町朝日 1-504	TEL	34-8801
			FAX	
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
9	朝日小学校	越前町天王 5-7	TEL	34-0031
			FAX	34-0036
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
10	朝日中学校	越前町気比庄 51-5-1	TEL	34-0061
			FAX	34-1776
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等

資料16-2 土砂災害防止法第8条第1項第4号の該当施設

No.	施設名	所在地	土砂災害の種類	伝達方法	
				TEL	FAX
1	常磐小学校	越前町青野 20-9	急傾斜の崩壊	TEL	34-1374
				FAX	34-1778
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
2	四ヶ浦小学校	越前町小樟 42-175	急傾斜の崩壊	TEL	37-0625
				FAX	37-0925
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
3	城崎小学校	越前町茂原 4-8-1	急傾斜の崩壊	TEL	37-1031
				FAX	37-1191
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
4	萩野小学校	越前町細野 73-23	急傾斜の崩壊	TEL	36-0028
				FAX	36-0085
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
5	織田中学校	越前町下河原 37-2-10	急傾斜の崩壊・土石流	TEL	36-0059
				FAX	36-2122
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
6	越前中学校	越前町大樟 14-19	急傾斜の崩壊	TEL	37-1200
				FAX	37-0404
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
7	丹生高等学校	越前町内郡 41-18-1	急傾斜の崩壊	TEL	34-0027
				FAX	34-0405
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
8	特別養護老人ホーム 第3光が丘ハウス	越前町朝日 22-7-1	急傾斜の崩壊	TEL	34-8002
				FAX	
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
9	光が丘ワークセンター	越前町朝日 22-7-1	急傾斜の崩壊	TEL	34-2121
				FAX	
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
10	越前診療所	越前町米ノ 46-1-1	急傾斜の崩壊・土石流	TEL	39-1462
				FAX	
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
11	グループホームのどか	越前町厨 70-206-4	急傾斜の崩壊	TEL	43-5938
				FAX	
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
12	城崎南保育所児童クラブ	越前町米ノ 46-12	急傾斜の崩壊・土石流	TEL	39-1801
				FAX	39-1801
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
13	海楽園	越前町米ノ 46-1-1	急傾斜の崩壊・土石流	TEL	39-1800
				FAX	39-1463
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
14	朝日西保育所	越前町上糸生 80-8	急傾斜の崩壊・土石流	TEL	39-1800
				FAX	39-1463
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等

No.	施設名	所在地	土砂災害の種類	伝達方法	
15	越前北部児童館	越前町梅浦 60-15	土石流	TEL	37-1754
				FAX	
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
16	越前町越前デイサービスセンター	越前町梅浦 60-15	土石流	TEL	37-0627
				FAX	37-1403
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
17	丹生ケアセンター ひまわり荘	越前町四ツ杉 3-10	急傾斜の崩壊・土石流	TEL	36-2170
				FAX	36-2178
				その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等

資料16-3 その他関連施設

No.	施設名	所在地	伝達方法	
1	光道園	越前町朝日 22	TEL	34-8000(代)
			FAX	34-2099
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
2	シルバーハイツ宮崎	越前町小曾原 75-35	TEL	32-3838
			FAX	32-3837
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
3	海楽園	越前町米ノ 46-1-1	TEL	39-1800
			FAX	39-1463
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、同報無線、広報車等
4	ひまわり荘	越前町四ッ杉 3-10	TEL	36-2170
			FAX	36-2178
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
5	やすらぎ荘	越前町織田 83-24-1	TEL	36-1170
			FAX	36-0667
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
6	朝日西保育所	越前町上糸生 80-8	TEL	34-5602
			FAX	34-5602
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
7	朝日南保育所	越前町佐々生 33-3-1	TEL	34-1614
			FAX	34-1614
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
8	あさがお保育園	越前町内郡 4-13-2	TEL	34-1110
			FAX	
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
9	宮崎中央保育所	越前町江波 67-14	TEL	32-2067
			FAX	32-2067
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
10	小曾原保育所	越前町小曾原 34-31	TEL	32-2039
			FAX	32-2039
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
11	陶の谷保育所	越前町寺 13-1-1	TEL	32-3014
			FAX	32-3014
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
12	織田保育所	越前町織田 109-56	TEL	36-0160
			FAX	36-0164
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
13	四ヶ浦保育園	越前町梅浦 60-15-3	TEL	37-0305
			FAX	37-0730
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、同報無線、広報車等
14	西徳寺保育園	越前町厨 15-23	TEL	37-1354
			FAX	37-1535
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、同報無線、広報車等

No.	施設名	所在地	伝達方法	
15	たいら保育園	越前町下河原 5-7	TEL	36-0251
			FAX	36-0311
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
16	はぎの保育園	越前町細野 73	TEL	36-0396
			FAX	36-1967
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
17	宮崎児童館	越前町江波 76-5-1	TEL	32-2323
			FAX	32-2323
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
18	越前北部児童館	越前町梅浦 60-15 (社協越前支所内)	TEL	37-1754
			FAX	37-1403
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、同報無線、広報車等
19	越前中部児童館	越前町道口 9-41	TEL	37-2270
			FAX	37-2270
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、同報無線、広報車等
20	織田児童館	越前町織田 153-3	TEL	36-2232
			FAX	36-2232
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
21	山中児童館	越前町下山中 6-3-1	TEL	36-0395
			FAX	—
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
22	長田内科胃腸科医院	越前町江波 50-76	TEL	32-2774
			FAX	32-2774
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
23	整形外科大城医院	越前町江波 76-87	TEL	32-3500
			FAX	32-3501
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
24	両林医院	越前町新保 12-15	TEL	37-0005
			FAX	37-0505
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、同報無線、広報車等
25	織田病院	越前町織田 106-44-1	TEL	36-1000
			FAX	36-1001
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
26	橘医院	越前町織田 101-20	TEL	36-0015
			FAX	36-0526
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
27	越前福祉ゆめサロン 「わたぼうし」	越前町佐々生 59-39	TEL	34-0222
			FAX	34-0655
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
28	グループホームアクティブケア 宮崎	越前町小曾原 33-34	TEL	32-3777
			FAX	32-3777
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等

No.	施設名	所在地	伝達方法	
29	グループホームやすらぎ	越前町織田 83-24-1	TEL	36-1170
			FAX	36-0667
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
30	デイサービスセンターさざんかホール	越前町朝日 22-7-1	TEL	34-1440
			FAX	34-2099
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
31	宮崎デイサービスセンターホテル荘	越前町八田 5-51-1	TEL	32-2900
			FAX	32-2900
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
32	越前町越前デイサービスセンター	越前町梅浦 60-15	TEL	37-0627
			FAX	37-1403
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、同報無線、広報車等
33	海楽園デイサービスセンター	越前町米ノ 46-1-1	TEL	39-1800
			FAX	39-1463
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、同報無線、広報車等
34	越前町織田デイサービスセンター	越前町織田 106-51-1	TEL	36-1067
			FAX	36-1126
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
35	やすらぎ荘デイサービスセンター	越前町織田 83-24-1	TEL	36-1170
			FAX	36-0667
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
36	糸生小学校	越前町上糸生 81-19	TEL	34-5002
			FAX	34-5042
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
37	宮崎小学校	越前町江波 122-1	TEL	32-2002
			FAX	32-2910
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
38	織田小学校	越前町大王丸 20-17	TEL	36-0019
			FAX	36-2132
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等
39	宮崎中学校	越前町檜津 20-20	TEL	32-2032
			FAX	32-3405
			その他手段	テレビ、ラジオ、インターネット、伝令、広報車等

17 原子力災害関係

資料17-1 原子力発電関連施設一覧

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

原子力事業所	所在地	号機	炉型	認可出力	運転開始年月日	現在の運転状況
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	敦賀市明神町	1号機	BWR	35.7万KW	1970年3月14日	廃止措置中
		2号機	PWR	116.0万KW	1987年2月17日	運転中
		3号機	PWR	153.8万KW		建設準備中
		4号機	PWR	153.8万KW		建設準備中
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市白木		FBR	28.0万KW		廃止措置中
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	敦賀市明神町		ATR	16.5万KW		廃止措置中
関西電力(株)美浜発電所	美浜町丹生	1号機	PWR	34.0万KW	1970年11月28日	廃止措置中
		2号機	PWR	50.0万KW	1972年7月25日	廃止措置中
		3号機	PWR	82.6万KW	1976年12月1日	運転中
関西電力(株)大飯発電所	おおい町大島	1号機	PWR	117.5万KW	1979年3月27日	運転終了
		2号機	PWR	117.5万KW	1979年12月5日	運転終了
		3号機	PWR	118.0万KW	1991年12月18日	停止中
		4号機	PWR	118.0万KW	1993年2月2日	停止中
関西電力(株)高浜発電所	高浜町田ノ浦	1号機	PWR	82.6万KW	1974年11月14日	運転中
		2号機	PWR	82.6万KW	1975年11月14日	運転中
		3号機	PWR	87.0万KW	1985年1月17日	運転中
		4号機	PWR	87.0万KW	1985年6月5日	運転中

BWR：沸騰水型軽水炉 PWR：加圧水型軽水炉 FBR：高速増殖炉 ATR：新型転換炉

[オフサイトセンター一覧]

名 称	住 所	電話番号	FAX 番号	対象原子力事業所
敦賀原子力防災センター	敦賀市金山 99 号 11 番 47 号	0770-25-8661	0770-25-8662	もんじゅ・敦賀発電所
美浜原子力防災センター	美浜町佐田 64 号毛ノ鼻 1-6	0770-37-2290	0770-37-2291	美浜発電所
大飯原子力防災センター	おおい町成和第 1 号 1 番 1	0770-77-1687	0770-77-1688	大飯発電所
高浜原子力防災センター	高浜町菌部 35 字一ツ橋 14 番地	0770-72-8100	0770-72-8101	高浜発電所

[モニタリング一覧]

名 称	観測場所	設置場所	観測機関
越前町役場局	越前町西田中 13-5-1	役場前駐車場内	県原子力環境監視センター
海上保安庁越前岬気象観測局	越前町血ヶ平 9 字上丸山 2-2	越前岬灯台	海上保安庁
越前厨気象観測所(越前厨 MS)	越前町茂原 4-8-1	城崎小学校脇	日本原子力研究開発機構
越前町玉川局	越前町玉川 44-26	玉川地区集会施設内	県原子力環境監視センター
越前町米ノ局	越前町米ノ 86-2	越前南部地区漁業集落排水処理施設内	県原子力環境監視センター
越前町織田局	越前町下河原 37-2-10	織田中学校駐車場内	県原子力環境監視センター

資料17-2 備蓄物資の整備状況（原子力災害関係）

（平成31年3月31日現在）

[福井県配布分]

安定ヨウ素剤（使用期限3箇年）H31.2.28入替

23,000丸	(50 mg/丸)	越前町役場保管
5,000丸	(50 mg/丸)	宮崎CC保管
11,000丸	(50 mg/丸)	越前CC保管
10,000丸	(50 mg/丸)	織田CC保管

[福井県貸与分]

広報車両（日産セレナ）		危機対策・防災課	1台	越前町役場
衛星電話（固定型）		危機対策・防災課	1式	〃
緊急時連絡網 （総合原子力防災ネットワーク機器）	専用電話	原子力安全対策課	2台	〃
	専用FAX	原子力安全対策課	1台	〃
	TV会議システム	危機対策・防災課	1式	〃
	専用PC	危機対策・防災課	1台	〃
ポケット線量計		危機対策・防災課	27台	〃
ポケットサーバイメータ		危機対策・防災課	4台	中学校
GMサーバイメータ		危機対策・防災課	2台	越前町役場
シンチレーションサーバイメータ		危機対策・防災課	2台	〃
簡易サーバイメータ		危機対策・防災課	27台	小学校8台 越前町役場1台 生習C系生分館1台 宮崎CC1台 越前CC1台 織田CC1台 保育所14台
高線量サーバイメータ		危機対策・防災課	5台	越前町役場
防護服		危機対策・防災課	27セット	〃
防護マスク		危機対策・防災課	27セット	〃
防護マスク吸収缶		危機対策・防災課	27セット	〃

資料17-3 原子力災害関連用語の解説

	用語等	用語の意義等
あ行	安定ヨウ素剤	<p>原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。</p> <p>事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。</p>
	屋内退避	<p>窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく町民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。緊急時には、災害対策基本法に基づき県の判断で指示が出されることもある。</p>
	オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設の通称。</p> <p>原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。</p>
か行	外部被ばく	<p>放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときだけに限られ、放射線源から離ればそれ以上の被ばくはなくなる。</p>
	緊急事態応急対策	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。</p>
	緊急事態区分	<p>緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。</p>
	緊急時環境放射線モニタリング	<p>放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。</p>
	空間放射線量率	<p>ある時間内に空気中を通過する放射線の量をいう。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニター、可搬式モニタリングポスト等により測定される。</p>

	用語等	用語の意義等
か行	警戒事象	<p>その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。</p> <p>警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。</p>
	原子力緊急事態	<p>原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。</p>
	原子力災害医療	<p>原子力災害により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動。</p> <p>具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動を行う。</p>
	原子力災害合同対策協議会	<p>内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。</p>
	原子力防災専門官	<p>原災法第30条の規定に基づき、原子力施設が所在する地域に常駐し、市町等と協力して原子力防災体制を整備・維持するとともに、原子力事業者に対して必要な指導を行う。</p> <p>また、万一の緊急事態には、現地における原子力防災の要として、関係者・関係機関への指示や連絡調整を行い、町民の安全確保や事態の収束を図るとともに、町等に対して、原子力防災の状況等について、広聴・連絡広報活動を行う。</p>
	現地事故対策連絡会議	<p>原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。</p>
さ行	サーバイメータ	<p>放射性物質又は放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。</p>

	用語等	用語の意義等
さ行	除染	身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」という。
	シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測る「ものさし」として使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。
	スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。
た行	特定事象	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。 施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。
な行	内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射線の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。
は行	避難退域時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
	ベクレル (Bq)	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射線の強さ、又は量を表す。
	放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能を持っている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能に当たる。
	放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

	用語等	用語の意義等
ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。
英字	E A L (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。
	I A E A (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関)	原子力の平和利用の促進と軍事利用の防止を目的とする国際連合の機関の一つ。
	O I L (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。
	P A Z (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 5 km の区域。
	U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響を最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 30km の区域。